

自己点検・評価報告書

令和 6 (2024) 年度版

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	37
基準 4. 教員・職員	57
基準 5. 経営・管理と財務	69
基準 6. 内部質保証	79
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	85
基準 A. 産学官連携による取組みの推進	85
V. 法令等の遵守状況一覧	90
VI. エビデンス集一覧	98
エビデンス集（データ編）一覧	98
エビデンス集（資料編）一覧	99
・ 熊本保健科学大学の自己点検・評価委員会は、毎年度その前年度を対象とした点検 評価活動を行い、「自己点検・評価報告書」を作成している。「令和 6(2024)年度版」 とは、前年度の期間＜令和 5(2023)年 5 月 2 日～令和 6(2024)年 5 月 1 日＞を点検 評価の対象として、令和 6(2024)年度の委員会によって作成されたものである。 在学生数などの数字については、「学校基本調査」などの公的データの基準日に合 わせて、令和 6(2024)年 5 月 1 日時点のデータを反映している。なお、本文中の「○ ○年度」は暦年度のことを意味する。	
・ 本報告書は、電子媒体によって学内用 Web 掲示板及び大学公式ホームページに開示 するとともに、冊子体も作成し、要望に応じて閲覧に供している。	

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）の建学の精神は、「優れた医療技術者の養成を通じて社会に貢献する」ことである。この建学の精神に基づいて基本理念及び使命・目的を掲げている。

2. 基本理念

本学は「知識」「技術」「思慮」「仁愛」を四綱領とし、以下の基本理念を掲げる。

- ① 保健医療分野に関する専門知識技術の教育と研究を行う
- ② 人間と社会に深い洞察力を持つ人材の育成
- ③ 高度な知識と技術を有し、保健医療分野に貢献できる人材の育成
- ④ 豊かな人間性を備え、創造性に富む、活力ある人材の育成

3. 大学の使命・目的

本学の使命・目的は「保健医療に関する学問の教育及び研究を行い、豊かな教養と人格とを兼ね備え、国民の保健衛生並びに医療に寄与する人材を育成する」（熊本保健科学大学学則第1条）ことである。さらに、建学の精神や使命・目的、基本理念を踏まえ、本学のミッションを次のように定めている。

「保健医療分野の教育と研究を通して社会に貢献できる医療技術者を養成する」

本学は、保健医療分野で日々生み出される新しい知見に応じて教育研究の水準を高めるとともに、社会的要請の多様化と高度化をうけて最新の保健医療教育を担うに相応しい質の確保を目指し、変容を続けてきた。九州の中央に位置する熊本の地にあって、小規模ながらも、社会に必要とされる人材を育成し続け、県内はもとより、九州各県の医療施設、また、関東・関西圏まで多くの卒業生を送り出している。

4. 大学の個性・特色等

本学の個性・特色の主たるものは以下のとおりである。

- 1) 厚生省指定の衛生検査技師養成所として全国ではじめて創設された6施設の一つである化血研衛生検査技師養成所を前身とする。
- 2) 養成所創設以来、保健医療分野に特化した人材を育成し、10,000人を超える卒業生を輩出している。特に、臨床検査技師養成数は、九州圏内で最多の実績を誇る。
- 3) 大学院（保健科学研究科）のほかに、助産別科やキャリア教育研修センター（認定看護師教育課程、特定行為研修課程）を併設している。
- 4) 太陽光パネルを備えた円形校舎や敷地内全面禁煙など、保健医療分野に特化した人材を育成するに相応しいエコでクリーンなキャンパスを有する。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）の前身は、昭和 34(1959)年、熊本市古京町に設立された厚生省指定の化血研衛生検査技師養成所である。翌年には熊本医学技術専門学校、更に昭和 43(1968)年に学校法人銀杏学園（以下「本学園」という。）を設立し、銀杏学園短期大学へと発展した。

その後の保健医療分野における関連諸科学の進歩は著しく、知識及び専門技術の高度化に伴う資質向上の必要性、保健医療分野の優れた人材育成を求める社会的要請、生涯学習拠点機能強化の要望が高まった。そのため本学園は 4 年制大学への改組転換を図り、熊本市和泉町に新校地を求め、校舎を新築するとともに新たな教育研究組織を整え、平成 15(2003)年に熊本保健科学大学（保健科学部 衛生技術学科、看護学科）を開設した。さらに平成 19(2007)年にはリハビリテーション学科と助産別科を加え、平成 21(2009)年に大学院（保健科学研究科）を設置した。

リハビリテーション学科は開設当初、理学療法学専攻と作業療法学専攻の 2 専攻で構成していたが、平成 23(2011)年に言語聴覚学専攻を開設して 3 専攻とした。また、平成 23(2011)年に衛生技術学科を医学検査学科へ、平成 25(2013)年にリハビリテーション学科の作業療法学専攻を生活機能療法学専攻へと改称して現在に至っている。

昭和 34(1959)年 4 月	化血研衛生検査技師養成所創設（熊本市古京町）
昭和 35(1960)年 4 月	熊本医学技術専門学校と名称変更
昭和 43(1968)年 4 月	学校法人銀杏学園 銀杏学園短期大学開学（熊本市清水町） 衛生検査技師法の規定による学校として発足
昭和 46(1971)年 1 月	専攻科設置、臨床検査技師国家試験受験資格が与えられる
昭和 47(1972)年 9 月	3 年制への学制変更届出
昭和 48(1973)年 4 月	同上受理、新制度による短期大学発足
昭和 58(1983)年 4 月	2 年制の看護科設置
平成 14(2002)年 12 月	熊本保健科学大学設置認可
平成 15(2003)年 4 月	銀杏学園短期大学募集停止（衛生技術科、看護科） 熊本保健科学大学開学（熊本市和泉町） （保健科学部 衛生技術学科、看護学科）
平成 16(2004)年 3 月	銀杏学園短期大学 看護科 終了
平成 18(2006)年 1 月	銀杏学園短期大学 衛生技術科 終了 銀杏学園短期大学廃止認可
平成 19(2007)年 4 月	熊本保健科学大学 学科新設 （リハビリテーション学科：理学療法学専攻、作業療法学専攻） 熊本保健科学大学 別科新設（助産別科）
平成 20(2008)年 10 月	熊本保健科学大学大学院（修士課程）設置認可

熊本保健科学大学

平成 21(2009)年 4 月	大学院保健科学研究科 保健科学専攻 (臨床検査領域・リハビリテーション領域) 開設 熊本保健科学大学キャリア教育研修センター 開設
平成 21(2009)年 10 月	キャリア教育研修センター認定看護師教育課程 脳卒中リハビリテーション看護分野 開講
平成 23(2011)年 4 月	衛生技術学科を医学検査学科と改称 リハビリテーション学科言語聴覚学専攻 新設
平成 24(2012)年 4 月	キャリア教育研修センター認定看護師教育課程 慢性心不全看護分野 開講
平成 25(2013)年 4 月	リハビリテーション学科作業療法学専攻を生活機能療法学 専攻と改称
平成 29(2017)年 4 月	キャリア教育研修センター認定看護師教育課程 認知症看護分野 開講 地域包括連携医療教育研究センター 設置
平成 30(2018)年 3 月	キャリア教育研修センター認定看護師教育課程 慢性心不全看護分野 閉講
平成 30(2018)年 4 月	学生相談・修学サポートセンター 設置
令和元(2019)年 10 月	生物毒素・抗毒素共同研究講座 設置
令和 2(2020)年 4 月	キャリア教育研修センター認定看護師教育課程 脳卒中看護分野 開講 キャリア教育研修センター特定行為研修課程 開講
令和 2(2020)年 10 月	品質保証・精度管理学共同研究講座 設置
令和 3(2021)年 4 月	アカデミックスキル支援センター 設置
令和 4(2022)年 3 月	地域包括連携医療教育研究センター 閉鎖
令和 4(2022)年 4 月	健康・スポーツ教育研究センター 設置 大学院保健科学研究科 保健科学専攻 看護領域 開講

2. 本学の現況

・大学名

学校法人銀杏学園 熊本保健科学大学

・所在地

〒861-5598 熊本県熊本市北区和泉町亀の甲 325 番地

・学部構成

学部等		学科等
学部	保健科学部	医学検査学科 看護学科 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 生活機能療法学専攻 言語聴覚学専攻

熊本保健科学大学

大学院	保健科学研究科	保健科学専攻 臨床検査領域 看護領域 リハビリテーション領域
別科		助産別科
キャリア教育研修センター		認定看護師教育課程 脳卒中看護分野 認知症看護分野 特定行為研修課程

・学生数、教員数、職員数

学生数（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

学部	学 科	入学定員	収容定員	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	合計
保健科学部	医学検査学科	100	400	121	125	117	108	471
	看護学科	100	400	123	131	119	97	470
	リハビリテーション学科	140	540	163	150	131	115	559
保健科学部 計		340	1,340	407	406	367	320	1,500
保健科学研究科		10	20	17	18	—	—	35
助産別科		20	20	21	—	—	—	21
キャリア教育研修センター		20	20	23	—	—	—	23
合 計		390	1,400	—	—	—	—	1,579

教員数（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）（ ）は兼任を含む

学部	学 科	専任教員数				
		教授	准教授	講師	助教	計
保健科学部	医学検査学科	14	8	6	0	28
	看護学科	8	10	10	2	30
	リハビリテーション学科	13	12	8	3	35
保健科学部 計		35	30	24	5	94
保健科学研究科		3(28)	0(16)	0(10)	0(2)	3(56)
助産別科		1	1	1	0	3
キャリア教育研修センター		1(1)	1	0	1	3(1)
学生相談・修学サポートセンター		0(1)	0	1	0	1(1)
アカデミックスキル支援センター		1(1)	0	0	0	1(1)
健康・スポーツ教育研究センター		2(1)	1(3)	0(3)	0(2)	3(9)
生物毒素・抗毒素共同研究講座		1	0	0	1	2
品質保証・精度管理学共同研究講座		1	0	0	0	1
合 計		45	33	26	7	111

熊本保健科学大学

職員数（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
33	28	15	4	80

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）の建学の精神は、「優れた医療技術者の養成を通じて社会に貢献する」であり、これは昭和 34(1959)年の化血研衛生検査技師養成所設立以来受け継がれてきたものである。この建学の精神を踏まえ、「保健医療分野の教育と研究を通して社会に貢献できる医療技術者を養成する」というミッションを策定し、本学の使命・目的を「熊本保健科学大学学則」（以下「学則」という。）第 1 条及び「熊本保健科学大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第 2 条に定めている【資料 F-3】。

保健科学部及び大学院保健科学研究科の使命・目的は、基本理念として明確に展開し、この基本理念に沿って学部・学科・専攻及び研究科の教育目的（本学においては「教育目標」）を定め、それぞれの組織が育成する人材を学則第 4 条及び大学院学則第 6 条に規定している。

平成 21(2009)年の創立 50 周年にあたり、基本理念を「知識」「技術」「思慮」「仁愛」の四綱領の形で明快に表現した【資料 1-1-1】。これは、20 年あまり歌い継がれた学園歌において「医療の礎築かむと知識と技を磨き」及び「生命を護る真心の智と仁愛を育み」と謳いこまれた本学の精神を理念として反映したものである【資料 1-1-2】。

1-1-② 簡潔な文章化

保健科学部及び大学院保健科学研究科の使命・目的を展開した基本理念と、学部・学科・専攻及び研究科の教育目的等は、簡潔に表現することを旨として表 1-1-a のとおり策定している。

表 1-1-a ミッション、基本理念、使命・目的、教育目的（教育目標）とその周知方法

	内 容	周知方法・媒体	対象
ミ ッ シ ョ ン	保健医療分野の教育と研究を通して社会に貢献できる医療技術者を養成する	学生便覧 学内用 Web 掲示板	学内
		大学公式ホームページ 大学案内 入試ガイド	学内外

熊本保健科学大学

使命・目的	(保健科学部) 熊本保健科学大学は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、保健医療に関する学問の教育及び研究を行い、併せて豊かな教養と人格とを兼ね備え、国民の保健衛生並びに医療に寄与する人材を育成することを目的及び使命とする。	学生便覧 学則	学内
	(大学院保健科学研究科) 熊本保健科学大学大学院は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、保健医療に関する学問の教育及び研究を行い、併せて豊かな教養と人格とを兼ね備え、国民の保健衛生並びに医療に寄与する高度専門職業人を育成することを目的及び使命とする。	大学院学生便覧 大学院学則	学内
基本理念	「知識」「技術」「思慮」「仁愛」を四綱領とし、以下の基本理念を掲げる。 1. 保健医療分野に関する専門知識技術の教育と研究を行う 2. 人間と社会に深い洞察力を持つ人材の育成 3. 高度な知識と技術を有し、保健医療分野に貢献できる人材の育成 4. 豊かな人間性を備え、創造性に富む、活力ある人材の育成	学生便覧 学内用 Web 掲示板 学則別表	学内
		大学公式ホームページ 大学案内 学園通信ぎんきょう	学内外
教育目的 (教育目標)	(保健科学部) 1. 生命の尊厳と社会について洞察力を有し、自立できる人材を育てる 2. 広い視野に立ち、課題探求力と問題解決力を有する人材を育てる 3. 医療専門職と連携協働し、自己責任の果たせる人材を育てる 4. 多様な価値観を理解し、国際的な言語運用能力と情報技術を持つ人材を育てる	学生便覧 学内用 Web 掲示板 学則別表	学内
	(大学院保健科学研究科) 1. 高度な知識・能力を備えた専門職業人を養成する。 2. 管理・経営能力を持ち、医療現場で指導的役割を担うことができる人材を養成する。 3. 専門分野における技術の改良やその臨床応用ができる人材を養成する。 4. 幅広い視野をもつ人材を養成する。 5. 社会人に対して大学院教育の門戸を開放する。	大学公式ホームページ 大学案内 入学試験要項 入試ガイド	学内外
		大学院学生便覧 大学院学則別表 大学公式ホームページ	学内外

1-1-③ 個性・特色の明示

保健医療に特化した優れた人材を育成し、社会に貢献するという本学の個性と特色は、大学の使命・目的及び教育目標に明示している。

本学は、全国ではじめて創設された厚生省指定の六つの衛生検査技師養成所の一つを前身とし、養成所創設以来、社会に送り出した保健医療分野の人材（臨床検査技師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など）は 10,000 人を超える。特に臨床検査技師養成人数は、九州圏内で最多の実績を誇る。

1-1-④ 変化への対応

本学では、開学以来、4 年ごとに「中期目標・中期計画」を策定してきたが、平成 31(2019)年度からは、令和 12(2030)年度を目途とした「将来ビジョン」のアクションプランとして、12 年間（4 年間×3 サイクル）の「中長期計画」を策定している【資料 1-1-3】。これに基づき、平成 31(2019)年度以降は、長期的展望に立ちつつ、変化の激しい保健医療分野の教育研究環境に対応するため、必要に応じてローリング（期中修正）を行っている。

本学のミッションや使命・目的、基本理念は建学の精神を踏まえたものであり、時を経ても変わるものではない。一方で、ミッションで述べている「社会に貢献できる（医療技術者）」及び使命・目的で述べている「国民の保健衛生並びに医療に寄与する（人材）」を

育成することにおいて、「どのような医療技術者が社会に貢献し得るか」「どのような人材が国民の保健衛生並びに医療に寄与し得るか」が変化している。特に、病院から施設・在宅へシフトする地域包括ケアの動向と人生 100 年時代における「生きること」に対する価値観等における社会の変化への対応が求められており、この観点に基づいて、教育改革、カリキュラム改革、中長期計画の立案等を行い、実施している。その取組みの一つとして、令和 5(2023)年度のリハビリテーション学科理学療法学専攻へのスポーツリハビリテーションコース新設があり、その際には教育目的の見直しの可否についても検討を行っている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的については、本学の個性・特色を反映させて具体的に明文化するとともに、簡潔な文章化も実現している。今後も使命・目的等が社会的要請にysteいていかどうかを検証しながら、その妥当性について定期的に評価していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の「基本理念」と「教育目標」はいずれも、「優れた医療技術者の養成を通じて社会に貢献する」という建学の精神を具現化したものであり、本学設立に際し、学校法人銀杏学園理事会役員及び前身である銀杏学園短期大学の教職員が、その制定にあたった。

設立以降に制定された「熊本保健科学大学のミッション」や「知識」「技術」「思慮」「仁愛」の四綱領に関しても、学内で慎重な検討を重ねたうえで、役員・教職員の理解と支持を得て、本学の最終的な意思決定を担う大学運営協議会及び理事会で承認されたものである【資料 1-2-1】。

以上のように、策定及び改定に役員や教職員が関与することにより、使命・目的等への理解と支持が得られている。

1-2-② 学内外への周知

使命・目的及び教育目的は、学則及び大学院学則に定めるとともに、表 1-1-a に掲げるように大学公式ホームページや「大学案内」などに明示し、学内外に周知している【資料 1-2-2】。

学内外への周知の一環として、本学の理念が盛り込まれている学園歌を毎日午後の講義

開始前に放送し、教職員、学生の意識を高めるとともに、入学式、卒業式などの行事でも斉唱することで、列席者の認識を深めている【資料 1-1-2】。さらに、平成 31(2019)年度からは、ブランド戦略の一環として、教育目的をタグラインやキービジュアルの形で表現し、学外に広報している【資料 1-2-3】。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、教職員は基本理念と教育目的を反映した中長期計画を策定しており、中長期計画の前文には基本理念と教育目的及び将来ビジョンが掲載されている。また、教職員はこの中長期計画に沿って部門別計画の策定を行っている【資料 F-6】。

中長期計画は、各学科などでの検討を経て、大学運営協議会、理事会へと上申され、審議・承認される。また、学内用 Web 掲示板を通じて全学に公開しており、必要に応じて常に確認できる状態になっている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の基本理念は教育目的の形で具現化し、更に三つのポリシーに反映している。

保健科学部及び大学院保健科学研究科のアドミッションポリシーは、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーと一体で策定され、その冒頭では、基本理念のもとに育成を目指す医療技術者像を掲げるとともに、ディプロマポリシーに適う人材を選抜するために「求める学生像」を明示している【資料 F-13】。

保健科学部及び各学科・専攻のディプロマポリシーでは、教育目的に掲げる「生命の尊厳と社会について洞察力を有し、自立できる人材」「広い視野に立ち、課題探求力と問題解決力を有する人材」「医療専門職と連携協働し、自己責任の果たせる人材」「多様な価値観を理解し、国際的な言語運用能力と情報技術をもつ人材」としての到達点を明確に示している。

大学院保健科学研究科のディプロマポリシーでは研究科の教育目的に掲げる「高度専門職あるいは研究者」としての到達点を明確に示している。

カリキュラムポリシーはディプロマポリシーに基づいて策定されることにより、教育目的を反映するものとなっている。また、カリキュラムポリシーの冒頭では、「本学が掲げる知識・技術・思慮・仁愛の四綱領と基本理念のもと、アドミッションポリシーに基づいて入学した学生が、ディプロマポリシーで述べた力を有する人材となるよう、教育課程を編成し、実施する」ことを宣言している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、学則第 1 条に掲げる本学の使命・目的を達成するため、保健科学部に医学検査学科、看護学科及びリハビリテーション学科（理学療法学専攻、生活機能療法学専攻、言語聴覚学専攻）の 3 学科と共通教育センターを設置している。また、大学院学則第 2 条に掲げる本学の使命・目的を達成するため、大学院保健科学研究科保健科学専攻を設置している。さらに、助産別科を設置するとともに、熊本保健科学大学キャリア教育研修センターに特定行為研修課程を含む認定看護師教育課程を開設している。これらはすべて本学が育成を目指す医療技術者の職域を反映する教育研究組織である。

これらに加え、学修に困難を感じている学生の修学をサポートする学生相談・修学サポートセンター、アカデミックスキルを育成する組織としてアカデミックスキル支援センターを設置している。さらに、令和 4(2022)年 4 月には、地域包括連携医療教育研究センターを発展的に解消し、健康とスポーツをキーワードに社会還元型の教育支援活動と研究開発を積極的に推進するための健康・スポーツ教育研究センターを設置した。また、地域包括連携医療教育研究センターが担っていた防災・減災教育を担う防災・減災教育支援室を設置した【資料 1-2-4】。

本学の教育研究組織の概要を表 1-2-a に、運営組織図を図 1-2-a にそれぞれ示す。

表 1-2-a 教育研究組織の概要

教育研究組織	概 要
保健科学部	平成 15(2003)年度開設。医学検査学科、看護学科、リハビリテーション学科と共通教育センターで構成。医学検査学科及びリハビリテーション学科を卒業した学生は「学士（保健学）」、看護学科を卒業した学生は「学士（看護学）」の学位を取得。卒業生は国家試験に合格することで、臨床検査技師（医学検査学科）、看護師（看護学科）、保健師（看護学科）、理学療法士（リハビリテーション学科理学療法専攻）、作業療法士（リハビリテーション学科生活機能療法学専攻）、言語聴覚士（リハビリテーション学科言語聴覚学専攻）の国家資格の取得が可能。卒業生のほとんどは、上記の資格や他の任用資格を取得し、医療専門職に就く。
大学院保健科学研究科	平成 21(2009)年度開設。修了した学生は、「修士（保健学）」の学位を取得。臨床検査領域、看護領域、リハビリテーション領域の 3 領域で構成。修了後は医療機関のコメディカル部門のほか、社会福祉施設などで活躍している。
助産別科	平成 19(2007)年度開設。学校教育法第 91 条に基づいて設置された 1 年課程の別科。学校教育法第 91 条第 3 項に規定する大学入学資格を有し、かつ日本国の看護師免許取得者を対象に開講。修了生に学位は与えられないが、課程修了後、国家試験に合格することにより助産師の国家資格を取得する。
キャリア教育 研修センター	平成 21(2009)年度開設。認定看護師教育課程と特定行為研修課程からなる。認定看護師教育課程では、脳卒中看護分野及び認知症看護分野の認定看護師を育成。看護師の実務研修が通算 5 年以上かつ当該分野で 3 年以上の経験者が研修生として入学。修了後に日本看護協会による認定試験を経て当該分野の認定看護師となる。研修生はすべて現役看護師であり、保健科学部看護学科の学生にとってのロールモデルでもある。改正認定看護師規程（日本看護協会）のもとでの特定行為研修課程は九州初である。
学生相談・ 修学サポートセンター	平成 30(2018)年度開設。それまでの学生支援を統合し、学生生活における様々な悩みや障がいのある学生を含め、学修に困難を感じている学生に対して、相談と支援・指導などを行い、メンタル面及びフィジカル面での学生の修学支援にあたる。学生相談部門、修学支援部門、支援学生育成部門の 3 部門から構成される。
アカデミックスキル 支援センター	令和 3(2021)年度開設。批判的に読み、自分の頭で考え、対話を通して考えを深め、自分の言葉で論理的に語る、書くといった「学びの基礎」となる力を育成する。
健康・スポーツ 教育研究センター	令和 4(2022)年度開設。健康とスポーツをキーワードに、社会還元型の教育支援活動と研究開発を積極的に推進し、持続的な健康日本の活性化を目指すことを目的に設置。スポーツリハビリテーション関連科目の支援も行う。
減災・防災教育支援室	令和 4(2022)年度開設。地域包括連携医療教育研究センターが担っていた事業のうち、保健科学基幹科目「災害時における保健医療」の授業科目担当など減災・防災教育を担う。

学校法人銀杏学園 組織図

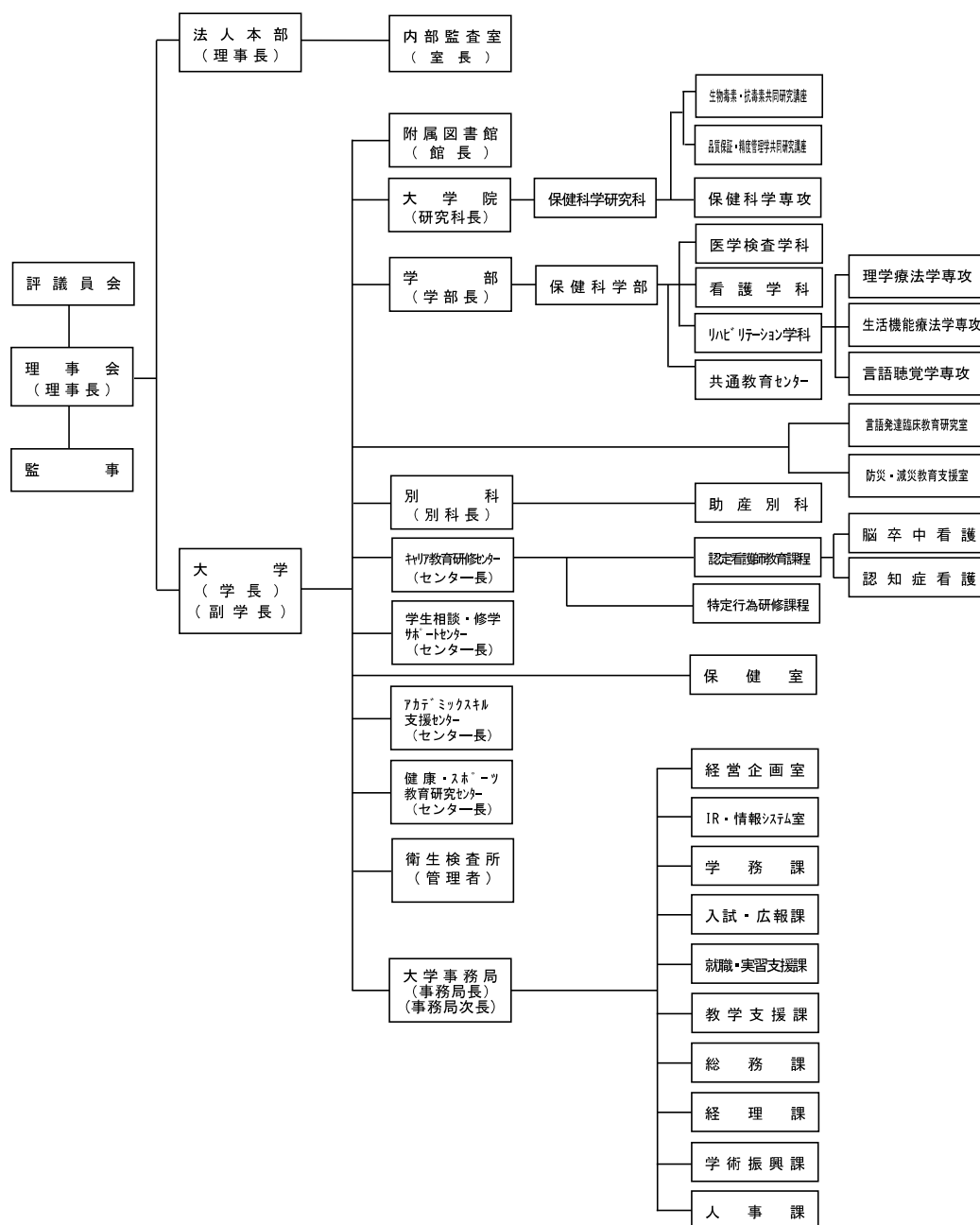


図 1-2-a 組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神を具現化した「基本理念」などは、中長期計画の前文に掲載しており、これを前提とした各種計画を策定している。現在、学部と学科のディプロマポリシー並びにディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの一貫性がより明確になるよう、ポリシーの見直しに着手している。また、リハビリテーション学科生活機能療法学専攻について、専攻の使命・目的がより明確となる作業療法学専攻に名称変更することを決定し、各手続きを行っている。

【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目標は、簡潔な文章で具体的かつ明確に定めており、保健医療系大学としての本学の個性や特色を明示している。大学の使命・目的及び教育目標については、教職員・学生・保護者のみならず学外のステークホルダーに対しても様々な媒体を通じて周知を行っている。また、社会の変化に対応するため 4 年ごとの中期計画の策定において、使命・目的及び教育目標の再確認を行っている。評価対象期間（令和 5(2023)年 5 月 2 日～令和 6(2024)年 5 月 1 日）は第二期中期計画の初年度に相当したが、計画内容は、中長期計画と共に学内用 Web 掲示板を通して、全学に周知している。また、使命・目的及び教育目的は三つのポリシーに反映され、教育研究組織の構成との整合性も保たれており、基準 1 を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）保健科学部のアドミッションポリシーは、本学が掲げる基本理念の実現と基本理念に沿って定められた教育目的、更には教育目的に示す人材の具体的な到達点であるディプロマポリシーの達成にふさわしい資質を持つ学生の入学を志向するものである【資料 2-1-1】。平成 31(2019)年度入試から採用している保健科学部のアドミッションポリシーは、文部科学省によって提示された新たなルールに基づく令和 3(2021)年度入試に向けて、副学長を委員長とする入学試験改革委員会において選抜方法の見直しを行い、これに合わせて教育改革推進会議において改定したものである。大学院保健科学研究科のアドミッションポリシーについても教育改革推進会議において同様に改定し、平成 31(2019)年度入試から採用している。

本学のアドミッションポリシーでは、入学者選抜との関連性を明確にするため、入学者選抜の基本方針に加え入試区分ごとの特色を示している。また、保健科学部では、入学後に大学生活や職業に対する入学前の想像と現実との乖離に悩む学生などが生じないよう、アドミッションポリシーや保健医療系大学の現実を事前に的確に理解してもらうための広報や説明に努めている。

アドミッションポリシーは、「熊本保健科学大学入学試験要項」「熊本保健科学大学大学院学生募集要項」に明示している。また、「熊本保健科学大学入試ガイド」及び本学公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも、教育目標とともに掲載している【資料 2-1-2】。さらに、保健科学部のアドミッションポリシーは、志望者と保護者に対してオープンキャンパスにおいて説明している。また、高等学校の進路指導教員に対しては進路指導者向け進学説明会において説明している。なお、令和 5(2023)年度はコロナ禍により設定していた様々な制限を廃し、従来から行っていたオープンキャンパスや入試対策イベント（チャレンジ熊保大）などの学生募集活動を行うことができた。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

(a) アドミッションポリシーに沿った入学者選抜

本学では選抜基準などが異なる多様な入学試験を実施し、いずれの入試区分においても本学が求める学生像に合致する入学者を選抜している。保健科学部の入学試験がアドミッションポリシーに沿って適切に行われていることは、1.0%前後という本学の 1 年間の中途退学率の低さによっても示されている【資料 2-1-3】。

保健科学部の令和 7(2025)年度入試における入試区分と概要を表 2-1-a に、入試区分別

募集人数を表 2-1-b に示す。保健科学部における入試区分とアドミッションポリシーとの関係については表 2-1-c に示す。なお、令和 4(2022)年 4 月には、適性の高い志願者・入学
者確保の観点から令和 5(2023)年度の入試区分別募集人数を変更している。

表 2-1-a 保健科学部 令和 7(2025)年度入試における入試区分と概要

入試区分	概 要
総合型選抜 (リーダーシップ選抜)	保健医療職に就く意志が固く、本学への入学を強く希望する専願者を対象とする。選考は 2 段階で、1 次選考ではエントリー形式で書類選考を実施。志望理由や高校生活における活動実績等を点数化して評価する。2 次選考では 1 次選考通過者を対象に、小論文試験で基礎学力を測り、プレゼンテーション及び面接を通して「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に加え、「リーダーシップ能力」を評価する。
学校推薦型選抜 (指定校)	過去に志願者及び入学者が多い等の基準により大学が指定した特定の高等学校について、本学の基本理念、教育目標が理解されているとの判断から、高等学校校長推薦枠を設けている。 指定校に推薦要件を提示し、要件に合う生徒が推薦を受けた場合に、志願者（推薦時に高等学校 3 年生に在籍する者）の調査書、推薦書、志望理由書及び面接・小論文試験の結果から、総合的に可否を判定する。原則として選抜は行わず、面接・小論文試験結果により本学とのミスマッチが懸念される受験生に限り不合格としている。指定校の選定は、高等学校別の志願状況、合格・入学状況、入学後の成績などをもとに、入学試験委員長を部会長とし、アドミッションオフィサー及び入試・広報課長も委員として参加する指定校選定部会において毎年度見直し、入学試験委員会及び教授会の議を経て学長が決定する。
学校推薦型選抜 (公募)	高等学校卒業予定者及び前年度卒業者を対象にする。高等学校教育の多様化を考慮し、在学中の成績などに関する要件は設定しないが、人物・学力共に優秀でかつ医療技術者としての適性と明確な目的意識を有し、出身高等学校長の推薦を得た本学への専願者を対象としている。「英語（リスニングを除く）」「現代の国語及び言語文化（古典を除く）」「数学Ⅰ・A」の 3 科目からなる総合問題の筆記試験により基礎学力を、面接試験によりコミュニケーション能力などを測り、書類審査も含め志願者の学力の 3 要素を多面的・総合的に評価し、選抜する。書類審査においては、ボランティア活動、クラブ活動、本学の指定する外部検定試験などの高校生活における活動実績等を点数化して評価する。面接試験では、アドミッションポリシーを踏まえたグループ面接を実施し、質問内容の理解力、自ら考え質問に答えようとする力、面接を受ける態度、保健医療分野の専門職を目指す意欲などを評価する。また、新学習指導要領に対応した試験科目範囲の設定を行う。
一般選抜	志願者は一般公募とし、筆記試験の総合得点と提出書類を総合的に評価することにより可否を判定している。筆記試験の科目は学科・専攻の特性に応じて異なる。令和 3(2021)年度入試から適用された「新たなルール」に基づき、英語外部検定試験等における本学指定のスコアや志願者の活動実績の提出を必須とし、志願者の学力の 3 要素を多面的・総合的に評価する。また、新学習指導要領に対応した試験科目範囲の設定を行う。
大学入学共通テスト 利用選抜（前期日程）	志願者の受験機会を増やし、基礎学力を備えた学生を幅広く募集するため、大学入学共通テストを利用し、本学が指定する教科・科目の成績によって可否を判定する。また、新学習指導要領に対応した試験科目範囲の設定を行うとともに、一部の学科では新たに「情報Ⅰ」を活用する。
大学入学共通テスト 利用選抜（後期日程）	選抜方法は前期日程と異なり、大学入学共通テストで本学が指定する教科・科目の成績のほかに、独自の面接試験を行い、総合的に可否を判定する。多様な受験生の受験機会を増やす意図で、前期日程より選択の幅を広げた試験科目を指定している。また、新学習指導要領に対応した試験科目範囲の設定を行うとともに、すべての学科で新たに「情報Ⅰ」を活用する。

熊本保健科学大学

特別選抜（社会人）	リハビリテーション学科において、社会人経験を有する者を学生として受入れることで社会性、価値観など、一般学生に良い影響を与え、互いに高め合う環境構築ができると期待している。小論文及び面接試験によって、思考力、判断力、表現力などを把握する。
-----------	--

表 2-1-b 保健科学部 令和 7(2025)年度入試における入試区分別募集人数

	総合型 選抜	学校推薦型選抜		一般 選抜	大学入学共通テスト 利用選抜		特別 選抜	合計
		指定校	公募		前期日程	後期日程	社会人	
医学検査学科	5	20	25	40	5	5		100
看護学科	5	15	30	40	5	5		100
リハビリテーション学科 理学療法学専攻	4	12	14	23	4	3	若干名	60
リハビリテーション学科 作業療法学専攻	3	8	9	15	3	2	若干名	40
リハビリテーション学科 言語聴覚学専攻	3	8	9	15	3	2	若干名	40
合 計	20	63	87	133	20	17	若干名	340

表 2-1-c 保健科学部における入試区分とアドミッションポリシーとの関係

アドミッション ポリシー 入学試験区分	保健科学部			
	臨床検査技師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医療技術者を目指す、しっかりとした動機・目的意識・意欲がある人	他者の心身の痛みや多様な価値観に共感できる人	協調性と柔軟性を持ち、他者との良好なコミュニケーションをとることができる人	高等学校の主要科目について教科書レベルの知識と学習習慣をしっかりと身に付けており、できれば、部活動やボランティア活動などを積極的に行ってきた人
総合型選抜	面接、プレゼン、出願書類	面接、プレゼン、出願書類	面接、プレゼン、出願書類	小論文試験、面接、プレゼン、出願書類
学校推薦型選抜 （指定校）	面接、出願書類	面接、出願書類	面接、出願書類	出願資格（所定以上の学習成績の状況）、小論文試験
学校推薦型選抜 （公募）	面接、出願書類	面接、出願書類	面接、出願書類	総合問題、面接、出願書類
特別選抜（社会人）	面接、出願書類	面接、出願書類	面接、出願書類	小論文試験、面接、出願書類
一般選抜	学力試験、出願書類			
大学入学共通テスト 利用選抜（前期）	学力試験			
大学入学共通テスト 利用選抜（後期）	面接、出願書類	面接、出願書類	面接、出願書類	学力試験、面接、出願書類

表 2-1-d 大学院保健科学研究科 令和 7(2025)年度入試における入試区分と概要

入試区分	概 要
推薦選抜	出身大学及び専修学校専門課程の卒業予定者及び前年卒業者を対象に公募している。筆記試験により英語の学力を測り、志望理由・研究志望書、推薦書、個人面接、小論文により、動機、意欲、態度などを総合的に評価する。
一般選抜	一般公募とし、筆記試験により英語の学力を測り、志望理由・研究志望書、個人面接、小論文により、動機、意欲、態度などを総合的に評価する。
社会人選抜	年 2 回実施。小論文と個人面接により、動機、意欲、態度などを総合的に評価する。出願時に社会人として 1 年以上の実務経験を有する者で、入学時に 24 歳に達し、次のいずれかに該当するものを対象とする。(1) 臨床検査技師・看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の免許を有する者、(2) 保健医療に関連する実務に従事している者。

(b) 実施・検証体制

保健科学部における入試制度の運用は、「熊本保健科学大学入学者選抜規程」に則り、入学試験委員会が担当している【資料 2-1-4】。入学試験委員会の委員長は、教授会構成員の中から学部長が指名する。入学試験委員会には、入試・広報課長に加え、学長が指名するアドミッションオフィサーも委員として参加している。アドミッションオフィサーは、教員と職員の中からそれぞれ任命されている。入学試験委員会事務局を含む入試に関する事務は入試・広報課が担当している。

入学試験委員会では、十分な志願者数を確保して本学の求める人材を得るために、各入試区分の定員や試験科目、出願資格、志願者募集の時期及び募集期間、入学試験の実施日程及び実施場所、試験問題の作成と評価の在り方、面接試験の適正化などについて、毎年検討している。

入試問題の作成にあたっては、出題科目ごとに複数名の入試問題作成委員（以下「作成委員」という。）を学長が委嘱し、辞令を交付している。作成委員は機密保持に関する誓約書を提出する。入試問題は作成委員以外のチェックを経ることで客観性を担保している。

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の実施にあたっては、それぞれの業務説明会を開催し、入学試験委員会が作成した「試験実施要領」「試験監督要領」「面接試験マニュアル」をもとに、計画どおり実施できるよう教職員に周知している。また、面接試験については、研修会を毎年度開催して面接担当者のスキルアップを図るとともに、アドミッションポリシーと評価基準の関係性を示したうえで、評価基準の明確化と標準化や面接担当者グループの適正な編成を図っている。

筆記試験及び面接試験の採点においては、採点業務や合否判定のミスを防止する目的で、採点室における複数名在室、出題者等による採点チェックを行っている。また、記録と監査は重複のない各 2 人以上により実施し、監査結果は教授会において報告している。

合否判定は、入試区分ごとに教授会の議を経て決定し、学長がこれを承認する。

大学院保健科学研究科における入試制度の運用は「熊本保健科学大学大学院入学者選抜規程」に則り、大学院入学試験委員会が担当している【資料 2-1-4】。大学院入学試験委員会の委員長は、研究科長が指名する。入学試験委員会には、入試・広報課長も委員として参加している。入試問題の作成や実施運営、監査等については保健科学部と同様に計画的かつミスのない正確な運営に努めている。

令和 6(2024)年度入試においては、COVID-19 の 5 類移行に伴い、様々な制限を廃して従来どおりの運用で実施した。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に維持し、教育を行う環境を確保している。入学定員、収容定員及び在籍学生数を表 2-1-e に示す。

定員は、大学設置審査及びその後の収容定員変更時の審査において、教員、施設、設備とともに適切であると認められている。保健科学部各学科の定員充足率は年度によって異なるが、概ね 1.12 倍前後で推移している。

表 2-1-e 入学定員・収容定員・在籍学生数（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

学部	学 科	入学定員	収容定員	在籍学生数	定員充足率
保健科学部	医学検査学科	100	400	471	1.18
	看護学科	100	400	470	1.18
	リハビリテーション学科	140	540	559	1.04
合 計		340	1,340	1,500	1.12
大学院保健科学研究科		10	20	35	1.75

数年前まで大学院保健科学研究科においては収容定員を充足しておらず、定員充足に向けた取組みが必要な状況であった。これに対し、保健科学部からの進学者の増加に繋げるため、令和 2(2020)年度入試より、「熊本保健科学大学大学院奨学金制度」を導入した【資料 2-1-5】。また、社会人選抜において出願資格の見直しを行い、表 2-1-d のように保健医療に関する専門職だけでなく、保健医療に関連する実務に従事する者（入学時 24 歳に達する者）についても入学を可能として、間口を広げて募集を行っている【表 2-1-d】。さらに、令和 4(2022)年度入試からは社会人入学者（聴講生や科目等履修生を含む）を対象としたスカラシップ制度を新設し、社会人入学者の経済的負担の軽減を図り、入学者確保に努めている。これらに加え、令和 3(2021)年度からは、リハビリテーション学科理学療法専攻の実習指導者会議と年 3 回行われる 3 学科それぞれの保護者会において大学院の説明動画を紹介するとともに、在学生(4 年生)や卒業生に対し動画等を活用した広報を行った。そういった様々な改善努力が実を結び、令和 5(2023)年度は定員を上回る 14 人、令和 6(2024)年度は 17 人の入学者を迎えることができた。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

保健科学部においては、18 歳人口の減少や、競合校の増加により本学を取り巻く環境は厳しくなっている。この問題を解決していくため、広報全般を司る広報プロジェクトでは、「県内を中心とした南九州エリアの確保」「生活機能療法学専攻・言語聴覚学専攻の募集強化」「オープンキャンパス参加に結びつけるための導線強化」「早期のアプローチ」「看護学科および公衆衛生看護学専攻科の PR」「産学官連携による社会貢献と学生参加を PR」「広

報戦略における目標値の見直し」を目標に掲げ、大学の重点目標である志願者数 1,300 人及び入学定員 120%確保を目指していく。

保健科学研究科においては、臨床検査、看護、リハビリテーションの三領域体制となったことから、専門性を追求したい本学学部生の進学先として広報を展開する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、行動指針（クレド）の中で、「教育方法の開発・学修支援等において常に研鑽を積み、授業内容や教育課程の改善に努め、三つのポリシーとアセスメントプランに基づいて学生一人一人の能力を高めて社会に求められる人材の育成に努める」ことを、全教職員が遵守すべき基本的事項として定めている【資料 2-2-1】。

保健科学部の学修支援は、少人数担任制度（本学では「スモールグループ担任制」と呼ぶ。）を軸として、教職協働で「いつでも・どこでも・だれにでも」相談できる全学的な学修支援体制を整備している【資料 2-2-2】。

スモールグループ担任制では、基本的に専任教員 2 人がペアとなり、各学年 5～8 人の学生を担当している。原則として 3 年次進級の際にグループ編成と担任教員が共に替わる。学生相互の親睦を深めるため、スモールグループには食事会などのための活動予算を配分している。令和 6(2024)年度のスモールグループ活動経費は、大学から 228 万円、後援会から 423 万円、総額 651 万円となっている。スモールグループ担任が担うサポート範囲は広く、また、学科及び専攻の特性に応じて活動形態に相違も生じるため、業務のガイドラインとして「スモールグループ (SG) 活動の手引き」を示している【資料 2-2-2】。以下にスモールグループ担任の主な業務を示す。いずれの業務も、各種委員会及びその担当課との協働による組織的対応を行っている。

- セメスターごとの修学ポートフォリオを活用した面談(学修状況の把握、履修指導、生活指導、学修の動機づけ等)
- GPA(Grade Point Average)に基づくセメスターごとの成績不振者に対する面談
- セメスターごとに保護者へ郵送する成績表へのコメントの記載
- 就職、進学活動等のための推薦書や内申書の作成及び国家試験への助言等
- 保護者会等における保護者との面談
- 学籍異動（退学、休学、復学等）の届出書類への所見の記載
- 留年時の指導、国家試験不合格時の進路支援の面談等

修学ポートフォリオでは、個々の学生が記録した学業や課外活動の蓄積を人間的成長として熊保大生到達目標（コンピテンシー）の 12 項目で示し、可視化している。修学ポート

フォリオに関しては、「学生便覧」に説明を記載し、ガイダンス等でも周知している。

本学の教育において重要となる実習・演習を支援するため、保健科学部及び保健科学研究科における学外実習の調整等を担当する就職・実習支援課を設置するとともに、看護学科においては非常勤助手を、リハビリテーション学科においては臨時教員(実習支援教員)を配置している。さらに、学内実習・演習に関わる教務嘱託、情報処理教育に関わる職員(IR・情報システム室所属)、外国語教育に関わる職員(教学支援課所属)を配置し、教員と職員とが連携しながらきめ細かく指導している。

大学院保健科学研究科の学生に対しては、研究指導教員がスモールグループ担任の役割を担っている。また、学務課に大学院担当の事務職員を配置し、研究指導教員と協働し学修支援にあたっている。

これらに加え、全学的な学修支援のための組織として、学生相談・修学サポートセンター、アカデミックスキル支援センターを整備している。

各組織は中長期計画に則った年度ごとの計画書に基づき学修支援を行い、その結果を年度ごとの報告書により報告している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

保健科学部では、ピア・サポーターの配置による学生同士の支援、障がいのある学生に対する支援、TA等の配置による教育活動支援などを通して在学中の学修を支援している。また、保健科学部の学生に対しては入学前のリメディアル教育を実施している。さらに、入学直後には新入生オリエンテーションを実施し、大学へスムーズに適応できるよう支援している。これらの概要は表 2-2-a に示している。これら多面的な支援の中で得られた情報は、必要に応じ各担当部署を通じてスモールグループ担任に報告しており、スモールグループ担任制を基軸にした学修支援体制を構築している。

障がいのある学生に対する学修支援については、「熊本保健科学大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針」を策定し、これを掲載したリーフレットを学生や保護者等へ配付するとともに、「熊本保健科学大学における障がい学生の支援に関する対応指針」を作成し、支援の方針等について周知している【資料 2-2-3】。

令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、合理的配慮申請書が提出されている学修支援対象学生の障がい種別は、病弱・虚弱の学生も含めて多岐にわたっている。合理的配慮申請書を提出している学生への学修支援は、合理的配慮を基本とし、支援依頼をもとに、当該学生と学生相談・修学サポートセンターや学生所属の学科・専攻との建設的対話を経て支援内容を決定している。決定した支援内容は、当該学生が受講する授業等に関わる教職員で情報を共有し、特別扱いは最小限にしつつ、学外実習等においても一般学生と共通の場で円滑に学修ができるよう支援を行っている【資料 2-2-4】。

各教員は、教員室入口にオフィスアワーを明示し、学生の質問・相談などに応じている【資料 2-2-5】。ただし、大学が小規模であることから、教員と学生の間で面会時間の調整をすることは容易であることから、オフィスアワー以外の時間帯に訪問する学生が多い。

本学における多様な学修支援の取組みは、入学直後の大学不適應による中途退学防止の機能も果たしているが、それでも中途退学・休学及び留年はゼロではない。そこで、教育改革推進会議において、中途退学・休学及び留年などの実態及び原因分析を行い、改善方

策の検討を行っている【資料 2-2-6】。また、毎セメスターの初めには留年した学生を対象として、教務委員による履修指導を含めたガイダンスを別途行い、留年生の退学防止に繋げている。

これらの取組みの成果もあり、保健科学部生の 4 年間での卒業率は高く、令和 2(2020)年度入学者では 86.9%、過去 5 年間平均では 88.3%であった。

表 2-2-a 学修支援体制

学修支援体制	概 要
TA (Teaching Assistant)	大学院保健科学研究科の学生を採用している。大学院保健科学研究科の学生は、ほとんどが社会人であるため希望者は例年必ずしも多くはない。 令和 5(2023)年度実績：6 人
SA (Student Assistant)	保健科学部所属の学生を採用している。学部共通科目への配置を基本とし、業務として主に提出物の並べ替えや出欠の転記を行っている。SA 配置の際は、共通教育センターが学務課と連携して実務を行い、SA 自身の学業の妨げにならないよう作業時間は週 270 分を上限とするとともに、守秘義務や勤務条件の周知を徹底している。 令和 5(2023)年度実績：4 人
学生相談・ 修学サポートセンター 学生相談部門 修学支援部門 支援学生育成部門	学生生活における様々な悩みや障がいのある学生を含め、学修に困難を感じているすべての学生、更には保護者に対して、相談と支援・指導等を行い、メンタル面及びフィジカル面での学生の修学（環境）をサポートしている。運営スタッフは、学生相談・修学サポートセンターの企画・運営の中核を担うオーガナイザー 1 人、各学科の専任教員 3 人、保健室兼務の看護師 1 人、事務員 1 人の合計 6 人である。また連携員として、リハ学科各専攻 3 人を置く。相談事例の多様化や教員のストレス軽減・サポートを視野に入れ、外部の臨床心理士と業務委託契約を結び支援体制強化に努めている。また、学生を支援する教職員へのサポートとして、「[新] 教職員のための学生理解と修学サポートガイドブック」第 1 版、学外実習指導者向けに改編した「学外実習編」を発行している。 令和 5(2023)年度実績：相談者合計 307 人・相談延べ回数 887 回 スタッフによる相談時間 428 時間 3 分、メール回数 20 件
ピア・サポーター	先輩による学修・生活支援で、学生相談・修学サポートセンターの支援学生育成部門が養成にあたる。新入生オリエンテーション時には、アイスブレイクへの参加、学内施設案内、誘導等で学生生活のスタートをサポートするほか、定期的にキャンパステラス等に待機して相談に対応している。さらに、オープンキャンパスでは来場者との交流ブースを設け、高校生や保護者等からの質問にも対応している。令和 5(2023)年度より、年内入試合格者を対象にピア・サポーターによる Q&A セッションを開催するなど入学前サポートを開始した。 ピア・サポーターはまず「プチ・サポーター」として登録され、ピア・サポーターと一緒に研修に参加し、ピア・サポート活動を見学するなどの研鑽を積んだ上で要件を満たした場合にピア・サポーターとなる。ピア・サポーターに対しては、研修や実践を通じたスキルアップにより、初級・中級・上級とランクアップさせるキャリア体制を設定し、各段階の役割を明確に定め、ピア・サポーターの意欲を引き出す仕組みを構築している。 令和 5(2023)年度実績：ピア・サポーター136 人、プチ・サポーター58 人
アカデミックスキル 支援センター	アカデミックスキル全般を支援するための部署として開設され、学長が指名するセンター長とセンター専任教員 1 人で構成される。特に全学必修科目「アカデミックスキルⅠ、Ⅱ、Ⅲ」の受講生支援を担当し、特に各科目のグループ活動で中心的な役割を果たすリーダー学生の育成を重視している。指導、育成にあたるのはセンター教員に加え、センターが採用する学部学生と大学院生及び社会人、熊本日日新聞寄附講義の客員教授 1 人である。学生指導員は、一定の訓練の後、審査を経て認定される。外部指導員は、公募により募集を行い、書類審査と面接試験により選考される。学生指導員、外部指導員ともに能力に応じて一般と上級に分類される。 令和 5(2023)年度実績：学生指導員 7 人、外部指導員 2 人

学修相談室 スタディ・サポート・カフェ (通称「スタサ」)	学科・学年を問わず気軽に利用できる相談の場として設置され、共通教育センターの教職員が運営している。相談内容を限定しない定期開室型と、コンピュータスキル支援、文章指導、TOEIC 対策など相談内容を特化した特化型の 2 形態で実施している。コンピュータスキル支援は、1 年次必修科目「情報科学」の学修支援として位置づけ、シラバスにも記載している。 令和 5(2023)年度実績： 定期開室・コンピュータスキル：延べ 67 人 総時間 1440 分 文章指導：延べ 64 人 総時間 1380 分 TOEIC 対策セミナー：13 コマ受講者 65 人
リメディアル教育 入学前準備学習 専門基礎予備講座 いずれも保健科学部	入学前のリメディアル教育（入学前準備学習）は、推薦型選抜の入学予定者に対し、高等学校在学中の生徒については当該高等学校長の許可を得たうえで、入学までの期間に実施している。自習テキストと自習範囲を指定し、一定期間ごとに本学の専任教員が作成した課題を送付し、返送を求め（各科目 3 回程度）、添削する形態に加え、一部 e ラーニング教材を採用している。実施科目は、理科学科目（「化学」「物理」「生物」）及び「英語」と「日本語」である。 入学後のリメディアル教育（専門基礎予備講座）では、推薦型選抜以外の入学者も対象に加え、理科学科目について、各学科における専門基礎科目及び専門科目との接続を考慮し、専門基礎科目を担当する専任教員が講師となって主に 1 年次前期にカリキュラム外で実施している。 これらの実施に関する調整業務は共通教育センターと学務課が協働で行っている。 令和 5(2023)年度実績（専門基礎予備講座）：医学検査学科（「化学」7 回）、看護学科（「化学」7 回・「生物」7 回）、リハビリテーション学科理学療法専攻・生活機能療法学専攻（「生物」7 回・「物理」7 回）、言語聴覚学専攻（「生物」7 回・「数学・物理」4 回） ※「数学・物理」は 1 年次学期末に実施。
国家試験合格に向けた支援	臨床検査技師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格取得は、ほとんどの就職の要件になるため、国家試験合格のための学修支援は、本学における重要な学修支援と位置づけている。本学の国家試験支援体制は、大学運営協議会のもとに設置している国家試験対策委員会と、各学科・専攻のワーキンググループによって構成される。各学科・専攻の国家試験対策ワーキンググループは 3～6 人で構成され、会議はほぼ毎月開催し、国家試験対策に関する年間計画を策定し、実行している。国家試験対策委員会では学科・専攻間の国家試験対策に関する情報共有を図るとともに、当該年度の評価を実施している。卒業年度の国家試験不合格者のうち希望者には「入館許可証」を発行し、大学内で学習できるよう配慮している。
新入生 オリエンテーション	保健科学部と助産別科の新入生を対象とする新入生オリエンテーションでは、学科・専攻・別科のほかにも多くの部署（教務委員会、学生委員会、就職委員会、情報保護委員会、国際交流委員会、共通教育センター、附属図書館、保健室、学生相談・修学サポートセンター、総務課、学務課、就職・実習支援課、学友会など）が関わる。教務委員会と学務課がコーディネートを行っている。大学院保健科学研究科においては、学内各部署（大学院教務委員会、情報保護委員会、附属図書館、学生相談・修学サポートセンター、保健室、学務課など）からの説明を行っている。 令和 5(2023)年度実績：入学式翌日から 4 日間の日程で実施（保健科学部） 入学式当日に実施（保健科学研究科）

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

保健科学部での 4 年間での卒業率は全国平均と比較すると依然として高い水準を維持しているが、低下傾向にある。留年率の上昇にも歯止めがかかっていない。今後体系的な改善策の実施が必要であることから、すでに教育改革推進会議が中心となって各学科・専攻による原因の究明と対策の検討が始まっている。今後体系的な改善策を実施していく。

令和 5(2023)年度の修学ポートフォリオ入力率は 96%で前年度からの改善がみられた。令和 6(2024)年度は修学ポートフォリオ WG が中心となり、修学ポートフォリオに基づく

面談をコロナ禍以前の水準に戻していく。また、食事会などを通じた交流の増加により同じ学年間の横のつながりや異なる学年間の縦のつながりの機会を増やすことも必要である。

スモールグループ担任による指導の質保証については、令和 6(2024)年度に FD 委員会とスモールグループ担任制度 WG が連携してセミナー（「SG 担任制度に関するワークショップ」）を予定している。

保健科学研究科では、令和 5(2023)年度から看護領域の学生が入学したことから、看護領域の学生及び教員から重点的に学修支援ニーズを聴取し、これにできるだけ対応するよう継続的に支援を行う。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学のキャリア支援は、就職委員会、スモールグループ担任、専門分野担当の教員、就職・実習支援課などの連携による支援体制が機能している。

保健科学部の教育課程内においては、全学科で必須となっている学外実習がキャリア教育のための主な役割を果たしている。学外実習を経験する中で職業観を醸成し、職業適性や学生自身のキャリアを考える機会としてインターンシップ以上に就業を目指す職場への理解を深める機会となっている。なお、学外実習を円滑に行うことができるよう、学外実習連絡調整委員会が置かれ、就職・実習支援課が各学科と連携して実習支援を行っている。

学外実習に加え、すべての学外実習を経験した 4 年次の学生を対象に「チーム医療演習」を開講し、チームとしてのコミュニケーションやチームワーク能力を高めている。

保健科学部では、教育課程外の 4 年間を通じたキャリア教育を就職・実習支援課と就職委員会を中心にスモールグループ担任と連携しながら行っている。社会的・職業的自立ができるよう各学年にテーマを設けており、様々なガイダンスの企画や、施設訪問、合同就職説明会、キャリア教育セミナーなどを実施している。

学生と関わりが深い就職・実習支援課では、学生一人ひとりの個性に適った就職支援「テラーメイド就職支援」を実践している。CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）等の有資格者 3 人をはじめ、社会経験豊富なスタッフが 4 年生全員と面談し、本人の特性、希望、悩みなどを把握することで、ミスマッチのない就職支援に繋げている（令和 5(2023)年度進路指導記録に基づく相談件数：延べ 2778 件）。大学院保健科学研究科に所属する学生への就職支援も行っているが、大学院生の多くは病院などに勤務する社会人であるため件数は少ない。令和 5(2023)年度卒業生の進路決定状況は、表 2-3-a のとおりである。

表 2-3-a 進路の状況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

学部・学科		令和 5(2023)					
		卒業者数 (人)	就職希望 者数(人)a	就職者数 (人)b	就職率 b/a(%)	求人 機関数	進学者数 (人)
保健科学部	医学検査学科	104	95	94	98.9	396	1
	看護学科	104	87	87	100	531	12
	リハビリテーション学科	130	122	122	100	1,964	6
	保健科学部 計	338	304	303	99.7	2,891	19
大学院		10	9	9	100	—	1
助産別科		21	21	21	100	132	0

その他、学生の多様化や就職環境の変化に伴い、一般企業への対応策として 3 年次に企業向けガイダンスや大学コンソーシアム熊本が企画するインターンシップなどを実施している【資料 2-3-1】。

就職や進学に際しての小論文等の指導・相談については、教養教育・専門教育を問わず、スモールグループ担任や各科目担当教員、就職・実習支援課等により個別に支援している【資料 2-3-2】。

令和 5(2023)年度は、模擬面接は対面形式を基本とし、面接試験の形態によっては Web 会議システム (Zoom) を利用して対応した。また、履歴書等の添削はメールでのやり取りで支援を提供した。なお、看護学科対象のキャリア教育セミナー、リハビリテーション学科対象の合同就職説明会については、施設側、学生側双方の利便性と合理性に鑑み、コロナ禍以降は Web を活用している。一方、4 年生対象の保護者会は令和 4(2022)年度から対面形式での開催を再開させた。さらに卒業 1 年後の情報交換会「久しぶり、元気かい(会)」は令和 2(2020)年度より令和 4(2022)年度にかけては COVID-19 拡大防止のため中止していたが、令和 5(2023)年度は 4 年ぶりに開催することができた。その他、従来から活用しているスマートフォンなどの端末を利用した「熊保大就職活動ナビ」を組み合わせることで、エントリーシートの書き方や身だしなみなど、就職活動に必要な基本的情報を自宅からでも収集できる環境を整えている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

COVID-19 に対する警戒感が和らいできたのか、学科によっては卒業生の地元志向にやや緩和傾向がみられるが、依然として地元志向が根強い学科も存在する。医療従事者を養成する大学あるいは学部・学科等が九州内での新規開設が相次いでいることから、九州内における人材獲得競争が続く。就職委員会、スモールグループ担任、就職・実習支援課で連携し、より徹底した就職支援、エリア・職域の拡大が求められる。特にリハビリテーション学科理学療法学専攻におけるスポーツリハビリテーションコース設置に伴う職域の拡大及び就職先の開拓は喫緊の課題である。

保健科学研究科においては、本学学部から直接進学する学生も増加傾向にあるため指導教員と就職・実習支援課が連携して学生本人の希望や特性を把握しながら社会的・職業的自立を支援する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生に学修環境を保障し、また学生の安心と安全を確保するため、学務課職員及び学生委員、学生相談・修学サポートセンター、スモールグループ担任（保健科学部）、研究指導教員（大学院保健科学研究科）は、それぞれの持ち場（担当領域）で常に気を配り、学生を多面的に支援する体制を整えている。

(a) 学生サービス、厚生補導のための組織と機能

学生支援に関わる全学組織は保健科学部教授会の下に設置された学生委員会で、学生委員長は学部長が指名する。学生委員会では、学生の福利厚生、課外活動、賞罰、そのほか学生指導及び学生生活に関することを協議、審議する。また、学生代表である学友会役員との意見交換を行い、学生から寄せられた要望、意見についても検討する。学生委員会には、大学院保健科学研究科からも委員を選出し、助産別科からも必要に応じてオブザーバーとして参加することで、全学的な検討を可能にしている。

学生生活の支援は、保健科学部ではスモールグループ担任が、大学院保健科学研究科では研究指導教員が担当するほか、事務部門では学務課が学生生活支援に関する業務全般を行っている。学務課が窓口となる事項は、履修登録、定期試験、学籍、証明書、通学手段、奨学金、保険、クラブ活動、掲示、事故、トラブルなどであり、学生生活のほぼ全般にわたっている。学生に対しては、「学生便覧」「大学院学生便覧」に手続き・相談窓口の一覧を掲載するなどして周知している。

(b) 奨学金などの学生に対する経済的な支援

本学における経済的な学生支援として表 2-4-a に示す多様な制度を運用している。

表 2-4-a 奨学金などの経済的な支援（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

支援制度	概 要
一般奨学制度 【保健科学部】	勉学に強い意志を持ち、経済的理由により修学が困難な学生を対象に支援している。選考により各学年 16 人（入学定員の 5%）の学生に対し月 5 万円（年額 60 万円）の奨学金を給付する。 令和 5(2023)年度実績：47 人
入試前予約型奨学制度 【保健科学部】	勉学に強い意志を持ち、経済的理由により修学が困難な学生を対象に支援している。本学の一般選抜又は大学入学共通テスト利用選抜の受験予定者が出願前に申請を行い、奨学生の選考を行う。奨学生の候補となった者が入試で合格し本学に入学した場合に、学納金の半額相当額（年間 67.5 万円）を減免した。なお、令和 4(2022)年度入学者からは授業料の半額相当額（年間 40 万円）を減免している。 令和 5(2023)年度実績：17 人
総合型選抜奨学制度 【保健科学部】	保健医療職に就く意志が固く、本学卒業後、チーム医療の現場でリーダーシップを発揮できる可能性を有する学生を対象に、その修学意欲を経済的な面から

熊本保健科学大学

	支援している。総合型選抜の合格者全員を対象に年間授業料の半額相当額（年間 40 万円）を減免し、特に成績優秀な者に対しては、年間の学納金の半額相当額（年間 67.5 万円）を減免した。なお、令和 4(2022)年度入学者からは本選抜におけるタイプ A の合格者に対し（タイプ B は奨学金なし）、一律に授業料の半額相当額（年間 40 万円）を減免している。本選抜による入学者に対して、「ダイバーズリーダー創発プログラム＝Divers Leadership Style Program（通称 Dive!LSP）」という教育プログラムを実施し、教育的効果の検証を行い、制度の評価・改善を図っている。 令和 5(2023)年度実績：32 人
化血研究奨学制度 【保健科学部】	設立母体である一般財団法人化学及血清療法研究所による給付型奨学制度。人物、学業、共に優秀であり、学費の支弁が困難と認められた者を対象に、月 5 万円を給付している。募集対象は 1 年次生と 3 年次生、給付期間は原則 2 年間。令和 5(2023)年度実績：12 人（各学年 3 人）
学外奨学金制度 【保健科学部】 【大学院保健科学研究科】	上記以外の奨学制度として、日本学生支援機構奨学金、地方自治体の奨学金及び民間団体の奨学金制度があり、これらの奨学金制度は、入学時のオリエンテーションや学生掲示板で周知している。日本学生支援機構奨学金は学生本人が申請し、学務課職員が手続きをしている。地方自治体や民間団体が募集する奨学生については、学生の申し出に応じて推薦している。 令和 5(2023)年度実績：延べ 1,091 人（学生総数の約 7 割）、日本学生支援機構給付型 179 人、貸与型 904 人（給付型/貸与型併用：117 人）、その他の奨学金 9 人
各種奨励金等 (成績優秀学生・海外留学) 【保健科学部】	成績優秀学生に対する奨励金：「熊本保健科学大学成績優秀者表彰規程」を定め、前年度の成績優秀者を表彰し奨励金を給付している。 海外留学奨学金制度：学生の海外留学を奨励し、国際化に対応できる人材を養成するために、「熊本保健科学大学海外留学奨学金制度規程」に基づき、本学が指定する米国への短期留学（4 週間）に対しその費用の半額程度を補助している。 令和 5(2023)年度実績：（成績優秀学生）21 人に対し 1 人あたり 5 万円を給付（海外留学）16 人に対し、1 人あたり 50 万円を給付
学納金延納制度 【保健科学部】 【大学院保健科学研究科】	本学の学納金は前期と後期の分納制としており、所定の期限内に納入しなければならない（前期 4 月 30 日まで、後期 9 月 30 日まで、新入生のみ前期 3 月 20 日まで）。各期の期限内に納入がない場合、学則上は除籍となるが、学費納入者の経済的事情を考慮し、「学納金延納願い」の提出があった場合に一定期間、延納を認めている（前期 6 月 30 日まで、後期 12 月 26 日まで）。 令和 5(2023)年度実績：延べ 65 件（前期 32 件、後期 33 件）
特定非常災害及び激甚災害 に対する支援 【保健科学部】 【大学院保健科学研究科】	平成 28(2016)年 4 月に発生した熊本地震及び平成 29(2017)年 7 月に発生した九州北部豪雨、令和 2(2020)年 7 月に発生した熊本南部豪雨災害、令和 5 年梅雨前線豪雨において、自宅が全壊又は半壊した学生に対して、1 年間の授業料の全額免除、半額免除などの措置を講じている。 令和 5(2023)年度実績：全額免除 0 人、半額免除 0 人
修士課程奨学金制度 【大学院保健科学研究科】	保健科学部の学生が大学院保健科学研究科に進学することを奨励するために導入している。 令和 5(2023)年度実績：5 人 ※令和 6(2024)年 4 月入学者
長期履修制度 【大学院保健科学研究科】	大学院保健科学研究科の標準修業年限は 2 年であるが、熊本保健科学大学大学院学則第 10 条 2 項及び「熊本保健科学大学長期履修制度規程」に定める事情により 2 年間で修了することが困難な学生に対して、履修期間の延長に伴う経済的負担を軽減する措置を講じている。 令和 5(2023)年度実績：5 人
社会人スカラシップ制度 【大学院保健科学研究科】	勉学に強い意思を持つ社会人に対し奨励金を交付する。 令和 5(2023)年度実績：1 人 ※令和 6(2024)年 4 月入学者

これらの制度に加え、事務室前の掲示板に学生向けアルバイトの求人情報を掲示している。大学周辺地域から寄せられる求人情報のうち、学生にふさわしくない業種（危険職種業務、深夜早朝勤務、出来高歩合制、風俗など）でないかを学務課で精査し、修学に影響

が少ないと認められる情報のみを提供している。学内でのアルバイトとしては、事務担当課が随時募集する補助的業務や附属図書館のカウンター業務、TA・SAなどがあり、就労時間に上限を設けるなど修学に支障がないよう配慮している。学生にとって、学修環境に近いところでの業務はメリットがあるとともに、経済的支援としても役立っている。

(c) 学生の課外活動への支援

本学では「熊保大ボランティア・スピリット」「熊保大クラブ活動振興宣言」を示すとともに、学友会活動、ボランティア活動、地域貢献活動、クラブ活動、国際交流、などの正課外の活動を支援している【資料 2-4-1】。これらの活動を支援することにより、四綱領に謳う「思慮」「仁愛」を涵養し、人間力ある医療技術者への成長を促している。各活動とそれに対する支援の実施状況を表 2-4-b に示す。

表 2-4-b 学生の課外活動に対する支援（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

支援内容	概 要
学友会活動	学友会は本学の全学生が所属する組織で、学生間の親睦を基盤とし学生生活の充実向上を図り、人格の形成と学園の発展に寄与することを目的としている。学友会は年 1 回の総会、毎月 1 回の定例会を自主的に運営しているほか、新入生歓迎会、球技大会、学園祭などの企画・運営を行っている。学友会役員はリーダー養成プログラムのもとで年 1 回の研修に参加している。なお、令和 2(2020)～3(2021)年度は COVID-19 感染防止のため各種活動の中止を余儀なくされたが、令和 4(2022)年度から感染防止策を講じながら徐々に活動を再開し、令和 5(2023)年度はほぼコロナ禍前と同じ活動状況に戻ることができている。学友会の顧問は学長及び学生委員長が務め、学友会の相談役として支援を行っている。
ボランティア活動 地域貢献活動	開学以来学生が自主的にボランティア活動に取り組んできたその精神を受け継ぎ、更に広げていくために、「熊保大ボランティア・スピリット」を発表し、学生のボランティア活動・地域貢献活動を奨励している。この「熊保大ボランティア・スピリット」「熊保大クラブ活動振興宣言」のもとで、多くの学生がボランティア活動を行っている。
クラブ活動	「熊保大クラブ活動振興宣言」のもと、33 の団体、令和 5(2023)年度は延べ 1,064 人がクラブ・サークルに所属している。学友会ではクラブ活動担当役員を配置し、クラブ活動の円滑な運営にあたっている。各クラブは教職員を顧問として置くことを設置の要件とし、顧問には学長より委嘱状を交付している。施設使用や学外活動についての各種手続きは、学務課が窓口となっている。また、学務課を事務局とする学生委員会では、小委員会としてクラブ委員会を設けるとともに、学友会と連携して、クラブ部長会議、部長・顧問連絡会議、インカレ壮行会などの開催を支援している。クラブ活動に対する資金援助も行っており、令和 6(2024)年度のクラブ活動助成金の予算として後援会費（委託徴収金）より総額 460 万円を充てている。その際、活動計画や活動実績に基づく予算の傾斜配分を行うことにより、活動意欲の向上を図っている。また、毎年 1 月末に「収支決算報告書」を提出させ、適正な予算執行に対する意識づけを行っている。
国際交流	多様な価値観の理解、国際的な言語運用能力向上及び人間力の育成を図るため、大邱保健大学（韓国）及びコンケン大学（タイ）とそれぞれに協定を締結し、短期交換研修（2 週間）を行っている。さらに大邱保健大学主催の Global Student Leadership Program（10 日間）にも学生を派遣している。いずれの研修においても渡航費を含むほぼ全額を大学が負担し、国際交流への参加促進を図っている。令和 5(2023)年度は、4 年ぶりに対面での交流を行った。 令和 5(2023)年度実績：大邱保健大学及びコンケン大学交換研修：16 人 Global Student Leadership Program：4 人

(d) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等については、保健科学部でのスモールグループ担任、大学院保健科学研究科での研究指導教員のほか、保健室や学生相談・修学サポートセンターが行っている。

保健室には学医と保健師、学生相談・修学サポートセンター兼務の看護師を配置し、学生の健康管理を担当している。定期健康診断、健康相談、学内での負傷や急な発病時の応急処置、安静、休養ができるように4台のベッドを設置している。

また実習や就職に伴い必要とされる各種ワクチン接種（B型肝炎、麻疹、風疹、水痘、ムンプスなど）の指導を行っている。インフルエンザ予防接種は健診機関へ委託し、健診機関及び学科専攻と連絡調整し、学内で実施している。保健室では禁煙支援も行っている。平成22(2010)年4月1日より本学の敷地内を全面禁煙とし、現在は禁煙区域を本学敷地周辺まで拡大している。さらに、保健科学部1年次の必修科目「生活保健論」では禁煙教育を取り入れている。

学生相談・修学サポートセンターでは、表2-2-aに記載されているとおり、学生生活における様々な悩みのある学生やその保護者に対して、相談と支援・指導等を行い、心身両面でのサポートをしている。運営スタッフは企画・運営の中核を担うオーガナイザー1人、各学科の専任教員3人、保健室兼務の看護師1人、事務員1人の合計6人である。また連携員としてリハ学科各専攻3人を置く。また、外部の臨床心理士と業務委託契約を結び支援体制強化に努めている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

国の支援制度の拡充に伴い、以前と比べ本学独自の奨学制度の魅力を感じにくくなっている。そこで、魅力ある奨学金制度を整備し、より優秀な学生の確保に繋がるよう、本学独自の奨学金制度の見直しをワーキンググループで検討する。

COVID-19の5類移行に伴い、令和6(2024)年度は各種課外活動（学友会、ボランティア、クラブ、国際交流）の活性化に向けて支援を行っていく。

保健科学研究科においては、修士課程奨学金制度や社会人スカラシップ制度によって、経済的負担を広く軽減できるようになっており、これを継続する。また、経済的支援以外にも、学生のニーズがあれば柔軟に対応する。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(a) 校地

本学は、熊本市の北部（北区）に位置し、JR 鹿児島本線の西里駅前にある。校地を 1 か所に集約した 1 キャンパスであり、校地周辺は農地など手入れの行き届いた環境となっている。校地面積は、58,588 m²(学生 1 人あたり約 40 m²)で、大学設置基準に定められた校地面積 13,200 m²を大きく上回っており、校地には、校舎・附属施設だけでなく、駐車場（4 か所）、屋根付きの駐輪場、テニスコート（2 面）及びグラウンドを配置している。なお、駐車場は、教員と来客用の第 1 駐車場（118 台分）、学生と職員用の第 2 駐車場（202 台分）、学生軽自動車専用の第 3 駐車場（117 台分）及びアリーナに隣接する第 4 駐車場（79 台分）と計 516 台分を確保している。

(b) 校舎・附属施設

校舎は、1 号館（1 階建）、2 号館（5 階建）及び 3 号館（4 階建）であり、その総面積 24,827 m²は、大学設置基準に定められた校舎面積 14,825 m²を大きく上回っている。1 号館は平成 14(2002)年 12 月、2 号館は平成 19(2007)年 3 月、3 号館は平成 23(2011)年 3 月、アリーナは平成 30(2018)年 2 月に竣工した建物であり、いずれも耐震基準を満たしている。なお、3 号館に隣接する「50 周年記念館」は 395 人が収容可能であり、講義のほかにもシンポジウム、講演会などを開催できる多目的ホールである。

附属施設には、アリーナ、附属図書館（キャンパステラス含む）、アカデミックスキル支援センター、動物実験施設、レストラン、体育会系部室等がある。令和 4(2022)年 4 月には、健康・スポーツ教育研究センター開設に合わせトレーニングジムエリアを設置するアリーナの改修を実施しており、令和 5(2023)年 3 月には、実習や研究に使用する小動物を飼育する環境を整備するため、動物実験施設を全面改修している。なお、レストランには、校地周辺に利用できる金融機関がなく学生からも強い要望が寄せられていたことから ATM 設置のコンビニエンスストアを誘致し営業している。また、情報関連施設として、附属図書館に加え、校舎内（1 号館）には LLPC 室を配置している。

(c)校地・校舎等の維持・運営体制

本学の校地・校舎及び施設・設備の保守、清掃及び貸出は総務課が担当している。令和 5(2023)度に、校舎及び施設・設備の長期修繕計画を策定し、その計画に従って、1 号館の外装修繕等を実施している。

なお、附属図書館の維持運営は附属図書館運営委員会において定める方針の下で教学支援課に所属する図書館司書が、情報サービス機器の運用・保守に関することは IR・情報システム室が、アリーナの維持運営は、健康・スポーツ教育研究センターが担当している。

校地・校舎及び施設・設備については、水道法、消防法等の各種法令に基づく定期点検・検査を実施し、適正であることを確認している。さらに地震や台風等の後は施設・設備への影響を随時点検している。

開学から 20 年が経過し、施設の老朽化による不具合が多くなったことで、緊急の修繕対応が難しくなっている。そこで、不具合が生じる前の予防修繕へと転換を図るため、長期修繕計画を策定し、令和 5(2023)年度より修繕に着手している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(a) 実習施設を含む学内施設の有効活用

本学ではすべての学科で各養成所指定規則に基づく実習室等を完備し、有効に活用している。

大学全体（大学院保健科学研究科及び助産別科などとの共用分を含む）で講義室 22 室、演習室 18 室、実験実習室 69 室、情報処理実習施設 3 室を備えている。また、学生が自由に活用できる多目的空間として、1 号館に「オープンスペース」4 か所、2 号館 3 階に「コミュニティスペース」「メディアストリート」の一角に「キャンパススクエア」を設けている。さらに、2 号館 1 階には「コミュニティモール」を設け、学生の憩いの場となっている。「コミュニティモール」に隣接してロッカー室 5 室を設置し、保健科学部の学生全員に個人用ロッカーを与えている。さらに、実習室付近にもロッカーを設置しており、授業の際などに利用することができる。

アリーナには、ステージと音響設備のほか、身体障がい者用トイレ、シャワー室などを設置し、入学式・卒業式等の記念式典、大学行事、クラブ・サークル活動等に活用している。さらに、地域住民の福利厚生、健康増進や研修のため、要望に応じて貸出等を行い、災害時には熊本市の福祉避難所として利用され、地域に貢献している。また、アリーナ横には園芸療法用ガーデンを整備し、リハビリテーション学科生活機能療法学専攻 1 年次の授業でサツマイモの栽培を行っており、将来は栽培した作物等の商品化を目指した開発等を計画している。なお、このガーデンの管理担当者として、平成 31(2019)年 4 月より近隣農家と契約し、日々の管理を委託している。

(b) 情報サービス施設・機器

本学では、表 2-5-a に示す通り、複数の講義室等に学生用のパソコン（以下「PC」という。）を配備し、授業で使用する時間以外は学生に開放している。また、表 2-5-b に示す各種情報サービスの提供を行っている。令和 4(2022)年度には、2 号館 3 階の講義室に無線 LAN 環境を増設した。令和 5(2023)年度には、1 号館 1305 実習室、2 号館 2404/2405 実習室、2504 実習室および 3 号館 3407/3408 実習室に無線 LAN 環境を増設した。これにより 3 号館では 50 周年記念館を除きすべての講義室・実習室で無線 LAN 環境が整備された。

表 2-5-a 学生用 PC 配備状況

教室名	配備数	付属機器・備考
LLPC 室	130 台	
1202 講義室	40 台	
2210 講義室	48 台	
キャンパステラス	23 台	スキャナ
コミュニティスペース	14 台	
附属図書館	21 台	情報検索用 8 台、館内貸出用 9 台、LL 学習室 4 台

表 2-5-b 各種情報サービス

項 目	説 明
個人別フォルダ	ドキュメント類の保存先としてファイルサーバに個人別フォルダを設け、ネットワークドライブとして割り当てている。
学生共有フォルダ	共有資料の保存先としてファイルサーバに学生共有フォルダを設け、ネットワークドライブとして割り当てている。
無線 LAN 環境	学生が自由に活用できる「オープンスペース」等の多目的空間や附属図書館等では、タブレットやノート PC で利用できる無線 LAN 環境を備えている。また、講義室等についても授業での活用を念頭に利用できる範囲を拡張している。レストランエリアについては Softbank の公衆無線 LAN 環境、アリーナエリアには NTT の公衆無線 LAN 環境を整備している。
Web ポータルシステム	Web ポータルシステムにより学生及び教職員に各種サービスを提供している。このシステムは掲示板機能やメールによる一斉通知機能も備えており、学生への諸連絡のほか、非常変災時には教職員も含めた緊急連絡に利用している。

学生への利用説明は、新入生オリエンテーション期間中にシステムごとに学務課職員や図書館司書が行うほか、保健科学部の学生に対しては教員が授業で対応する。機器のトラブルや問合せには、IR・情報システム室職員がヘルプデスクとして対応している。

(c) 附属図書館（ラーニングコモンズ）

附属図書館には、レファレンスコーナー（文献検索等問合せカウンター）、閲覧席、グループ学習室、情報検索コーナー、視聴覚ブース、LL 学習室、リフレッシュコーナー、ラーニングコモンズを設置している。ラーニングコモンズには大型ディスプレイや可動式テーブル等を配置し、グループでの学修やディスカッション等の場として活用している。さらにコロシアム型のプレゼンテーションエリアや tatami エリア、ボックスエリアがあり、いずれも無線 LAN 環境を備え、これに対応した PC やプリンターを利用できる【資料 2-5-1】。

図書館情報システムにより学術文献や学術情報を整備し、図書館個人ポータルによる館外からのアクセスも可能である。この個人ポータルを通して学生や教職員へ情報を提供するとともに ILL システムにて他大学や各機関と連携し、学術文献の相互利用を行っている。

附属図書館の所蔵資料や利用状況を表 2-5-c 及び表 2-5-d に示す。令和 5(2023)年度は、コロナ禍による入館制限や利用制限を無くし通常開館（平日は午後 8 時 30 分まで夜間開館、土曜日は午前 10 時から午後 5 時まで開館）を行った。入館者数は前年度より 18% 増加、図書の貸出は 20% 減となった。これは貸出期間を倍の日数としたことによる。電子ブックの多くは、コロナ禍での実習代替として利用していたが、実習再開に伴い貸出減となった。しかし映像データベース EVO の利用は、18% 増加している。コロナ禍の実習代替利用時に学習効果が確認され、実習前学習に活用されている。また、国会図書館デジタルコレクション送信サービスを導入し、ILL に活用している。

表 2-5-c 所蔵資料と利用状況（令和 5(2023)年度）

種類	所蔵数	利用状況	備考
図書（電子ブック）	81,680 冊 (973 冊)	学生貸出 図書 7,748 冊	貸出期間を 14 日間へ変更 貸出は前年度から 20%減
		電子ブック 2,062 冊	貸出は前年度から 50%減
映像データベース	2 種	VISULAN 2,303 件 EVO 2,568 件	利用昨年度より 18%増
雑誌（冊子体）	979 誌	学生への貸出不可	
電子ジャーナル （全文データベース含む）	1,719 誌	有料契約ダウンロード数 12,980 件 / Sciencedirect ト ンザクション 53 件	

※上記のほか、医療系文献検索データベース 2 種、事典辞書データベース 3 種、新聞記事データベース 3 種契約利用

表 2-5-d 附属図書館の利用状況（令和 5(2023)年度）（延べ人数、単位：人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
教職員	279	330	364	326	205	249	294	301	266	197	227	225	3,263
学生	3,728	5,274	6,524	8,116	3,085	2,236	5,278	5,266	4,653	6,864	2,119	504	53,647
卒業生	14	19	35	11	22	19	46	37	57	81	77	18	436
学者	0	2	1	3	3	0	4	1	1	0	0	4	19
合計	4,021	5,625	6,924	8,456	3,315	2,504	5,622	5,605	4,977	7,142	2,423	751	57,365

令和 5(2023)年度は、座席貸出制廃止やラーニングコモンズの自由利用等の通常開館を再開し、学外者も受け付け、卒業生への貸出や閲覧・複写サービスも再開した。冊子体と電子リソース（電子ブックや映像資料等）を活用可能とするハイブリット図書館としての学術資料の充実を継続し、本学学生及び教職員の学内外からの利用に供している。また、学生目線での選書として、Web 選書会及び個人ポータルからのリクエスト受付を実施し、選書コメントとともに展示している。

キャンパステラスを含む附属図書館は、附属図書館長を委員長とする附属図書館運営委員会が運営している。さらに、附属図書館運営委員会では、学生や教職員を対象にラーニングコモンズ企画「私の部屋でランチを」、学術研究会議との共同企画「サイエンスカフェ」を実施することで、図書館の利用促進、学生と教職員の学びの場、研究者の交流の場としてラーニングコモンズを活用している【資料 2-5-2】。

これらに加え、附属図書館では、各セメスター開始時のオリエンテーション等でガイダンスを実施するほか、各学科等の学修・実習内容に合わせ、文献検索・著作権関連の講義及び演習を教員と連携し実施している。また、「熊本保健科学大学学術情報リポジトリ」を通して本学の教育・研究活動の成果を電子的に蓄積・保存・学内外へ無償公開している。

令和 5(2023)年度は、図書館情報システムのクラウドサーバー運用及び図書の IC 管理も 3 年目となり、館内にて自由に図書等を持ち歩き、ICT 機器等と連動したアクティブ・ラーニングの本格実施となった。また、自動貸出機の利用で、個人のプライバシーを気にせず、スピーディで快適な貸出も順調に運用している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

校舎はすべてバリアフリー設計となっている。平屋構造の 1 号館を除き、多層構造であ

る 2 号館、3 号館及びレストランにはエレベーターを設置している。50 周年記念館の最前列及び最後列には車椅子用のエリアを設け、車椅子利用者の利便性を高めている。1 号館の屋根には 2,672 枚の太陽光パネルを設置し、エコキャンパスを実現している。令和 4(2022)年度は、1 号館和式トイレの洋式トイレ化、1 号館 LLPC 教室横出入口の自動ドアをバリアフリー改修工事を実施している。

アリーナは、福祉避難所としての機能を備えている。停電時でも福祉避難所として問題なく機能できるよう、非常用電源としてガス発電機を設置している。アリーナ前の駐車場（第 4 駐車場）は、JR を利用する地域住民に 5 台分をパークアンドライド施設として開放している。

本学では、「通学距離が片道 3.0km 以上でほかに通学の手段がない」など一定の条件下で自動車による通学を学生に許可しているが、JR 西里駅前に立地していることもあり、JR 通学者が多い。JR 西里駅からの通学路は、幅 6.5m の車道、幅 5.0m の歩道となっており、街灯も設置されているため、夜間でも安全な通行が可能となっている。

また、カラーユニバーサルデザインの実践として、令和 3(2021)年度には、教員の所在を示すサインボードのマグネット色や防火扉のステッカーを変更、令和 4(2022)年度には、校地の屋外サインを変更し、色覚の個人差を問わず正確に伝わるようにした。なお、令和 5(2023)年 2 月には、令和 4(2022)年度「色覚の多様性に関する基本方針」を制定するとともに、「熊本保健科学大学カラーユニバーサルデザインガイドブック」を作成し、教職員へ配付、理解促進に努めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

学内での演習・実習科目は、クラス規模は大きいですが、複数の教員が少人数グループを分担して指導する形態を取り入れており、実質的な少人数対応となっているものがほとんどである【資料 2-5-3】。

講義科目のうち、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語Ⅳ」は学科・学年ごとに 30 人前後の習熟度別 4、5 クラス体制で実施している。「基礎セミナー」「卒業研究」などは科目の性質上少人数編成が前提となっている。演習的な要素のある選択科目「医療コミュニケーション（旧：カウンセリング技法）」は、毎年多くの学生が選択するため、各学科を 2 クラスに分けて 50～60 人のクラスサイズで実施している。

3 学科混成クラスで実施する選択科目は、原則として複数科目を同一曜日・時限に開講することで、履修者の分散を図っている。しかし履修者数は必ずしも均等にならず、大規模クラスも生じている。履修希望者が講義室の収容人数を超えれば学務課で抽選を行うが、395 人を収容可能な 50 周年記念館が竣工した平成 23(2011)年以降、抽選を要したのは平成 27(2015)年度と令和 5(2023)年度及び令和 6(2024)年度にそれぞれ 1 科目の計 3 科目である。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も本学の財政状況を勘案しながら重要度と緊急度を評価し長期にわたって持続可能な計画修繕を展開する。また、バリアフリー等の施設整備などについても、私立学校施設整備費補助金などの補助金制度を有効活用しながらも計画的に整備を推進していく。

附属図書館に関しては、従来の図書館サービスと新たな電子図書館サービスを合わせたハイブリット図書館として、価格高騰やシステムの老朽化等を勘案しながら、データベースやコンテンツ契約の維持とそのアクセス整備、遠隔・対面のサービス拡大に取り組んでいく。

情報サービス施設・機器の整備については、既存の教育 IT 検討ワーキンググループを発展的に解消し、令和 5(2023)年度に DX 推進ワーキンググループを設置しており、引き続き中長期的な整備計画についての検討を進めていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望を受ける窓口として、スモールグループ担任（保健科学部）、研究指導教員（大学院保健科学研究科）、授業を担当する専任教員、学生相談・修学サポートセンター、保健室、IR 推進委員会及び学務課が機能している。

スモールグループ担任や研究指導教員は、学生の意見・要望を受け、学生生活全般について相談に応じるほか、必要に応じて関係部署と情報を共有する。授業を担当する専任教員はオフィスアワーを学生に周知しており、学生の質問・相談に応じている。学生相談・修学サポートセンター及び保健室では、学生からの相談内容に応じて学修支援が必要と判断される場合には関係部署と情報を共有し、対応に繋げている。

学生から教職員に対面的に伝える以外に、学修環境に関する要望、意見をくみ上げるシステムとして、意見箱「学長直行便」への投書がある【資料 2-6-1】。意見箱は開学時に設置し、投書は定期的に回収している（評価期間内の投書は 1 件）。「学長直行便」への投書に対しては、必要に応じて学長による回答書を多くの学生の目につくレストラン入口の掲示板に一定期間掲出している。また、その旨を全ての学生にメール配信している。また、学友会は学生の意見を広く集約するための「目安箱」を設けている【資料 2-6-1】。「目安箱」に寄せられた要望や意見は、学友会の毎月の役員会を通じて学生委員会へ伝えられる（評価期間内に「目安箱」に寄せられた要望や意見は 10 件）。

IR 推進委員会では、全学生に対し実施している学修行動調査や卒業・修了時アンケートを通して、学修支援に関する学生の意見・要望の把握を行っている。学修行動調査の結果は、IR 推進委員会より教育改革推進会議に報告し、改善が必要とされる事項については関係部署で検討の上、学内用 Web 掲示板により回答を公表するとともに、学生代表や学外有識者が参加する大学評価会議において説明している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援等の学生生活に関する学生の意見・要望を受ける窓口として、スモールグループ担任（保健科学部）、研究指導教員（大学院保健科学研究科）、学生相談・修学サポートセンター、保健室及び保健室委員会、学生委員会、IR 推進委員会、学務課が機能している。

基準 2-6-①に示したように、スモールグループ担任や研究指導教員は、学生の意見・要望を受け、学生生活全般について相談に応じるほか、必要に応じて関係部署と情報を共有する。学生相談・修学サポートセンター及び保健室では、相談内容に応じて関係部署と情報を共有し、対応に繋げている。

学生委員会では本学学生の生活実態の把握を目的に全学生対象の「学生生活実態調査」を4年に1回実施している。直近の調査は令和4(2022)年度に行われ、この調査により、学生の経済状況、アルバイト、健康状態等を把握することができた。調査結果は学生委員会を通して全学で共有され、大学運営協議会に報告している。

IR 推進委員会が実施している「学修行動調査」や「卒業・修了時アンケート」には、大学の経済支援等の諸制度や学生支援、相談体制に関する設問が含まれており、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握を行っている。これらの調査結果についても教育改革推進会議に報告しており、教育改革推進会議の指示のもと改善を検討している。

学務課に学生担当職員を配置していることに加え、事務室カウンターがオープンな構造となっていることもあり、学生サービスに対する学生の意見はくみ上げやすくなっている。学務課は各種奨学金制度の担当窓口であるため、経済支援に関する学生からの相談窓口としても機能している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望を受ける窓口として、スモールグループ担任（保健科学部）、研究指導教員（大学院保健科学研究科）、科目担当者、FD 委員会、学生委員会、IR 推進委員会、学務課の他、前述の「学長直行便」や「目安箱」が機能している。これらを通じて寄せられた学生の意見・要望は学務課で集約し、必要に応じ担当部署が対応する体制を整えている。

さらに、IR 推進委員会が実施している「学修行動調査」や卒業・修了前の学生を対象とした「卒業・修了時アンケート」、FD 委員会が実施している「授業改善アンケート」などを通じて、学修環境に関する学生の意見・要望を把握している。

これらの調査を通じて得られた学生の意見・要望は担当部署で検討し、学修環境の整備に活用している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望を把握し、それらへの対応を検討する体制はできているので、今後はその対応の進捗状況を適切に把握するなどして引き続き運用を確実にやっていく。一方で、意見・要望を踏まえた改善・向上について、より多くの学生にフィードバックする方法が

課題である。

保健科学研究科においては、1号館における大学院生の研究スペースの確保が課題となっている。大学院生の希望により令和3(2021)年度からは1号館に大学院生室を確保しているが、令和5(2023)年度からは臨床検査領域及び看護領域の学生で共用することとしており、利用者増に伴うスペース拡大や備品の充実が課題である。

【基準2の自己評価】

本学の学生受入れについては、本学の基本理念の実現と基本理念に沿った教育目的や教育理念に示された人材の到達点であるディプロマポリシーの達成にふさわしい資質を持つ学生の入学を志向している。入学試験もアドミッションポリシーに沿って実施しており、本学の中途退学率の低さ(約1%)で示されている。また、令和4(2022)年4月には、適性の高い志願者・入学者の確保の観点から令和5(2023)年度の入試区分別募集人数を変更し対応している。

本学の学生の学修支援体制は、スモールグループ担任制、学生相談・修学サポートセンター、ピア・サポート体制、リメディアル教育等により整備している。入学前の通信型と入学後の講義型の2種類のリメディアル教育やスモールグループ担任制による学修支援体制、個々の科目についての質問などを受けるオフィスアワーなどが機能しており、これらを継続し更に充実させるのが適当であるが、スモールグループ教員については、対応について温度差の指摘があり、FD活動などでその平準化と向上力を目指す必要がある。学修支援は、学修意欲の高い学生から動機づけが弱い学生まで等しく考慮されるべきであることを踏まえて、広範で柔軟な学修支援体制を整えている。学修方法や習慣などを含めて支援し、成績不振者や学習方法など相談する仕組みとして、学修相談室「スタディ・サポート・カフェ」、学生相談・修学サポートセンター、ピア・サポート制度などが複合的に機能している。障がいのある学生に対する学修支援についても、「熊本保健科学大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針」を策定しており、これを掲載したリーフレットを学生や保護者等へ配付するとともに、「熊本保健科学大学における障がい学生の支援に関する対応指針」を作成し、支援の方針等について周知されるなど評価できる対応をしている。また、学修支援対象学生については、教職員で情報を共有し、特別扱いは最小限にしつつ、学外実習等においても一般学生と共通の場で円滑に学修ができるよう支援を行など、堅実な対応を行っている。

大学院生に対する学修支援体制についても整備している。夜間も使用できる大学院生室を用意し、個々の大学院生に対してPCを配備するなど、学修に専念できる環境を整備している。また、大学院保健科学研究科の授業に関しては、可能な限り大学院生の希望を聞き、Web会議システム(Zoom)などを利用した遠隔授業や夜間・土日での講義等を提供することによって社会人大学院生の履修に配慮している。

職業的自立に関する支援体制では、4年次学生を対象とした「チーム医療演習」を開講しチームとしてのコミュニケーションやチームワーク能力を高めている。また、就職・実習支援課では、学生一人ひとりの個性に適した「テラーメイド就職支援」を展開しており、これらが本学の開学以来の就職率100%を支えている。

本学では、学生に対する経済的支援も充実しており、本学独自の一般奨学制度や化血研

奨学制度、総合型選抜奨学制度などを導入しているが、国の支援制度の拡充もあり、本学の奨学制度を魅力ある制度に整備し、より優秀な学生の確保に繋がるよう検討する必要がある。大学院においては「熊本保健科学大学院奨学金制度」「社会人スカラシップ制度」を導入し、社会人入学者等の経済的負担の軽減を図っており、入学者の増加に繋げている。

学生の安心かつ安全な学修環境を確保するための体制も整備している。学務課職員、学生委員会委員、学生相談・修学サポートセンター教職員及びスモールグループ担任などは、それぞれの持ち場で常に気を配り、学生を多面的に支援している。学友会組織でも学生が直接意見を伝える「学長直行便（令和 5 年(2023)度 1 件）」や「目安箱（令和 5 年（2023）度は 10 件）」での意見を吸い上げて必要に応じて担当者、関連部署が対応する体制をとっており評価できる。学生の健康管理についても学医・保健師・修学サポートセンター教員などが確実に対応しており評価できる。

以上のことから、基準 2 を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）では、建学の精神、基本理念及び教育目標を踏まえ、既に策定していた保健科学部の三つのポリシーを教育改革推進会議の下で見直し、平成 28(2016)年度に保健科学部及び学科・専攻のディプロマポリシーを策定した。リハビリテーション学科では、令和 2(2020)年 4 月改正施行の「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」及び平成 30(2018)年 9 月制定の「言語聴覚士養成教育ガイドライン」（日本言語聴覚士協会）への対応からカリキュラムの改定を行い、これに伴い令和元(2019)年度にカリキュラムポリシー及びディプロマポリシーの見直しを行った。

ディプロマポリシーは、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーとともに、本学公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）、「大学案内」「学生便覧」等で公開し周知している。また、保健科学部及び学科・専攻のディプロマポリシー策定に併せて、大学院保健科学研究科においても、ディプロマポリシーを含む三つのポリシーを策定し、ホームページ、「大学院学生便覧」等で公開し周知している【資料 3-1-1】。

令和 3(2021)年度には、リハビリテーション学科理学療法学専攻の収容定員増、医学検査学科、看護学科、大学院保健科学研究科の教育課程の変更に伴い、ディプロマポリシーを含む三つのポリシーの見直しを行った。また、三つのポリシーの全体について文言等の整理を行った。

令和 5(2023)年度には、学部と学科等のディプロマポリシーの対応がより明確になるよう、学部及びそれぞれの学科・専攻のディプロマポリシーの文言等の整理、見直しに着手した。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

保健科学部及び学科・専攻のディプロマポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は「熊本保健科学大学学修規程」（以下「学修規程」という。）として策定し、「学生便覧」により学生に周知している【資料 3-1-2】。

「学生便覧」には、教育目標やディプロマポリシーとともに、学科・専攻の「求める学生像」、カリキュラムポリシー、カリキュラムマップ及び科目ナンバーを示している。これにより、在学中に履修する科目間のつながりや順次性、科目とディプロマポリシーとの関

連を明確にし、個々の科目の単位認定とディプロマポリシー達成との繋がりを学生が捉えられるよう工夫している。

また、個々の科目における学修評価・単位認定の方法（成績評価）は、科目責任者がシラバスに「GIO (General Instructional Objective : 一般目標)」「SBO (Specific Behavioral Objectives : 個別到達目標)」とともに示し、学生に周知している。

大学院保健科学研究科の修了認定基準は、「熊本保健科学大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）、「熊本保健科学大学学位規程」（以下「学位規程」という。）として策定し、「大学院学生便覧」により学生に周知している【資料 3-1-3】。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は、学修規程に基づき厳正に適用している。また、厳正な単位認定を担保するため、セメスターごとに 15 週の授業日程に加え定期試験の日程を確保し、授業暦に明示している。

(a) 単位認定

<成績評価による単位の認定>【保健科学部】

成績評価による単位の認定は、学修規程第 2～12 条の 2 の定めに従い、科目の履修と、シラバスに示す「成績評価」により行っている。

履修の成立要件を厳正に適用するため、授業への出席状況には教職員側も常に注意を払い、出欠の記録を徹底している。出席に関する情報は Web ポータルシステムで管理しており、学生は自分の出席状況を常時照会できる。科目責任者は、定期試験・終了試験等の実施に先立ち、履修の成立要件を満たしていない受講者を成績評価の対象から除外し、当該学生の氏名を学務課に報告している。

個々の科目の学修成果は、授業内容・形態に応じて、筆記試験、実技試験、レポート、授業への参加状況、実習記録などを用いて多面的に評価している。学外実習や「基礎セミナー」「卒業研究」の他、レポート課題を課している科目、実技・プレゼンテーションのパフォーマンス評価を行う科目においては、ルーブリック評価法を全学的に導入している。令和元(2019)年度からはルーブリックの評価基準（尺度）を原則 4 段階評価に設定して様式を統一するとともに、シラバスにルーブリックを添付して、学生への周知と評価の可視化を図っている。

学修の評価のために行う試験の区分は、定期試験、終了試験、追試験及び再試験としている。定期試験は各セメスターの期末に期間を定めて行う。また、定期試験の代わりに、講義（演習を含む）・実習などの終了後に、科目責任者の判断で終了試験を行うこともできる。やむを得ない理由により定期試験・終了試験を受験できなかった者には、追試験を実施する。これらによる学修の評価において不合格となった者に対しては、科目責任者が必要と認めた場合、再試験を行うことができる。

学修の評価は、評点を 100 点満点とし、AA（90 点以上）、A（89～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、D（59 点以下）の評語をもって表し、AA、A、B 及び C を合格とす

る（学則第 32 条）。それぞれの評価の意味は、「AA：一般目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている」「A：一般目標を十分に達成している」「B：一般目標を達成している」「C：一般目標を最低限達成している」「D：一般目標を達成していないので更に勉強が必要である」としている【資料 3-1-2】。

確定成績の開示後、「不服申立て」の期間を設けることで、公平・公正な評価を担保している。「不服申立て」の手続きについては「学生便覧」で周知している【資料 3-1-4】。

GPA(Grade Point Average)が複数のセメスターで連続して基準値(1.50)に満たない場合は、スモールグループ担任とともに学科長又は専攻長、学部長との面談による学修指導、生活指導を行っている。連続した 3 セメスターにわたって GPA が基準値(1.50)を下回った場合は、学修規程第 16 条の定めに従い、学部長が退学を勧告できる。

＜本学以外での学修による単位の認定＞【保健科学部】

本学以外での学修による単位の認定状況を表 3-1-a に示す。本学以外での学修による単位の認定は、「学生便覧」に手続きを示し、学則第 33～35 条の定めに従い、教務委員会の上申を受け教授会で審議・決定している。

表 3-1-a 本学以外での学修による単位認定状況

年度	区分					備考
	TOEIC スコアによる認定		短期海外留学	左記以外の既修得単位		
	英語Ⅰ	英語Ⅱ	英語Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ	対象者数	認定単位数	
令和元(2019)	0	0	16	1	13	
令和 2(2020)	0	0	15	2	74	
令和 3(2021)	0	2	1	0	0	
令和 4(2022)	0	4	2	0	0	
令和 5(2023)	0	4	4	1	15	

学則第 33 条に定める他の大学などとの協議に基づく単位の認定としては、放送大学と単位互換協定を結んでいるが、単位認定の実績はない。また、本学短期留学プログラム（海外留学奨学金制度）により ELS の所定のコースを「Pass」の評価をもって修了した学生には届出により選択科目の「英語 V」「英語 VI」「英語 VII」（いずれも選択 1 単位）のいずれかの単位を認定している。

学則第 33 条の 2 に定める検定試験の成績による単位の認定としては、TOEIC 公開試験又は本学で実施する TOEIC-IP 試験においてスコア 500 点以上を取得し、単位の認定を希望する学生に対し、1 年次開講の「英語 I」又は「英語 II」（いずれも必修 1 単位）の単位を認定している。

学則第 35 条に定める入学前の既修得単位の認定については、医療専門職育成の教育課程であることから、専門科目の認定に至る事例は少なく、ほとんどが教養科目としての認定である。なお、学部において転学科及び転専攻を許可された学生に対しても、転学科・

転専攻の前後で共通する開講科目については既修得単位を認定している。

＜学士教育課程以外での単位認定＞

大学院保健科学研究科においては、単位認定基準、修了認定基準は、大学院学則及び学位規程に基づき厳正に適用している【資料 3-1-5】。また、厳正な単位認定を担保するため、セメスターごとに 15 週の授業日程を確保し、授業暦に明示している。

成績評価による単位の認定は、大学院学則第 25 条及び第 26 条に従い、シラバスに示す「成績評価」により行っている。

個々の科目の学修成果は、授業内容・形態に応じて、授業への参加状況、レポート、プレゼンテーション、ディスカッションなどを用いて多面的に評価している。

助産別科及びキャリア教育研修センター認定看護師教育課程においても、それぞれ「助産別科規程」「キャリア教育研修センター認定看護師教育課程規則」にしたがって単位認定を厳正に行っている。

(b) 進級要件【保健科学部】

保健科学部の進級要件は学修規程第 13 条に定めている。教養科目を除き、各年次に配当される必修科目に未履修がないこと、必修科目のうち未修得の科目数と単位数が基準以下であることが、学科及び専攻に共通の要件となっている。

年度末には、学科会議で作成された進級判定案を教授会で審議し、進級の可否を決定している。原級に留め置かれることが決定した学生については、学務課より直ちに保護者へ文書で通知し、スモールグループ担任との三者面談を実施して今後の方向性を確認している。

(c) 卒業認定基準・修了認定基準【保健科学部・大学院保健科学研究科】

保健科学部の卒業要件は学則第 44 条及び学修規程第 15 条に定めている。卒業の認定は、学科会議で作成された卒業認定案を教授会で審議し、教授会の議を経て学長が行っている。また、各学科・専攻において、全科目の通算 GPA が基準値（3.5 以上）を満たす学生や全科目の成績平均点が首席の学生は、卒業時に学長表彰の対象としている【資料 3-1-6】。

大学院保健科学研究科の修了要件は、大学院学則 第 38 条及び学位規程に定めている。修了の認定は、2 年以上在学して所定の単位を取得し、研究指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格した者について、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て学長が行っている。なお、本学大学院では社会人学生に対する長期履修制度を設けており、この制度を活用し、3 年間で修了する学生もいる。

修士論文及び最終試験の審査は、学位規程第 8 条に基づき、1 つの修士論文について研究科委員会が指名する研究指導資格を有する教員を含む 3 人からなる審査委員会で行っている。研究科委員会は審査委員会の審査結果を踏まえて学位授与について審議し、結果を学長に報告する【資料 3-1-7】。

助産別科及びキャリア教育研修センター認定看護師教育課程においても、それぞれ「助産別科規程」「キャリア教育研修センター認定看護師教育課程規則」にしたがって修了認定

を厳正に行っている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部及び学科・専攻のディプロマポリシーの文言等の整理、見直しを進める。

進級基準、卒業認定基準の適用においては、学生の多様化を反映して標準修業年限内卒業率の低下傾向が認められることから、ディプロマポリシーに定める能力・資質を多様な学生が身に付けて卒業できるよう、単位認定基準及び進級基準の適切性を検証する。医学検査学科においては、卒業に必要な科目の再検討を令和 6(2024)年度中に終え、令和 7(2025)年度入学者からの新カリキュラムに反映させることを目指す。

学生の多様化に伴い、留年率、規定年数卒業率の悪化傾向がある。留年はその後の退学、国家試験不合格にもつながる傾向が認められている。多様な学生に対し、授業や学生支援の改善に努めるとともに、進級基準の適切性を検討し、可能な限り留年者をださずに、DP に定める能力・資質を育成する必要がある。医学検査学科においては、多様な学生に対応するため卒業に必要な科目の再検討が進行中である。令和 6(2024)年度中に検討を終え、令和 7(2025)年度入学者から新カリキュラムに移行することが望ましい。

保健科学研究科では、ホームページや「大学院学生便覧」、新入生オリエンテーションでディプロマポリシーを周知しているが、令和 5(2023)年度大学院修了時アンケートにおいて約半数の学生がディプロマポリシーを知らなかったと回答しているため、周知方法を工夫する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

保健科学部では、医療専門職者の育成について定めた学校養成所指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）の基準に従いつつ、独自の方針のもとで教育課程を構築している。カリキュラムポリシーは、平成 14(2002)年の大学設置申請の折に「大学等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」として提出した「教育課程の編成方針」を踏まえたものとなっており、新学科等の設置やカリキュラムの改定を経ても基本的な方針は継承している。

ディプロマポリシーと同様に、建学の精神、基本理念及び教育目標を踏まえ、既に策定

していた保健科学部の三つのポリシーを教育改革推進会議の下で見直し、平成 28(2016)年度に保健科学部及び学科・専攻のカリキュラムポリシーを策定した。リハビリテーション学科では、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」改正及び「言語聴覚士養成教育ガイドライン」策定を踏まえてカリキュラムの改定を行い、これに伴い令和元(2019)年度にカリキュラムポリシー及びディプロマポリシーの見直しを実施した。

カリキュラムポリシーは、ディプロマポリシー、アドミッションポリシーとともに、ホームページ、「学生便覧」等で公開し周知している。また、保健科学部及び学科・専攻のカリキュラムポリシー策定に併せて、大学院保健科学研究科においてもカリキュラムポリシーを含む三つのポリシーを策定し、ホームページ、「大学院学生便覧」等で公開し周知している【資料 3-2-1】。

助産別科における助産師基礎教育のカリキュラムポリシーは、文部科学省令及び厚生労働省令の基準である「平成 23(2011)年保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正カリキュラム」「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(2016)」を踏まえて策定しており、規定の単位を取得することにより到達目標が達成されるようカリキュラムを編成している。

令和 3(2021)年度には、リハビリテーション学科理学療法学専攻の収容定員増、医学検査学科、看護学科、大学院保健科学研究科の教育課程の変更に伴い、三つのポリシーの見直しを行った。また、カリキュラムポリシーを含む三つのポリシーの全体について文言等の整理を行った。

令和 5(2023)年度には、学部と学科等のカリキュラムポリシーの対応がより明確になるよう、ディプロマポリシーの見直しに続いてカリキュラムポリシーの文言等の整理、見直しに着手することを教育改革推進会議で決定した。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

保健科学部では、卒業までに履修する科目の順次性及びそれらの関連性について、授業科目別履修単位一覧及びカリキュラムマップに示している。さらに、カリキュラムマップに各科目とディプロマポリシーとの関連性を明示することで、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーとの一貫性を可視化している【資料 3-2-2】。

大学院保健科学研究科では、入学前から研究指導教員と面談を行い、ディプロマポリシーに定める高度専門職業人としての資質を涵養する履修計画を作成する。これにより、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーとの一貫性を担保している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

保健科学部の教育課程は、教養科目と専門科目（保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科目及び自由科目（理学療法学専攻のみ））により構成している。このうち、教養科目と保健科学基幹科目は学部の全学科を対象として開講されるため、共通科目と位置づけている。なお、保健科学基幹科目は、指定規則の分類上は専門基礎科目に含まれる。

(a) 教育課程の体系的編成

教育課程を体系的に編成するにあたり、本学で開講されているすべての科目にカリキュラムマップの体系に沿ってナンバリングを行い、科目の分野、学修段階（レベル）及び履修順序を、「学生便覧」に明示している。

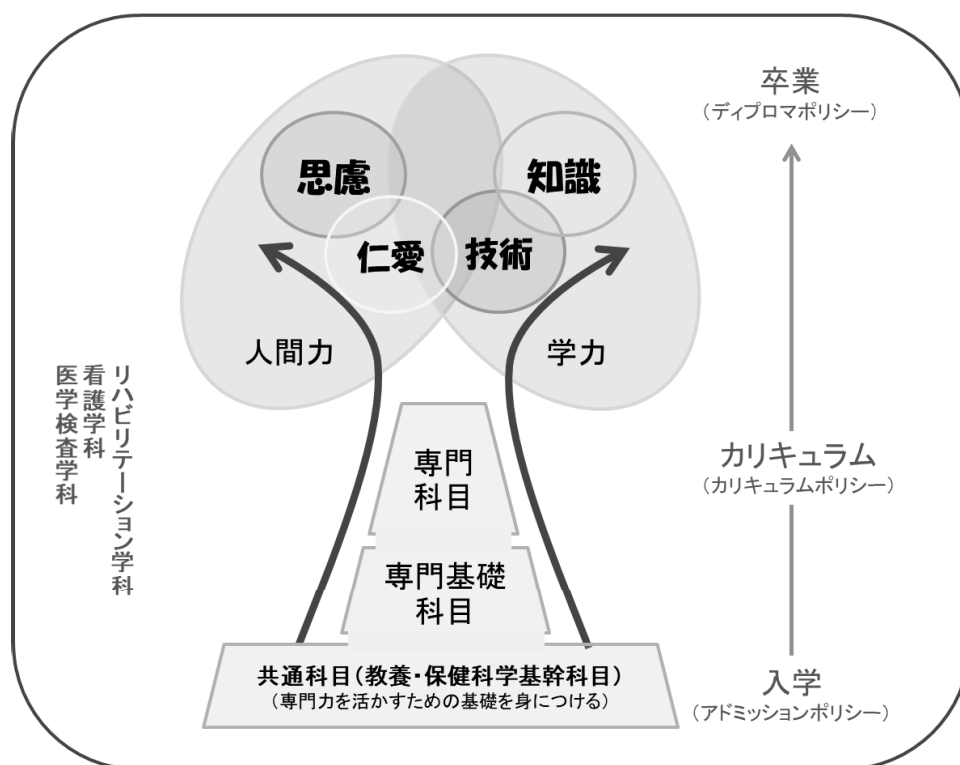


図 3-2-a 社会に求められる人材を輩出する教育システム

図 3-2-a は、教育課程を樹木の成長に例えたものである。根は共通科目（教養科目及び保健科学基幹科目）であり、幹である専門基礎科目と専門科目は基礎力を吸収して専門力を蓄える。そして、学力や人間力という葉をつけ、「知識」「技術」「思慮」「仁愛」の実をつける。

具体的には、学生は初年次に教養科目と保健科学基幹科目を中心に学び、人と関わるための基礎力を培う。続いて 2 年次には専門科目、3 年次以降にはより高度な専門科目である長期間の学外（臨地・臨床）実習を通して知識と技術を統合する。最終学年である 4 年次には卒業研究などの科目を修め、専門職としての問題探求力を身につけ、研究マインドを涵養する。こうした正課のカリキュラムに加え、ボランティア活動、クラブ活動、短期海外研修・留学などの課外活動を通して、学生は人間力を磨いて卒業する。本学で身につけるこれらの力は、熊本大生到達目標として示している【資料 3-2-3】。

なお、教育課程を構成する科目がディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーと整合した内容であることを担保するために、シラバスはすべての科目について共通のチェックシートに基づき作成している。チェックシートでは、到達目標と授業計画の妥当性、準備

学習の明示などを確認項目としている。さらに、成績評価について、総合評価比率に加え、個別到達目標ごとの評価手段と評価比率を明示している【資料 3-2-4】。

保健科学部における開講科目の単位数は、表 3-2-a に示すとおりである。

表 3-2-a 令和 6(2024)年度 保健科学部教育課程の編成（開講科目の単位数）

カリキュラム (令和 6 年度入学者適用)	必修/選択	教養	専門		合計	総計	
		共通		学科・専攻別			
		教養科目	保健科学 基幹科目	専門基礎 科目			専門科目
医学検査学科	必修	12	5	26	65	171	
	選択	36	4	5	18		
	卒業要件	26 以上	33 以上		70 以上		
看護学科	必修	12	5	19	77	163	
	選択	36	4	3	7		
	卒業要件	26 以上	26 以上		79 以上		
リハビリテーション学科 (理学療法学専攻)	必修	12	5	30	58	160	
	選択	36	4	3	7		
	自由	0	0	0	5		
	卒業要件※	26 以上	37 以上		62 以上		
リハビリテーション学科 (生活機能療法学専攻)	必修	12	5	30	64	163	
	選択	36	4	5	7		
	卒業要件	26 以上	36 以上		66 以上		
リハビリテーション学科 (言語聴覚学専攻)	必修	12	5	29	58	158	
	選択	36	4	2	12		
	卒業要件	26 以上	36 以上		66 以上		

※卒業要件に自由科目は含まない。

卒業年次を除き、各年次に履修登録できる単位数は 48 単位以下としている。ただし、全科目の通算 GPA が 3.5 以上の学生については、この制限を適用しないことを学修規程第 3 条 6 項に規定し、学生の成績に応じて緩和させている【資料 3-1-2】。

(b) 教育課程編成上の特色

保健科学部では、保健医療分野に幅広い視野を持つ多様な人材を育成するための科目やプログラムを設けている。

保健医療分野でのニーズを踏まえ、チーム医療に貢献する人材の育成を念頭に、他職種への理解を深めるための科目を開講している。保健科学基幹科目においては「チーム医療演習」を必修とするとともに、「臨床検査概論」「看護概論」「リハビリテーション概論」の中から、所属学科以外の概論を選択させている。また、リハビリテーション学科の専門基礎科目においては、「理学療法概論」「作業療法概論」「言語聴覚学概論」の中から、所属専攻以外の概論を選択させている。

また、臨床検査技師、看護師、保健師（保健師は令和 3(2021)年度入学者まで）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士以外に表 3-2-b に示す資格取得を可能とする教育課程により、卒業後の活躍の場を拓けている。

表 3-2-b 取得可能なその他の資格

学科	資格
医学検査学科	食品衛生管理者（任用資格） 食品衛生監視員（任用資格）
看護学科	養護教諭 2 種免許（保健師免許の取得が前提） 衛生管理者免許（保健師免許の取得が前提）
リハビリテーション学科	初級パラスポーツ指導員 （理学療法学専攻及び生活機能療法学専攻）
	JATI 認定トレーニング指導者（理学療法学専攻：選択制）

さらに、保健科学基幹科目においては、減災型地域社会のリーダー養成のための選択科目「災害時における保健医療」を熊本大学及び熊本県立大学との連携協働教育の形で開講している。この科目を履修することで防災士受験資格の取得が可能となる。またこの科目を含む複数の科目を履修し申請することで減災型地域社会のリーダーへ認定される。本学は日本防災士機構の承認を受け、令和 5(2023)年度より、防災士受験資格付与を行う認証機関となっている。

(c) 学士教育課程以外の編成

大学院保健科学研究科においては、教育課程は共通科目と専門科目に分かれている。共通科目は、研究の基礎となる知識や考え方を身につけるとともに、生命の尊厳を守る倫理観・責任感を持ち他の医療専門職と緊密に連携・協力ができる人材を養成するための基本教育で、主に 1 年次に履修する。

助産別科においては、主体的に助産ケアを実践する基礎的能力を育成するために、表 3-2-c に示すように、「助産学基礎領域」「助産学統合領域」において、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（基礎助産学分野）よりも 3 単位多く必修科目（生殖医療と生命倫理・母子関係援助論等）として配置している。また、令和 4(2022)年度より実施の改正カリキュラムに対応したカリキュラムに改編した。子育て世代を包括的に支援できる能力の強化とハイリスク化する周産期医療に対応できる助産実践能力の向上を目指して、「地域母子保健領域」を 1 単位増、「助産学実践領域」に助産診断技術学Ⅴ（ハイリスク）1 単位を新設した。

表 3-2-c 令和 6(2024)年度 助産別科教育課程の編成

区分	助産学基礎領域	助産学実践領域	地域母子保健領域	助産学統合領域	合計
必修	7	22	3	2	34
修了要件	必修 34 単位				

キャリア教育研修センター（認定看護師教育課程）における教育課程は、日本看護協会が策定する認定看護師教育課程に準じている。平成 31(2019)年の日本看護協会認定看護師

規程改正を受け、本学では令和 2(2020)年度より特定行為研修を含む認定看護師教育を開始した。日本看護協会の e ラーニングシステムを導入し、研修生が働きながら効率的かつ効果的に学ぶことを支援している。また、令和 2(2020)年度より特定行為研修課程を開設し、認定看護師を対象として、(1)栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連と(2)精神神経症状に係る薬剤投与関連の 2 区分を同時開講した。

3-2-④ 教養教育の実施

人間形成のための教養教育は、学士課程教育の全般を通じて実施されるべきものである。事実、学士課程における専門分野の教育を通じて、様々な仕方で、人間や社会、環境、文化に対する洞察力や批判力、協調性、課題探求能力などが訓練されていく。そうした意味において、教養科目のみが教養教育を担保するものではない。

保健科学部の教養科目は、学士課程教育への導入としての初年次教育を含みつつ、体系的に構築された専門分野の諸科目と相補的に学士課程教育の一環を担う。これにより、幅広く深い教養、汎用的技能、自律し他者と協働できる社会性を有し、生涯学習の基盤を備えた人材を育成する。

保健科学部では、教養教育における開講科目は、学科・専攻の学外（臨地・臨床）実習期間との関係などを考慮して配置している。初年次教育にあたる科目を含む性格上、配当が低学年に偏る傾向はあるが、看護学科とリハビリテーション学科言語聴覚学専攻を例外として全学年に配当しており、学士課程の学びを担保している。

(a) 教養科目の編成

教養科目は、以下の方針のもとで「コモン・ベーシックス」「人文科学」「社会科学」「自然科学」「コミュニケーションの技法」の 5 中区分によって編成している。

(1) 伝統的な学問が培ってきた「問題の捉え方」を学ばせるために、人文科学、社会科学、自然科学それぞれの基礎に相当する諸科目を選択科目として設定し、中区分ごとに最低 1 科目は修得させる。

(2) 医療専門職者に必要な汎用的技能として、少なくとも一つの外国語の実践的な力と、現代社会が要請する情報リテラシーを備え、学修や研究に総合的に活用できるようになることを目指す必修科目を設定する。

(3) コミュニケーションスキルの基礎を学ぶ科目を設定するとともに、多岐にわたる学びのための基盤を整えるトレーニングを初年次の必修科目として位置づけることで、後期中等教育から高等教育へと円滑に移行させる。

(4) 教養科目を全学年に配置することにより、全学年を通じて継続的に教養科目を学ぶ機会をつくとともに、教養科目を学ぶことの意味について理解の深化を促し、豊かな人間性を涵養する。

(b) 教養教育の運営体制

保健科学部に共通教育センターを設置し、教員の加算定員（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在で 17 人）のうち半数を目処として共通教育センターに専任教員を配置している。また、

事務担当として嘱託職員を配置している。

共通教育センターでは、「熊本保健科学大学共通教育センター規程」に則り、共通科目に関する年間計画の策定、自己点検・評価及び改善、予算及び決算などについて審議し、教養教育を運営している【資料 3-2-5】。

教養科目は専門科目に比べて非常勤講師の比率が高い。このため、非常勤講師への本学の教育方針の説明や教育内容の協議などについても、共通教育センターが学務課とともに対応している。特に「英語」は少人数クラス編成であることから担当教員数が多いため、「英語」担当者間の情報共有を必要に応じて行っている。

初年次に学科混成で開講する「基礎セミナー」については、30 人程度の専任教員配置が必要となるため、原則として専任教員が少なくとも 2 年に 1 回は担当する職務として位置づけ、全学的な協力のもとに運営している。担当依頼、実施要領の説明、各種連絡など、共通教育センターに事務局を置き、効果的に実施している。

平成 31(2019)年度入学者より適用しているカリキュラムにおいては、必修科目「アカデミックスキルⅠ（入門）」「アカデミックスキルⅡ（基礎）」「アカデミックスキルⅢ（応用）」を、アカデミックスキル支援センターの活動と連携させている。「アカデミックスキルⅠ（入門）」「アカデミックスキルⅡ（基礎）」では、すべての学科・専攻でチュートリアル方式を実施した。

令和 5(2023)年度には、データ駆動型社会におけるニーズを踏まえ、「コモン・ベーシックス」及び「自然科学」の中区分に属する授業科目で構成される数理・データサイエンス・AI 教育プログラム「熊保大 保健医療データサイエンティスト育成プログラム」をスタートさせた。プログラムの運営は共通教育センターの「数理・データサイエンス・AI 教育専門部会」が担っている。

大学院保健科学研究科では、共通科目「保健学研究論」等の科目において、文献検索や論文の書き方、研究の方法論と倫理、統計処理等に関する内容を講義している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

以下に、本学の教授方法の工夫について述べる。

(a) メディア授業への対応

本学では COVID-19 拡大防止のため、令和 2(2020)年度前期セメスターから遠隔授業に対応した。クラウド型教育支援システム manaba の導入をはじめとするシステム環境整備と教職員の努力により、遠隔授業への満足度は向上した。COVID-19 拡大防止のための遠隔授業は令和 4(2022)年度で終了し、令和 5(2023)年度は学則第 29 条の 2 に基づくメディア授業として遠隔授業を運用している。manaba は対面授業においても教材提示や確認テストなどで効果的に活用されている。

(b) 共通科目（教養科目・保健科学基幹科目）での工夫【保健科学部】

同じ医療職とはいえ、臨床検査技師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士で

は、様々な点で職業上の性向が異なり、それぞれの職業を志向する学生の気質にも違いが感じられる。共通科目の運営においては、学科及び専攻の異なる学生が互いに交流を深め、チーム医療に有用な資質を涵養するよう、一部の科目を学科混成のクラス編成とするなど、他学科の学生とともに学ぶ工夫をしている。その中でも全学的な取組みとなるのが、1 年次前期（第 1 セメスター）に開講している必修科目「基礎セミナー」と 4 年次後期（第 8 セメスター）に開講している必修科目「チーム医療演習」である。

「基礎セミナー」では、学生同士が学科の枠を超えて交流を深め、かつ教員のフォローが行き届くよう、1 セミナー12 人前後の少人数編成としている。また、希望状況を考慮しつつ、メンバーが特定の学科に偏ることなく均等に構成されるよう調整している。学生は、多彩なテーマのいずれかに沿って、問題のありかを探る、必要な資料を収集する、討論を重ねる、課題発表する、レポートにまとめる、といった基本的な学びのスキルを身に付けるとともに、互いに交流を深めていく【資料 3-2-6】。資料収集のトレーニングの一環として、図書館スタッフによる文献検索演習も組み込んでいる。時間割編成上は、午後の時間帯（3 時限目から 5 時限目まで）を連続で使用できるようにして、学外での活動も可能としている。セミナーの最終回は合同発表会とし、各セミナーの成果を互いに披露している。ただし、令和 2(2020)年度から令和 4 (2022)年度までは、COVID-19 拡大防止のため対面形式での合同発表会は休止し、Web 上で各セミナーの成果を共有することで学修の機会を設定した。

「基礎セミナー」の成績評価にはルーブリック評価を導入し、評価基準の明確化を図っている。ルーブリックは、雛形をもとに各担当教員が作成しており、「基礎セミナー」の目的が成績評価においても共有されるよう配慮している。また、多彩なテーマで開講されることを考慮し、全セミナーの概要と担当教員のオフィスアワー、修得すべきスキルなどを記載した「基礎セミナー学修サポートブック」を作成し、学生及び担当教員に配付している。さらに、各セミナーにおける取組みの工夫を「実践事例集」として蓄積し、担当教員の参考に供している。

「基礎セミナー」と対を成す科目が 4 年次後期の「チーム医療演習」である。この授業は、それぞれの学外実習を終えた 3 学科の学生が、12 人程度のチームを組んで専門領域横断型の演習を行うことにより、対象へのアプローチについて相互理解を深め、臨床の場でチーム医療を実践できる資質を涵養することを目的としている。このように、保健科学部では開学時よりチーム医療を念頭に置いて共通科目を編成している。

(c) 学科別専門科目（演習・実習）での工夫【保健科学部】

<医学検査学科>

令和 3(2021) 年 3 月 31 日に公布された臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令公布に基づき、指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しが行われた。科目承認校である本学医学検査学科においても、その新ガイドラインに準じてカリキュラムの再編成を行い、令和 4(2022)年度入学者より新カリキュラムに基づき演習並びに実習を実施している。

なお、医学検査学科ではすべての講義にアクティブ・ラーニングを導入し、振り返り小テストや反転授業、更にグループワーク、ディスカッションやプレゼンテーションなどを取り入れることで、主体的な学びへの意欲を高めるよう工夫している。

■「検査機器分析学」（1 年次前期）

主要な臨床検査分野で使用される共通機器の原理、使用方法などの講義・演習に加え、少人数に分かれて病院検査室を訪問し、臨床検査技師の業務や体験談を見聞する機会を設けている。さらに、学内実習、学外実習（「臨地実習」）にあたっての心構えなども講義内容に含めることで、将来へのモチベーションを向上させる一助としている。

■「学内実習」（1 年次後期から 3 年次後期）

新カリキュラム（令和 4(2022) 年度入学者）では、学生の理解度向上を目指し、可能な限り該当する講義を終えた後（知識の修得後）に学内実習を行うことが出来るよう時間割の編成を行っている。さらに、学内における実習では、同一の科目を毎日連続して学ぶ集中実習形式を取り入れている。これにより、学生は科目ごとに予習、復習、理解を集中して行うことができる。また、体系的な知識修得を促すために、基礎的な科目の学修を踏まえて次の科目へ進むよう開講順に配慮している（「基礎化学実習」→「生化学実習」→「臨床化学検査学実習」、「解剖学実習」→「病理検査学実習」、「生理学検査学基礎実習」→「生理検査学実習」など）。

■「臨地実習」（3 年次後期）

学外において 47 日間の実習を実施している。本実習については、各施設担当の教員を定め、施設の実習責任者と本学教員との密な連絡体制を整えている。加えて、上述した新ガイドラインでは、令和 6(2024)年度より臨地実習前技能修得到達度評価が臨地実習単位の一部として組み込まれ、「臨地実習において学生に実施させるべき行為等」において、「臨地実習において学生に必ず実施させる行為及び必ず見学させる行為」および「臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為」が設定されている。この点に関しては、指定規則に対応した評価制度を構築し、令和 5(2023)年度から実施している。一方、各実習施設に対して実施した「臨地実習において学生に実施させるべき行為等」の実施可否についてのアンケート調査結果を踏まえて、新ガイドラインに準じた実習を実施できる体制を整えた。また、実習終了後は合同の臨地実習連絡会議を開催し、学生の実習状況について施設側実習指導者と意見交換を行っている。本会議にて各施設から出された要望・改善点については臨地実習委員会を中心に協議し、次年度の臨地実習に反映できるよう努力している。成績評価においては、平成 29(2017)年度からルーブリック評価を導入し、学生に対しての指導側の評価法の均一化を目指した試みを実施しており、指定規則に基づいた臨地実習に対する評価制度を構築できている。

<看護学科>

■「学内演習」（各年次）

基礎看護学では、1 年次の「看護セミナー」において、他職種と連携する専門職者として、対人マナーやチームワークについて学修している。また、1 年次及び 2 年次の基礎看護

看護技術に関する学内演習は、常時 6、7 人の教員が担当し、事前及び事後学習の指導や実技試験も含め、確実な技術修得を図っている。1 年次の学外実習前に配置している「基礎看護技術演習Ⅰ」では、模擬で患者の療養環境についてセッティングし学生の観察能力を高める取り組みなど実際の実習課題を想定した知識・技術について指導している。さらに、2 年次には、看護過程の事例展開において、電子カルテのソフトを用いてシミュレーション教育を実施している。2 年次の専門科目は、1・2 年次の基礎看護学を基盤におき、発達段階別あるいはさまざまな健康レベルにある人の看護を段階的に学修するものである。特に「小児看護学Ⅱ」「母性看護学Ⅱ」「成人看護学Ⅱ急性期」「成人看護学Ⅲ慢性期」「老年看護学Ⅱ」「精神看護学Ⅱ」「地域・在宅看護方法論」の学内演習では、各科目の教員が事例により看護過程の展開を指導し、3 年次の学外実習に繋げている。学外実習終了後の 3 年次の後期には、グループワークを主とした「健康教育論」を学修し学外で地域の住民を対象に健康教育を実施するなど保健指導や健康教育に関する知識や技術を高める取り組みを実施している。

■「学外実習（臨地実習）」（各年次）

すべての年次に実施される学外実習は看護教育の中核をなすもので、知識・技術のみならず、観察力・判断力・責任感・問題解決能力・対人関係能力・自己管理能力などを統合した能力が求められる。中でも 3 年次の学外実習は、その能力を養成するとともに、2 年次の看護学の専門科目をもとに、対象の健康状態や個別性を考慮し、科学的根拠に基づいた看護実践能力を育成するために設定された小児看護学、母性看護学、成人看護学（急性期・慢性期）、老年看護学（医療施設・介護保険施設）、精神看護学、地域・在宅看護論の各実習科目をローテーションしながら約 8 か月間行う。学生の配置にあたっては、2 年次に行われた「基礎看護学実習Ⅱ」や学内演習での学生の状況を踏まえ、学力、健康状態、グループダイナミクス、実習施設への移動手段などを考慮している。

本学は附属の実習施設を有していないため、熊本県内の国公立及び私立の施設に実習の受入れを依頼している。そのため、実習科目ごとに、実習担当教員間あるいは実習担当教員と実習指導者の間で学生の実習指導上必要な事項について情報を交換し、実習環境をよりよくするための努力を行うとともに、連携を強めている。

■「看護技術項目の卒業時到達目標と領域別達成状況」表及び「看護技術項目の卒業時到達目標と到達状況」表の活用

学生自身が看護技術の卒業時到達目標を視野に入れて学修できるよう、「看護技術項目の卒業時到達目標と領域別達成状況」表を作成し配付している。学生は、この表を用いて看護技術の修得状況を把握しながら実習に取り組む。また、就職後の新人・卒後教育（研修）等に活用できるよう、4 年次の実習終了後の評価（「看護技術項目の卒業時到達目標と到達状況」表）を卒業時の到達状況として、学生が所持している。

<リハビリテーション学科>

■「学外実習（臨床実習）」（各年次）

リハビリテーション学科の各専攻では、実習を三つの段階で構成している。

第 1 段階は、1 年次から 2 年次に行う実習で、医療・保健・福祉領域を認識し、チーム

アプローチやその中での理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の役割を理解する。これは、自己の適性の確認や職業イメージの確立、学修意欲の向上を目的としている（理学療法学専攻「臨床見学実習」、生活機能療法学専攻「見学実習」、言語聴覚学専攻「入門実習」）。

第2段階は、2年次から3年次に行う実習で、検査測定・評価の修得やそれぞれの職種に対する理解、自己の将来像の形成、地域リハビリテーションにおける専門職としての役割や多職種連携の在り方を学ぶことを目的としている（理学療法学専攻「地域実習」「臨床評価実習」、生活機能療法学専攻「地域実習」「評価実習」、言語聴覚学専攻「臨床実習Ⅰ（評価）」）。言語聴覚学専攻では、3年次前期の「評価実習」前に、学生の臨床遂行能力向上を目的として、評価（検査・測定）技術や対象者への基本的マナーの習熟度を客観的に評定するOSCE（Objective Structured Clinical Examination：客観的臨床能力試験）を実施している。なお、理学療法学専攻及び生活機能療法学専攻においては、令和2(2020)年度入学者から適用されるカリキュラムにおいてOSCEを必須化した。

第3段階は、3年次後期から4年次に行う実習で、総合的臨床教育として具体的な治療計画の立案から治療実施に至るまでのプロセスの総括的な理解、実践を目的としている（理学療法学専攻「臨床総合実習Ⅰ」「臨床総合実習Ⅱ」、生活機能療法学専攻「総合臨床実習（秋期）」「総合臨床実習（春期）」、言語聴覚学専攻「臨床実習Ⅱ（総合）」）。

リハビリテーション学科では、学生が医療チームの一員として実際の臨床に参加することで、より実践的な臨床能力の修得を目指す、診療参加型とも言われる「CCS（clinical clerkship：クリニカル・クラークシップ）」を採用している。実習に際しては、施設側指導者と合同の実習指導者会議を各専攻で開催し、学生の実習状況について意見交換を行うとともに、密接な連携体制を確認する場としている。

なお、理学療法学専攻並びに生活機能療法学専攻においては、令和2(2020)年度より理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正に伴い、臨床実習に関する事項が一部変更になっている。臨床実習指導者の要件については、これまで臨床経験3年以上であったものが5年以上となり、更に16時間以上の臨床実習指導者講習会の受講が必須となった。また、学外実習においては附属実習施設と同等の連携が図られている主たる実習施設を置くことが望ましいことが示され、臨床実習指導者講習会の受講を支援したり、連携協定施設を開拓したりするなど、令和2(2020)年度入学者から適用のカリキュラムにおいて、この指定規則改正に準じた対応をしている。現在、本学の臨床教育のあり方に賛同頂ける複数の施設と包括連携協定を締結し、主たる実習施設に準じた施設として連携を強化しながら臨床教育の質の向上に努めている。

(d) 学士教育課程以外での工夫

<大学院保健科学研究科>

大学院保健科学研究科の学生は大半が社会人であるため、大学設置基準第25条（授業の方法）に沿ってWebポータルシステムやWeb会議システム等を利用し、講義形態を対面又は遠隔のいずれかを選択できるハイブリッド形式とすることやeラーニングも可能としている。

修士論文の作成にあたっては、修士論文提出の約半年前に中間発表を実施し、研究の方向性について研究指導教員以外の大学院担当教員からもコメントを受けることで、よりよい研究になるよう指導している。また、大学院生の論文執筆能力の向上のため、修士論文の本審査に十分な時間をかけるだけでなく、大学院生自身による論文の修正に多くの時間を充てることができるようにしている。

＜助産別科＞

我が国では、ハイリスク妊産婦のケア能力の強化と特定妊婦や児童虐待等の社会問題を踏まえた切れ目のない支援が重点課題となっている。助産別科では、そのような社会の要請に対応できるよう基礎助産学・助産診断技術学において、アクティブ・ラーニング（ロールプレイ、シミュレーション等）を導入し、助産実践力の基盤となる思考力・問題解決能力の育成に重点をおいた講義・演習を実施している。

臨地実習施設は国内でも有数の分娩件数を誇る施設を確保している。実習期間内に学生全員がローリスクな対象の分娩介助を終了できるよう配慮し、基礎的助産実践力の育成を図っている。

＜キャリア教育研修センター＞

日本看護協会認定看護師規程改正に伴い、認定看護師教育に特定行為研修が含まれることになり、研修期間が6か月から1年に延長された。そこで、認定看護師教育課程では教育の質を担保するために日本看護協会及びS-QUE研究会のeラーニングシステムを導入し、研修生が働きながら効率的かつ効果的に学ぶことを支援している。

（3）3-2の改善・向上方策（将来計画）

学部及び学科・専攻のカリキュラムポリシーの文言等の整理、見直しを進める。

保健科学研究科においては、令和5(2023)年度より新たに開始した看護領域のカリキュラムや令和6(2024)年度に新設した科目が適切に運用されたか確認を行うとともに、改善が必要かどうか検討する。また、連携協定を結んでいる国立感染症研究所と講義、研究指導等について連携し大学院教育の充実を図る。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

（2）3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、平成 30(2018)年 6 月に教育改革推進会議において学修成果の評価方針（以下「アセスメントプラン」という。）を策定した。その後、令和 2(2020)年 1 月の「教学マネジメント指針」を踏まえた改定を行っている。アセスメントプランでは、大学全体レベル、学位プログラム、授業科目レベル、学生レベルの 4 段階で学修成果を把握・評価する方法を定め、三つのポリシーが適正に実施されているかを点検・評価している【資料 3-3-1】。アセスメントの実施主体は、このアセスメントプランに沿って、学修成果の点検・評価を行い、教育の質保証に繋げている。

学修成果を可視化し、点検・評価するための取組みについて、以下に述べる。

＜修学ポートフォリオ＞【保健科学部】

学修成果の把握・評価の観点として、ディプロマポリシーを含む 12 項目の熊本大生到達目標を設定している。学生が随時アクセス可能な Web ポータルシステム上に修学ポートフォリオを導入している。12 項目の熊本大生到達目標に対して学生が各セメスターでどのように成長したかを示すレーダーチャートをディプロマサプリメントと位置づけ、希望する学生に卒業時に交付している【資料 3-3-2】。

＜GPS-Academic（ベネッセ i-キャリア）＞【保健科学部】

令和 3(2021)年度からは、大学生基礎力レポートⅠ及びⅡの後継として、それぞれ GPS-Academic による調査を IR 推進委員会が実施している。

GPS-Academic（新入生用）は、新入生オリエンテーション期間から 2 か月程度行い、高校での学びや活動、修学に向けての意欲などを調査している。

GPS-Academic（在学生用）は、学外実習を経験した 3 年次の学生に対して実施し、GPS-Academic（新入生用）の実施時からの意識の変化や成長及び大学への満足度などを調査している【資料 3-3-3】。

それぞれ、ベネッセ i-キャリアによる集計、分析のうえ、提言も含めた報告会を開催し、教職員との共有および結果の有効活用を図っている。

＜学修行動調査（及び学生インタビュー）＞【保健科学部・大学院保健科学研究科】

学修行動調査は、IR 推進委員会が実施している。

すべての学生に対し、1 週間あたりの学修時間や生活時間、満足度などについて調査し、学修環境の改善に向けた検討を行っている【資料 3-3-4】。

＜卒業・修了時アンケート＞【保健科学部・大学院保健科学研究科】

卒業・修了時アンケートは、IR 推進委員会が実施している。

教育課程、就職支援、施設設備等の改善に繋げるために、本学の各種支援に対する満足度や要望、ディプロマポリシーの達成に対する自己評価を調査している【資料 3-3-5】。

＜卒業 1 年目アンケート＞【保健科学部】

卒業 1 年目アンケートは、就職委員会と就職・実習支援課が協働して実施している。

卒業生に対し、卒業 1 年後の情報交換会「久しぶり、元気かい（会）」の開催案内にアンケート用紙を同封し、回答を求めている。これにより、ディプロマポリシーの達成度、学びの活用、教育及び就職・進学支援に対する満足度などを把握している【資料 3-3-6】。

＜就職先へのアンケート＞【保健科学部・大学院保健科学研究科】

就職先への組織的なアンケート調査は、就職・実習支援課が実施している。この調査により、施設が求める人材と本学卒業生の評価を具体的に把握し、学内で共有している。卒業生が管理職として勤務している施設も多く、率直な評価や情報を得ることができている【資料 3-3-7】。

＜授業改善アンケート＞【保健科学部・大学院保健科学研究科】

学生による授業評価を次年度の授業の改善に繋げることを目的に、FD 委員会が毎年実施している。専任教員は担当科目について 2 年に 1 回以上実施することとし、兼任教員（非常勤）は、同一教員が複数の科目を担当するケースが少ないことから、毎年実施することとしている【資料 3-3-8】。授業満足度が一定水準（授業満足度 3.0）に達していない科目がみられた場合には、FD 委員長である学部長が科目責任者と授業状況について話し合うことにより、授業改善を実質化している。

＜ルーブリック評価＞【保健科学部】

組織的なルーブリック評価は、平成 27(2015)年度に共通科目「基礎セミナー」で初めて導入した。その後、学部長を委員長とする教育方法改革委員会においてルーブリックの雛形が作成され、令和元(2019)年度シラバスからは、学外実習や卒業研究（課題研究）、レポート、実技試験等では科目責任者がルーブリックを添付して学生に明示している。

これらに加えて、国家試験合格率、専門分野に関連する資格の取得状況、就職率及び専門職就業率、進学率、規定年数内卒業率（進級・卒業率）などを重視しており、担当する委員会等が分析を行い、大学運営協議会、教授会に報告するとともに、関係部署に対応を求めている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

アセスメントプランの下で実施した学修成果の点検・評価を、教育の質保証とその改善にフィードバックしている。以下、取組み別に点検・評価結果のフィードバック方法について述べる。

＜修学ポートフォリオ＞【保健科学部】

セメスターが進行するごとに、12 項目の熊本大生到達目標値にどれだけ近づいたかをリーダーチャートで学生が確認できるシステムとなっている。修学ポートフォリオに可視化された学修履歴と熊本大生到達目標の達成度等をもとに、学生は前学期の振り返りを行い、次学期の目標と計画を設定する。その際、スモールグループ担任が面談を実施し、助言を行う。

＜大学生基礎力レポートⅠ・Ⅱ、GPS-Academic＞【保健科学部】

大学生基礎力レポートⅠ（令和 3(2021)年度からは GPS-Academic）及びⅡの結果は、ベネッセ i-キャリアによる学内説明会の開催や教育改革推進会議等への報告を通して全教員へ開示している。学生に対しては、スモールグループ担任を通して個人別報告書の形でフィードバックされ、個人面談や修学指導に活用している。

＜学修行動調査（及び学生インタビュー）＞【保健科学部・大学院保健科学研究科】

学修行動調査の結果は IR 推進委員会より教育改革推進会議等に報告し、改善が必要とされる事項について関係部署で対応を検討の上、学内用 Web ポータルシステムに回答を開示している。令和 3(2021)年度は大学評価会議時に、学生代表者へ回答結果とその対応についての意見交換を行った。【資料 3-3-9】。

＜卒業・修了時アンケート＞【保健科学部・大学院保健科学研究科】

卒業・修了時アンケートの結果は、IR 推進委員会より教育改革推進会議等に報告し、改善が必要とされる事項について関係部署で対応を検討の上、教育課程、就職支援、施設設備等の改善向上に繋げている。

＜卒業 1 年目アンケート＞【保健科学部】

卒業 1 年目アンケート結果は、就職委員会より全教職員に開示し、就職・進学支援の改善向上に繋げている。卒業生に対しては、卒業 1 年後の情報交換会「久しぶり、元気かい（会）」において報告している。また、平成 30(2018)年度卒業生からは、本学ホームページでも「卒業生アンケート結果」として公開している。

＜授業改善アンケート＞【保健科学部・大学院保健科学研究科】

授業改善アンケートの結果は、専任教員の実施科目について自由記入を除くすべての項目を、学内用 Web ポータルシステムにより学生及び教職員に開示している。その際、科目責任者からのリプライとして、「授業改善計画」を併せて開示している【資料 3-3-10】。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5(2023)年度は、COVID-19 の 5 類感染症移行に伴い修学ポートフォリオ面談の実施に制限を設けなかったが、実施が徹底しなかったスモールグループがあった。第 2 セメスター以降の各セメスターで学生 1 人につき 1 回は面談を実施するよう、全学科で徹底する。

授業改善アンケートは実施趣旨の説明スライドを示すなどして学生に回答を促しているが、平均回答率は令和 5(2023)年度前期が 77.0%、後期が 69.2%とデータ取得に改善の余地がある。回答率向上のための工夫と働き掛けを継続する。

保健科学研究科においては、アセスメントプランに基づき収集される各種 IR データの多面的な傾向や特徴の把握に努め、必要に応じて改善方針の策定を行う。

【基準 3 の自己評価】

本学では、建学の精神、基本理念及び教育目標を踏まえて策定したディプロマポリシーに基づき、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を策定し、これらを周知するとともに、厳正に適用している。また、ディプロマポリシーの表現の見直しも行っている。

ディプロマポリシーとの一貫性をもつように策定したカリキュラムポリシーに沿って、教育課程を体系的に編成し、チーム医療のスキル涵養を重視した教養教育及び専門教育を実施している。教育課程の編成と実施の妥当性は、教員研究組織、学生支援、教員配置、教員の資質の確保・向上などの現状から担保されている。教養教育と専門教育のいずれにおいても、授業の到達目標や成績評価基準をシラバスに明示するとともに、アクティブ・

ラーニングなど教授方法の工夫・開発を行い、効果的な実施に務めている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法はアセスメントプランとして確立し、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、学修成果の点検・評価結果のフィードバックを行っている。例年、すべての学科・専攻において国家試験合格率が全国平均を上回っていることから、本学の教育課程は効果的に実施されているといえる。

大学院においては、大学院設置基準第 25 条に沿った e ラーニングや、ウェブ会議システム(Zoom)および学修支援システム(manaba)を用いた対面・遠隔での同時受講が可能なハイブリッド形式の講義形態を導入し、社会人が多い大学院生が受講しやすい授業環境を整備している。また、修士論文の作成にあたっては、論文提出の約 6 か月前に中間発表を実施し、研究の方向性などについて、担当教員以外からのコメントを受けることなどで、よりよい研究や論文作成になるように指導している。

助産別科では、基礎助産学・助産診断技術学において、アクティブ・ラーニングを導入し助産実践力の基本となる思考力・問題解決能力の育成に重点を置いた講義・演習を行い、社会の要請に対応している。助産師国家試験には受験者全員が合格している。

キャリア教育研修センターでは、日本看護協会認定看護師規程改正に伴って、認定看護師教育に特定行為研修が含まれることになり、研修期間が 1 年に延長されている。そのため、教育の質担保のため日本看護協会及び S・QUE 研究会の e ラーニングシステムを導入するなど、研修生が働きながら効率的かつ効果的に学ぶことも支援している。

以上のことから、基準 3 を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）の学長は「熊本保健科学大学学長選考規程」により、学校法人銀杏学園理事会（以下「理事会」という。）において理事長の推薦に基づき決定している【資料 4-1-1】。学長は「熊本保健科学大学学則」（以下「学則」という。）に基づき、大学を代表し、最高責任者として教職員を統督し、設置者である理事長とともに大学運営にあたる。さらに、本学の全般的かつ最終的な意思決定を行う大学運営協議会の議長として、大学のすべての部局の長を統括し、大学において審議された事項のうち必要事項を理事会に提出する一方、法人の理事として経営管理の責任を負い、法人と大学間の合意形成を担う。

学長は、副学長、特命副学長、学術研究部長、学部長、研究科長及び附属図書館長のほか、助産別科、キャリア教育研修センター、学生相談・修学サポートセンター、アカデミックスキル支援センター及び健康・スポーツ教育研究センターの長の指名権を有している。さらに令和 4(2022)年度から、学長のリーダーシップの下で教学マネジメントを担い、大学教員の改革サイクルの確立を図るチームの構成員としての適任性という観点から、学科長、共通教育センター長及び専攻長もそれまでの選挙制から学長の指名制へと変更した。

学長がリーダーシップを発揮できるように、副学長、事務局長が学長を補佐している。事務局長は、学長宛の諸調査や外部諸機関との交流、学長発案の企画などの下調査・調整などにおいて、関係部署との調整を担っている。

教学マネジメントの中核を担う教育改革推進会議では、三つのポリシーの見直しやアセスメントプランの策定などを行い、議長である学長のリーダーシップのもとで教育改革を推進している【資料 4-1-2】。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命・目的の達成のため、本学の基本方針、学則、その他諸規程の制定及び改廃、全学的な教育研究目標・計画の策定などを協議、審議する会議体として学則第 8 条に規定される大学運営協議会を設置している。大学運営協議会は「熊本保健科学大学大学運営協議会規程」に則り、大学運営の最終的な意思決定を行う【資料 4-1-3】。大学運営協議会の議長は学長が務め、理事長が陪席している。令和 3(2021)年 6 月より大学運営協議会と教育改革推進会議の機能を整理し、大学運営協議会より委譲された教育に関する事項につい

ては、教育改革推進会議が最終的な意思決定を行うこととした【資料 4-1-4】

学長は教育や学術研究に関する意思決定を行うにあたり、教育に関しては教授会及び大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）、学術研究に関しては学術研究会議の意見を聞く。教授会、研究科委員会及び学術研究会議が学長に対して意見を述べる関係にあることは、それぞれの規程や学長裁定に明記し、各会議体の役割や関係性を明確にしている【資料 4-1-5】。また、学長は学生に対する懲戒権も有しており、「熊本保健科学大学学生の懲戒処分に関する規程」に沿って、教授会及び研究科委員会の上申をもとに処分を決定している【資料 4-1-6】。

学則第 9 条に規定される教授会の議長は学部長が務める。教授会は「熊本保健科学大学教授会規程」に則り運営されている。大学院学則 9 条に規定される研究科委員会の議長は研究科長が務める。研究科委員会は「熊本保健科学大学 大学院研究科委員会規程」に則り運営している。

学則第 10 条に規定される学術研究会議の議長は、学術研究部長が務めている。学術研究会議は「熊本保健科学大学学術研究会議運営規程」に則り運営している。

さらに、大学運営協議会、教授会、研究科委員会及び学術研究会議のもとに、各種委員会が設置されて活動しており、その議事を上位会議体に報告している【資料 4-1-7】。このようにして、大学運営協議会をはじめとする会議体が学長のリーダーシップのもとで活動し、理事会以外の意思決定は実質的に学長のもとになされている。

さらに、学長は副学長を指名し、権限を適切に分散するとともに責任を明確化している。副学長は学生相談・修学サポートセンター長を兼務することで、教学マネジメントの強化を図り、適切に権限を分散している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学園の事務組織は大学事務局から成り、大学事務局には教学マネジメントに必要な職員を適切に配置し、役割を明確にしている【資料 4-1-8】。

本学の最終的な意思決定を行う大学運営協議会には、学長、副学長、学部長、研究科長等の各部門の長に加え、事務局長が構成員として参加している。また、教授会にはオブザーバーとして、事務局長に加え、大学事務局の課長及び室長が参加している。これらに加え、教育全般に関わる各種委員会の多くには、議決権を持つ委員として、事務職員を 1 人以上加えている【資料 4-1-9】。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育に関する事項について、大学運営協議会が教育改革推進会議に委譲する仕組みを構築したことで、教学マネジメントが迅速に実行できている。教育改革推進会議で決定した事項等については、毎月の教授会で報告しているものの、教授以外の教員や職員にも確実に伝わるよう工夫する必要がある。

また、職員の採用の手続については、規程上より明確になるよう整備を行う。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

(a)採用・昇任等による教員の確保と配置

大学設置基準上必要な保健科学部の最低専任教員数は、「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数」である加算定員を含めて 48 人であるが、本学の助教以上の教員数は 94 人（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）で、基準を大幅に上回っている。また、学科・専攻別の教員数についても、大学設置基準に加え、学校養成所指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）が要求している有資格教員数（医師、臨床検査技師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など）を十分に満たしている【資料 4-2-1】。

大学院保健科学研究科については、令和 4(2022)年度より看護領域を設置したことに伴い、この領域の教員 3 人を専任として配置した。その他は保健科学部教員の兼担である。研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、大学院設置基準で定める数を上回っている【資料 4-2-1】。

助産別科については、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）による教員の定員（3 人）を確保している【資料 4-2-1】。

教員の採用及び昇任に関する事項は、学則第 11 条に則り教員人事委員会が担当する。教員採用・昇任の方針は、「熊本保健科学大学教員人事委員会規程」「熊本保健科学大学教員採用の選考に関する規程（以下「教員採用規程」という。）」「熊本保健科学大学教員の昇任及び任期更新の選考に関する規程（以下「教員昇任規程」という。）」によって示している【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】。原則的に大学設置基準に定める条件を満たし、かつ、本学の基本理念を理解し、人格及び学識に優れ、研究、教育上の能力と熱意が認められる人材を求め、「資格・能力」「教育歴・研究歴」「研究業績」について審査・選考している。

採用及び昇任に関しては「教員採用規程」第 2 条から第 7 条及び「教員昇任規程」第 2 条から第 6 条に従い、本学が定める採用及び昇任の基準の目安を参考に概ね以下の次第で実施する。

学科長等は、当該所属内で退職などによる欠員が生じる場合やカリキュラム変更による増員の必要が生じた場合、新規採用や内部昇任について、文書によって教員人事委員長（学長）に申し出る。

採用は原則として公募制としている。教員人事委員会は選考委員を決定する。選考委員は教員数の標準（目安）に基づき教員配置のバランスに配慮して募集要項を作成し、これを教員人事委員会が審議・承認し、公募を開始する。一次選考での書類審査を経て、二次

選考では、教育及び研究に関するプレゼンテーションを課すとともに、選考委員による面接を行う。選考結果は、選考委員会から教員人事委員会へ上申し、審議により採用案を決定する。この採用案を理事長に提出し、理事長が最終判断を行う。

昇任は、公募された職位への応募による場合又は定例的な内部昇格の審査による場合がある【資料 4-2-5】。内部昇格の審査においては、准教授以下の教員について毎年度、個人調書及び教育研究業績書の提出を求め、学科等の教授会で検討し、昇任に相当する該当者があれば、学科長等が教員人事委員会に書面によって申し出る。教員人事委員会は、教員昇任規程に則り、昇任人事案を審議する。この人事案を学長は理事長に提出し、協議の上、理事長が最終判断を行う。

本学には専任教員の他、以下の教員を置くことができる【資料 4-2-6】。

- 特任教員（「熊本保健科学大学特任教員に関する規程」）
- 特命教員（「熊本保健科学大学特命教員に関する規程」）
- 客員教員（「熊本保健科学大学客員教員規程」）
- 名誉教授（「熊本保健科学大学名誉教授授与規程」）
- 非常勤講師（「学校法人銀杏学園非常勤講師に関する規程」）
- 臨時教員（「学校法人銀杏学園臨時職員等に関する規程」）
- 臨床教授等（「熊本保健科学大学臨床教授等の称号の付与に関する規程」）

このうち、特任教員、特命教員及び客員教員は、教員人事委員会の議に基づき学長が選任・称号付与する。名誉教授については、教授会の上申を受けて大学運営協議会が決定し、理事長が称号を付与する。

教員組織の適正配置を行うため、学長を長とする教員の昇任に関する WG を発足し、学科等毎の適正人数や昇任の手続等の検討し、採用、昇任及び任期更新の選考基準及び学科内の分野の設置並びに教員数の標準（目安）を制定し、対象者に公開した【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】【資料 4-2-9】。

(b) 教員人事評定制度を活用した人材育成

本学では、教育の質を保証する基盤となる教員の資質・能力の向上のために教員人事評定制度を平成 24(2012)年度に導入し、教員の意欲・能力・成果を評価し、処遇に適正に反映させている【資料 4-2-5】。教員人事評定制度では、以下の 4 カテゴリーによって評定を行っている。

- 教育（学術分野の専門家、大学教育職としての適切な教育関連業務の達成）
- 研究（学術分野の専門家、大学教育職の前提としての適切な研究関連業務の達成）
- 学内運営（本学の構成員また教育職として各組織体を通じて担当する業務）
- 社会貢献（本学での教育研究職を前提とする社会貢献）

評定は、教員が作成した自己評定表をもとに、表 4-2-a に示す評定者が行う。

表 4-2-a 教員人事評価における評価者

職 位	評 定 者		
	1 次	2 次	3 次
一般教員	所属長	学部長	学長
学科長等	学部長	学長	理事長
部長等	学長	理事長	—

その後、人事評価部会による調整を経て理事長へ結果が報告され、評価が確定する。人事評価結果（決点）は、給与に反映させる。教員人事委員会は昇級審査基準を参考に検討し、「教員昇任規程」により昇級審査を行う。このようにして、評価結果をモチベーション向上へと繋いでいる。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容・方法等の改善を進めるため、ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD 委員会」という。）を設置している【資料 4-2-10】。FD 委員会は教授会のもとにあり、いずれも学部長が議長を務める。

FD 委員会では、授業改善アンケートと FD セミナーを実施している。授業改善アンケートは、Web ポータルシステムを利用して実施しており、専任教員の担当科目は 2 年に 1 度、非常勤講師の担当科目は毎年の実施を義務づけている。アンケート結果は学内用 Web 掲示板で公開している。専任教員に対しては、アンケート結果を踏まえた「授業改善計画」の提出を求めている。授業改善計画は FD 委員会が取りまとめ、学内用 Web 掲示板で学生と教職員に公開している。FD セミナーは年 2 回程度開催し、専任教員が少なくとも年 1 度は参加することになっている【表 4-2-b】。

表 4-2-b 令和 5(2023)年度 FD セミナー開催実績

名称（実施主体）	実施時期	講師
FD セミナー （FD 委員会）	令和 5 年 8 月	教員の学生とのコミュニケーション力アップ （熊本大学大学院教育学研究科 准教授 黒山竜太氏）
研究費の適正使用に関する研修会 （FD 委員会、SD 研修会、 学術研究会議、不正使用 防止計画推進室 共催）	令和 6 年 2 月	研究費の適正使用に関する研修会 （川口辰哉学術研究部長・不正使用防止計画推進室長） 内部監査室の業務・役割について （濱本高義内部監査室長）
FD セミナー （FD 委員会）	令和 6 年 3 月	卒業認定・学位授与の方針（DP）達成に向けた教育の最適化 （渡辺雄一学部長、水本豪教授、向井良人准教授 他） ワークショップ形式

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学全体のバランスを考慮し、適正な配置を再構築するために、学長を長とする教員の昇任に関する WG を発足して検討し、学科内の分野の設置及び教員数の標準（目安）を制定するとともに、全専任教員に通知した。今後も継続的にこの制度を評価しながら、必要に応じて教員数の標準（目安）の修正を図っていく。

人事評価に関しては、評価者訓練の実施や評価結果のフィードバックの実施について、その具体的な方策を図っていく。

FD 委員会において FD セミナーを開催しているが、そのテーマとして多様な学生に対応する教員としての資質・能力の向上のためのスモールグループ担任の在り方についてワークショップを実施する予定である。また、令和 6(2024)年度に初めて実施した新人教員研修について定着させる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上のために、研修会などの受講を SD(Staff Development)の一環として位置づけ、職員のレベルアップを図っている。研修は担当業務の能力やスキル向上を目的とした「機能別研修」と新入職員、中堅職員、管理職等の階層に応じた人材育成のための「階層別研修」に大別する。機能別研修として文部科学省、日本私立学校振興共済事業団、日本私立大学協会など関連団体・機関が開催する研修会に職員を参加させている【資料 4-3-1】。また、県内の他の大学とともに大学コンソーシアム熊本主催の合同研修会に参加している。令和 5(2023)年度は 3 回の階層別研修及び 2 回の機能別研修に参加した【資料 4-3-2】。他大学との合同研修会のうち、中堅職員研修については、受講 1 年後にフォローアップ研修を実施し、能力向上に繋げている。学内では表 4-3-a に示す研修会・セミナーに職員も参加している。

さらに、平成 28(2016)年度に「熊本保健科学大学における SD の実施方針」を定め、全職員（一部教員を含む）を対象とした SD 研修会を実施している【資料 4-3-3】。また、新入職員の研修・育成について「OJT(On the Job Training)を基本とし、これに一定の効果的な OffJT(Off the Job Training)を組み合わせることにより、大学事務職員として職務上必要とされる知識や技能を高め、意識と意欲を喚起する」という基本方針を示した【資料 4-3-4】。新入職員を対象とする研修会には、新入職員の他、希望する職員の参加を可能としている。また、表 4-3-a に示す各種研修会へ職員の参加も呼びかけており、「情報セキュリティ研修会」「ハラスメント防止研修会」「利益相反に関する研修会」には、全職員が少

なくとも年1度は参加することになっている。

表 4-3-a 令和 5(2023)年度研修会開催実績 (COVID-19 感染症防止のため遠隔にて実施)

名称(実施主体)	実施時期	講師
情報セキュリティ研修会 (情報保護委員会)	令和 5 年 8 月 令和 6 年 3 月	菊池 健 (本学情報セキュリティアドバイザー) 山鹿敏臣 (熊本保健科学大学共通教育センター講師)
ハラスメント防止研修会 (ハラスメント防止委員会)	令和 6 年 2 月	山内理恵子 (公益財団法人 21 世紀職業財団)
利益相反に関する研修会 (利益相反マネジメント委員会)	令和 5 年 9 月 令和 6 年 3 月	馬場 啓 (桜樹法律事務所、本学顧問弁護士)

令和 5(2023)年度は、教職員の能力向上のための更なる充実した研修制度を構築するために WG を発足し、研修制度の体系化や SD の実施方針の見直し、計画の策定の検討を開始した。

職員の人事評価については、人事評価表をもとに、表 4-3-b に示す評価者が行う【資料 4-2-4】。

表 4-3-b 職員人事評価における評価者

職 位	評 定 者		
	1 次	2 次	3 次
一般職員	所属課長	局長	学長又は理事長
課 長	局長	学長又は理事長	—
局 長	学長	理事長	—

その後、事務部門管理職会議による調整を経て理事長が評価を確定する。人事評価の確定後、人事評価表と人材育成計画シートをもとに上司が部下に対し評価面接を実施し、評価結果を説明するとともに、今後の目標について話し合いを行っている。職員の能力向上や人材育成を考慮し、必要な研修の機会を設けている。さらに、平成 29(2017)年度以降は、嘱託職員及び臨時職員などの有期雇用職員を対象とする人事評価、派遣職員を対象とする人事評価を行っている。この評価結果は、有期雇用等職員の公正な処遇、雇用継続の判断の参考の一つとしている。令和 6(2024)年 3 月に、嘱託職員の正職員登用制度を導入し、4 月 1 日付けでの登用実績に繋げた。

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

職員の資質・能力向上と教育支援を図る体制は構築できているが、大学全入時代の到来、社会情勢の変容など、私学を取り巻く環境が一層厳しくなる中、時代のニーズに対応して大学運営を行う高度な知識と対応力を持った人材育成は不可欠である。今後は、大学事務職員に加え、大学運営に関わる教員の資質・能力向上を図るために、教職協働の SD 活動を継続的に展開する。また、階層別・機能別の研修システムの体系的な構築に取り組む。

新たに導入した嘱託職員の正職員登用制度について、引き続き制度の妥当性について評

価していくとともに、「人事戦略・採用計画の検討 WG」で職員ごとの職務を明確化していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学における研究環境の整備と運営は学術研究会議が担っている。学術研究会議は、「熊本保健科学大学学術研究会議運営規程」に則り、学長指名の学術研究部長が議長となり、本学の学術研究に関する事項を審議している【資料 4-4-1】。学術研究会議の委員は学術研究部長が各学科の原則として教授から指名する。学術研究会議は定例・臨時を合わせて年 6 回程度の会議を開催し、必要に応じて大学運営協議会への上申を行う。

学術研究会議のもとには、研究誌委員会、ライフサイエンス倫理審査委員会、バイオセーフティ委員会、遺伝子組換え委員会、動物実験委員会及び発明委員会を置き、適切な運営がなされるよう図っている。学術研究会議を中心に各委員会では本学の研究活動状況を検証し、問題点を改善する取組みを行っている。

令和 5(2023)年度は、研究支援体制や研究環境を更に充実させるために、「研究に関するアンケート 2023」を行い、結果を集計・分析して学内へ開示した【資料 4-4-2】。今後は、挙げられた要望等に対しての改善策を検討・実施し、研究の活性化を図る。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成 18 年 10 月 3 日公表、平成 25 年 1 月 25 日改定）に準拠し、「学校法人銀杏学園行動指針（クレド）」

「熊本保健科学大学における公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程」「熊本保健科学大学における研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を設けている【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】。さらに、研究活動の不正行為防止に関し、以下の基本方針や規程などを整備している【資料 4-4-5】。

- 学校法人銀杏学園行動指針（クレド）
- 熊本保健科学大学における公正な研究活動行為に関する行動規範
- 熊本保健科学大学における研究活動に係る不正行為防止に関する基本方針
- 熊本保健科学大学公的研究費不正使用防止計画
- 熊本保健科学大学公的研究費に係る内部監査内規

- 熊本保健科学大学公的研究費の運用に関わる不正等に対する取引停止取扱規程
- 公的研究費に係る換金性の高い物品の管理と確認及び特殊な役務の検収に関する申合せ

物品購入の発注は総務課が一括して行い、その手続きは会計システムにより管理されており、納入の際は検収を徹底している。

研究倫理教育として、研究者、大学院生及び研究費の運営・管理を行う事務職員には倫理教育に係る研修として、「APRIN e-ラーニングプログラム(CITI Japan)」を3年度毎に一回、履修することを義務づけている。新たに採用されたものや研究員については、着任1年目に履修を行うこととしている。履修状況は定期的にチェックし、未履修者へは注意を喚起し100%の履修率を維持するようにしている。

研究プロジェクトにおける研究倫理に関しては、専門の委員会において審議を行っている。まず人を対象とする医学系研究に関しては、ライフサイエンス倫理審査委員会において研究計画を審査することで、被験者の保護、研究及び実験の適正な実施を図っている【資料 4-4-6】。審査は、文部科学省・厚生労働省が示した「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日施行）」の指針に沿って行っている。また、動物を使用する研究に関しては、動物実験委員会において研究計画を審査するとともに、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対して教育訓練を実施している。教育訓練の内容は、動物実験の基本方針と実践倫理、関係法令・指針などに関する事項、本学における動物実験の規則と運用等である。遺伝子組換え生物等の使用等についてはカルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物等使用安全委員会において使用形態に応じて「第一種使用等」と「第二種使用等」とに分け、それぞれの使用に応じて、とるべき措置を定めている。バイオセーフティ委員会では、病原微生物を用いる実験計画や病原微生物の保管等、「熊本保健科学大学バイオセーフティ管理規程（病原体等安全取扱い）」に則り、審査や台帳管理等を適切に行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費には、専任教員が教育研究のために裁量できる「研究及び教育研鑽費（以下「研鑽費」という。）」と、学内の競争的資金である「学内研究費（教育研究プログラム・拠点研究プロジェクト）（以下「P&P」という。）」等がある【資料 4-4-7】。また、外部の競争的資金へ積極的に申請を行えるよう、研究助成金応募案内、研修会やセミナーについて学内掲示板及び学内用 Web 掲示板に掲載し、周知を行っている【資料 4-4-8】。

(a) 「研究及び教育研鑽費」とその運用

「研究及び教育研鑽費」は、研究・教育費と研究旅費で構成され、年間研究計画書を提出することにより一律支給される（研究・教育費：講師以上年額 30 万円・助教 20 万円、研究旅費：10 万円 / 年間）。研究・教育費と研究旅費は相互に流用可能である。当該年度の実績は「研究及び教育研鑽費（研鑽費）実施報告書」として提出を義務づけ、適切な運用を図っている。

(b) 「P&P」とその運用

P&P は、本学における教育と研究の発展を図ることを目的とした競争的資金で、申請・

審査・採択を通じて配分される【資料 4-4-9】。P&P の研究種目及び申請上限額を 4-4-a に示す。次年度の研究費を当該年度に申請・審査を行う研究種目があるため、それらの研究種目については、4 月に新任者が応募できる機会を確保している【資料 4-4-10】。さらに、P&P は、研究の進捗状況に合わせて研究費を柔軟に使用できるように前倒し・繰越制度や、病気等を理由とした研究の中断・再開ができる制度を設けており、資金面での研究環境も整えている【資料 4-4-11】。

また、学内共同研究推進の支援強化を図るために、学科・専攻を越えた研究グループへの支援（種目：A タイプ）を令和 5(2023)年度から新設し、積極的な応募を促している。A タイプの令和 5(2023)年度の採択は 1 件、令和 6(2024)年度は 1 件の応募があったが、研究テーマに関して過去の実績がないこと等の理由から、採択には至らなかった。令和 6(2024)年度は、学位（修士・博士）取得後に自立を目指す研究者のスタートアップに支援を行うため、D タイプを「若手研究支援」から「研究スタートアップ支援」に変更して募集を行っている【資料 4-4-12】。

表 4-4-a P&P の種目一覧

種 目	申請上限額 (研究期間総計)
A タイプ【共同研究支援】 研究期間：2～3 年 申請額：200 万円/年	600 万円
B タイプ【学術研究振興資金の本学負担分】 申請額：対象経費の半額	—
C タイプ【中核的研究支援】 研究期間：1～3 年 申請額：80 万円/年	240 万円
D タイプ【研究スタートアップ支援・萌芽的研究支援】 研究期間：1～2 年 申請額：50 万円/年	100 万円
E タイプ【人文・社会科学・看護学研究支援】 研究期間：1～3 年 申請額：40 万円/年	120 万円
【国内・海外研修費支援】※年 2 回（1 月・7 月）募集 期間：年度末まで 申請額：25 万円/回	—
【学位取得支援】 期間：標準修業年限 助成額：修士 5 万円/年、博士 10 万円/年	—
【論文発表支援】 期間：年度末まで 助成額：1 人あたり 1 年間で上限 10 万円	—

令和 6(2024)年度は前年度からの継続分を含め、学内の共同研究を支援する A タイプ 1 件、中核的研究を支援する C タイプ 21 件、人文・社会科学・看護学研究支援の E タイプ 1 件、国内・海外研修支援 1 件が採択されている【資料 4-4-13】。また、令和 6(2024)年度の現時点の学内研究費助成額総計は 1,533 万 7,000 円で、今後、新任者対象、国内・海外研修支援（2 回目）、論文発表支援の募集を行う。

P&P は、研究費の効果的な配分を目的とし、専任教員で構成される教育・研究審査委員会において審査していたが、令和 6(2024)年度募集の審査から、教育・研究審査委員会を廃止し、科学研究費と同様の二段階書面審査（一次審査：教育研究審査委員、二次審査：学術研究会議）を導入して、効率かつ迅速な審査体制を構築している。採択課題の最終決

定は大学運営協議会で行っている【資料 4-4-14】。

当該年度の実績は「学内研究費実施報告書」として報告を義務づけ、研究成果の報告のため 3 月に学内研究報告会を開催するとともに、「学内研究助成報告集」を作成している【資料 4-4-15】。さらに、P&P の助成を受けた研究者は、外部の競争的資金への申請が義務づけられている。

(c) 学術講演会・セミナー開催支援

本学では、学術講演会（セミナー）の開催支援として、各学科 1 件の応募を見込み、1 テーマあたり上限 10 万円を援助している。令和 5(2023)年度は表 4-4-b のとおり 3 件開催した。

表 4-4-b 学術講演会（セミナー）開催実績

開催日	演題	講演者
4 月 13 日（木）	食・栄養と健康の関りを細菌学、遺伝子学の視点から考察する	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 ヘルス・メディカル微生物研究センター ワクチンマテリアル PJ&腸内環境システム PJ 主任研究員 細見晃司氏
9 月 14 日（木）	保健医療データサイエンスの可能性 ～データサイエンスという学問、その本質と実際について～	熊本大学大学院先端機構フロンティアデータサイエンス化血研寄附講座 特任教授 中村振一郎氏
10 月 13 日（金）	最先端の尿沈渣検査の現状報告と尿沈渣検査で検出可能な Pax2 陽性細胞の腎バイオマーカーの可能性について	順天堂大学医療科学部臨床検査学科 教授 宿谷賢一氏

(d) RA (Research Assistant) などによる人的支援

本学では、「熊本保健科学大学研究員受入規程」「熊本保健科学大学外部資金等により雇用する研究員に関する規則」に基づき、「共同研究員」「研究補助員」「客員研究員」「実験補助員」「実験事務員」を受入れる制度を設けている【資料 4-4-16】。令和 5(2023)は合計 34 人であった。

(e) 研究支援のためのその他の取組み

本学では、競争的資金（主に科学研究費助成事業）の採択率向上のため、表 4-4-c に示す研究支援を行っている【資料 4-4-17】。

表 4-4-c 研究支援のための取組み

取組み	概要
科研費説明会	①科研費申請の概要説明（変更点含む）及び不正防止に関する話題提供 ②科研費申請のヒント（ビデオ上映） 令和 5(2023)年度実績：59 人
科研費獲得に向けたメンター制度	2 回以上の科研費採択の経験を有するメンターが、科研費申請書のブラッシュアップやアドバイスをを行う。 令和 5(2023)年度実績：希望者なし
研究・科研費相談会	学術研究会議委員が相談対応者となって、研究の進め方や科研費申請書の書き方など個別相談を行う。 令和 5(2023)年度実績：2 人
研究機器備品リスト	機器の有効活用を図るため、学内で共用できる研究機器備品リストを作成し、周知している【資料 4-4-18】。
研究用消耗品の一括	従来個人で購入していた研究用消耗品をまず大学で購入後、教員が小分けで購入でき

購入システム	るシステムであり、本システムの導入により研究費の効率的な使用が見込まれることから研究活動の活性化、また大量の消耗品を個人で所有しないことで研究スペースの有効活用が期待される。 令和 5(2023)年度実績：利用者 3 人
研究・研修日制度	講義や実習指導等で多忙な教員の研究時間を確保するため、職務に支障がない範囲で、大学院への就学、学内外における研究の実施、研修の受講・研鑽、及び授業の準備等を目的として、研究・研修日制度を導入している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

科学研究費助成事業を含む外部資金獲得に向けて、学術研究会議で行っているメンター制度や相談会等の支援を引き続き行う。令和 6(2024)年度はさらなる外部資金獲得に向けて、新たな支援策を実施する。

また、P&P は研究費の柔軟な使用が可能となるとともに、研究者が行う事務手続きの負担が軽減されるような仕組みを検討する。さらに、「研究に関するアンケート 2023」で挙げられた要望等に対しての改善策を検討・実施することにより、本学の研究活動の活性化を図る。

〔基準 4 の自己評価〕

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて学長が適切にリーダーシップを発揮できるように、学長が議長を務め本学の意思決定を行う機関としての大学運営協議会が機能している。また、教育に関する事項については、学長が議長を務める教育改革推進会議に意思決定を行う権限を委譲することにより、教学マネジメントが迅速に実行できる仕組みとなっている。また、学長を補佐する体制として副学長及び特命副学長が指名されており、権限を分散するとともに責任を明確化している。大学運営協議会や教育改革推進会議には事務局長がその構成員として参加・関与しており、教職協働による教学マネジメントの機能性を保持している。

学長が教授会、大学院研究科委員会及び学術研究会議に対して意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項は、それぞれの規程や学長裁定に明記されており、各会議体の役割や関係性を明確にしている。

学部教員数及び教授数は、大学設置基準で定める必要教員数を大幅に上回っており、大学院の研究指導教員数及び研究指導補助教員数も大学院設置基準で定める数を上回っている。

教員の採用・昇任に関しては、規程に基づき適切な基準・手続きにより実施している。さらに、教職員の職能開発のための FD や SD も組織的に整備し実施しており、その結果として、「教職協働」を通じた円滑な大学運営に繋がっている。

研究活動の支援としては、学術研究会議が学内研究費の配分や学外からの共同研究計画の受入れ、若手研究者の支援などを行っており、研究推進体制は整備されている。特に、研鑽費に加え学内研究費の配分を行っている点は、研究支援を重視する本学の姿勢の現れである。

以上のことから、基準 4 を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）の設置者は学校法人銀杏学園（以下「本学園」という。）である。本学園では、「学校法人銀杏学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に則り中長期計画を策定し、「学校法人銀杏学園就業規則」をはじめとする組織運営諸規程に基づき、適切かつ誠実な管理運営を行っている【資料 5-1-1】。また、令和 3(2021)年 1 月に「学校法人銀杏学園行動方針（クレド）」を制定し、学園の役員及び全教職員がそれぞれの職務及び役割の遂行に際し遵守すべき基本的事項を明示した。さらに、令和 5(2023)年度からは、常勤監事を 1 人置くこととし、監査体制の強化を図っている。なお、寄附行為や私立学校法に定める財務情報及び学校教育法施行規則に定める教育情報については、事務局に備え置き、大学公式ホームページや銀杏学園通信「ぎんきょう」において公開している【資料 5-1-2】。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、建学の精神に基づき、「保健医療分野の教育と研究を通して社会に貢献できる医療技術者を養成する」ことをミッションとしている。大学の使命・目的の実現は、これを掲げる「熊本保健科学大学学則第 1 条」「熊本保健科学大学大学院学則第 2 条」等に則り、諸規程に沿って継続的に管理運営している。なお、令和 5(2023)年 4 月時点の管理運営体制は図 5-1-a に示すとおりである。

平成 30(2018)年度より、本学園及び本学の経営方針や将来像等について協議し、課題の達成方策や将来の方向性を導き出すことを目的として理事長が議長を務め、毎月開催される経営戦略会議が設置された。令和 4(2022)年度からは、経営戦略会議の機能を常勤理事会に移行し、本学園の日常を機動的に決定している【資料 5-1-3】。常勤理事会の議長は理事長が務め、常勤理事（学長・副学長・特命副学長・学部長・事務局長）の他、本学園監事、事務局次長、経営企画室長が参加し、毎月開催している。法人関連の協議内容は理事会へ上申又は報告し、大学関連の協議内容は大学運営協議会等に諮っている。

本学は、使命・目的の実現へ向けて、開学以来 4 年ごとに中期目標・中期計画を策定してきた。平成 31(2019)年度の計画からは、令和 12(2030)年度を目途とした「将来ビジョン」及びアクションプランとして「中長期計画」を策定した。4 年サイクルの中期計画のため令和 5(2023)年度からは「第二次中期計画」を策定した。「教育」「研究」「経営」を三つの柱とし、この内容について理事長と学長から全教職員に対して方針の説明を行い、各部門の年度計画につなげるよう周知した。あわせて令和 5(2023)年度の各部門の年次計画

については一部見直しを行い、中長期計画との明確な紐付けを意識した仕様に変更を行い、PDCA サイクルを回すことにしている。

また、中期計画の進捗管理（11 項目）及び各種経営課題（9 項目）の検討を実行するために 20 のプロジェクト又はワーキングを立ち上げ、半期ごとにその報告をすることにより、着実に計画が実行されるような仕組みを構築した。

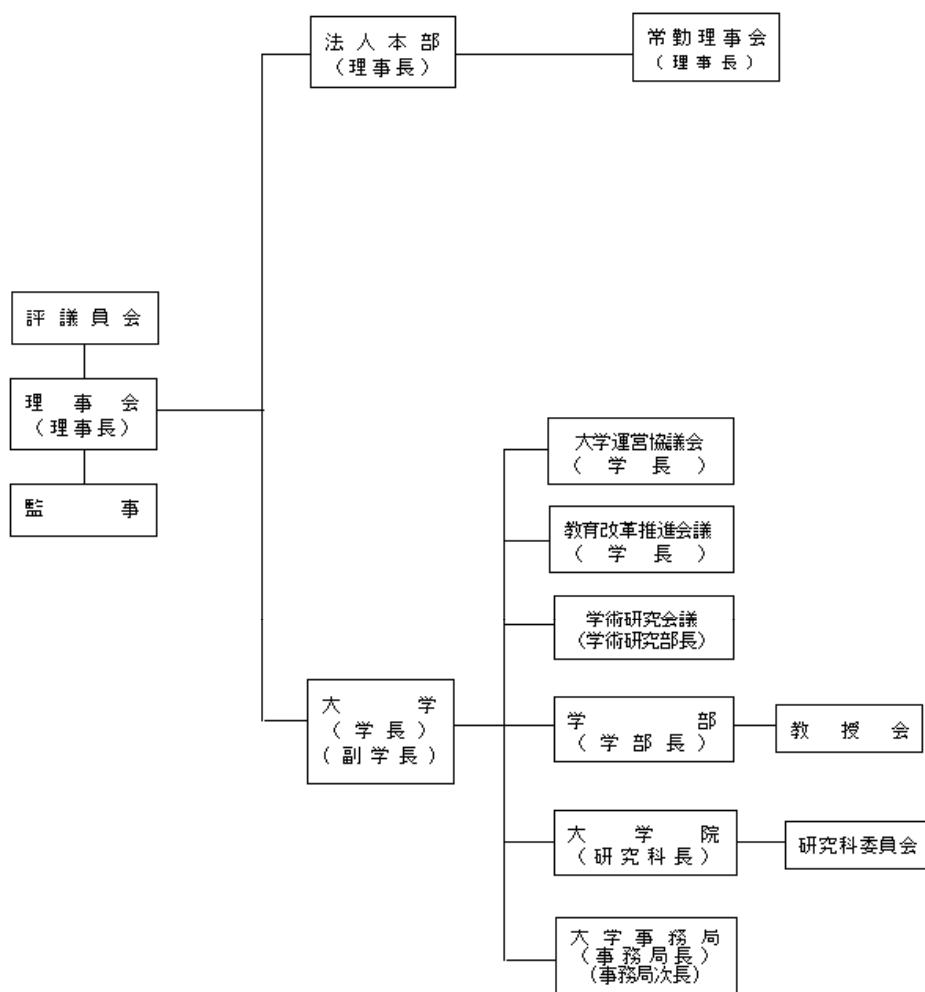


図 5-1-a 学校法人银杏学園 管理・運営体制図

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は学生、教職員が安全かつ安心して教育・研究活動に専念できるよう、関連部署や委員会が連携し、環境保全、人権、安全等への配慮を行っている。

(a) 環境保全への配慮

省エネルギー対策として、1 号館屋上に太陽光発電設備を設置し、その実績は年 48 万 kWh 前後、学内電力使用量の 2 割程度を賄っている。また、クールエコスタイル（クール

ビズ) の促進、節水・節電協力の掲示を行うほか、最大電力使用量を制御するデマンドコントロール装置により、継続的な取組みを展開している。

水質管理のために、年 1 回の簡易専用水道法定検査を受検し、定期排水分析については年に 3 回熊本市上下水道局の点検を受け、適正であることを確認している。

化学物質や実験廃液を含む実験系廃棄物については、「感染予防及び危険防止マニュアル」をもとに管理している。なお、「感染予防及び危険防止マニュアル」は令和元(2019)年度に全面改定され、令和 2(2020)年度に COVID-19 の感染予防に関する追記改訂を実施している。【資料 5-1-4】。

学内実習や卒業研究で、一定量以上の有機溶剤を使用する 1 号館の実習室等に関しては、年 2 回の作業環境測定を実施している。いずれの測定においても基準値を超えていないことを確認している。また、一定量以上の有機溶剤を取り扱う教員に対しては、毎年特殊健康診断の受診を義務づけている。

なお、環境美化のために、業者による清掃や敷地内の樹木の手入れ、除草作業等を定期的に行い、毎月 1 回(土曜日)、本学最寄りの JR 西里駅及びその周辺を対象に、学生及び教職員が JR 職員と協働して清掃活動を行うなど地域に根差した環境美化にも努めている。本学の敷地内には、サクラ、ツツジ、百日紅、カエデ、キンモクセイ等の樹木をはじめ、季節の花々が咲いており、その緑豊かな環境は、学生、教職員だけでなく近隣住民にも喜ばれている。

(b) 人権への配慮

ハラスメントに対しては、「熊本保健科学大学ハラスメントの防止に関する規程」に基づいて、学長、事務局長を含む委員会を設置するとともに、相談員として 6 人の教職員を任命し、相談は「ハラスメント防止ガイドライン」に則り対応している【資料 5-1-5】。相談員には守秘義務が課されており、相談内容及びその対応については厳重に管理している。ハラスメント防止の関連資料は、学内用 Web ポータルシステム上に公開し、学内からいつでも参照できるようにしている。また、学生には入学時のオリエンテーションのほか、学外実習の前などに大学独自のリーフレット「学生編」を配付してハラスメント防止の啓発活動を行っている【資料 5-1-6】。リーフレットは、これとは別に「教職員編」「実習施設編」も作成・配付している【資料 5-1-6】。さらに、教職員を対象に外部講師によるハラスメント防止研修会を毎年開催しており、令和 5(2023)年度は、キャンパス／アカデミックハラスメント研修会を行った。

令和元(2019)年 11 月には、LGBT/SOGI 修学支援として、「性の多様性 (LGBT/SOGI) に関する対応ガイドライン」「熊本保健科学大学 学生の通称名等の使用取扱規程」を定めた【資料 5-1-7】。さらに、大学教育改革推進プログラム「SOGI の多様性を尊重した大学環境の実現に向けての取組」の一環として、FD 委員会及び学生相談・修学サポートセンターとの共催による講演会を実施した。

令和 2(2020)年度以降、教職員のための学生理解と修学サポートガイドブックにもガイドラインを掲載するなど、教職員への啓発を継続している。

学生にもオリエンテーション等を通して、性の多様性に関する本学の取組みを周知、相談窓口の紹介等行っている。

(c) 個人情報保護・情報セキュリティへの配慮

本学は、「個人情報保護方針」及び「情報セキュリティポリシー」に基づき、個人情報保護・情報セキュリティに配慮して情報を運用している。

令和 5(2023)年 4 月に、個人情報保護法の改正に対応するため、「個人情報保護方針」及び「情報セキュリティポリシー」を改正した。これに伴い、従来の「情報保護規程」とは別に「個人情報保護規程」を制定した。また、従来の「情報保護規程」を情報セキュリティに特化した内容に変更し、その規定の名称を「情報セキュリティ規程」と改めた。

本学情報システムの全学総括責任者は学長であり、個人情報保護と情報セキュリティを円滑に実施する機関として、情報保護委員会【資料 5-1-8】を設置している。

また、学長が指名する教授が情報保護管理者として情報保護委員会の議長を務めており、事務局長は全学実施責任者として情報保護委員会の構成員となり、情報保護管理者とともに情報セキュリティの運営管理を担っている。

毎年、本学では情報セキュリティ研修会を教職員向けに 2 回実施している。【表 4-3-a】。研修会の講師は、「情報セキュリティ規程」第 4 条第 5 項に基づいて外部に委嘱している情報セキュリティアドバイザーが担当しており、令和 4(2022)年度は、特に情報の格付けに関する研修に力を入れて、学内で作成する文書等の格付けについて各部署での洗い出し作業を進めている。また、危機管理意識を高めるため、個人情報等の紛失や漏洩を想定し、全教職員を対象に情報紛失漏洩報告訓練を実施している【資料 5-1-9】。また、全教職員を対象に偽装メール訓練を実施し、その結果を全教職員に周知している【資料 5-1-10】。

情報セキュリティに関する本学の規約が学科及び部局レベルで遵守されているかを確認するため、各学科及び部局に対して 2 年に 1 回、令和 4(2022)年度からは 1 年に 1 回、情報セキュリティ監査を行っている【資料 5-1-11】。

(d) 安全への配慮

労働安全衛生法に基づき、衛生委員会を設置している。月 1 回の定期開催と職場巡視などにより、職場の環境保全や危険防止に努めている【資料 5-1-12】。また、非常変災時の対応として、「熊本保健科学大学非常変災に対する運用マニュアル」を制定し、非常時連絡の方法、対応内容の協議、休校措置の基準などを定めている【資料 5-1-13】。

全学的な危機管理体制として危機管理委員会を組織し、基本方針や規程などを整備するとともに、その運用を危機管理ガイドラインとして定めている【資料 5-1-14】。

また、防災訓練を年 1 回実施しており【資料 5-1-15】、令和 5(2023)年の訓練は、COVID-19 の配慮として長年実施を見送っていた学生を含めた集合形式での訓練を再開した。なお、防災マニュアルは定期的に見直しを図り、防火防災対策の改善に努めている。【資料 5-1-16】。

さらに、遺伝子組換え生物や病原体の管理等に関する以下の諸規程を定め、研究に関する安全に配慮している【資料 5-1-17】。

- 遺伝子組換え生物等使用安全管理規程
- 遺伝子組換え生物等使用安全管理委員会規則
- バイオセーフティ管理規程（病原体等安全取扱い）
- 動物実験規則

- 動物実験細則
- 飼養保管施設運営部会内規

その他、AED（自動体外式除細動器）は、令和 3(2021)年 9 月に 1 台増設して、5 か所に配備している。休日・夜間の警備員の配置等により、学生及び教職員の安全を確保している【資料 5-1-18】。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

コンプライアンス教育を強化しながら、今後も引続き、経営の規律と誠実性を維持し、10 年後も 20 年後も選ばれ続ける大学として使命・目的を果たしていく。中長期計画の進捗管理及び各種経営課題の検討を実行するために立ち上げているプロジェクト又はワーキングでの議論を踏まえ、常に改善に努め円滑な PDCA サイクルを回していく。

また、作業環境測定の実施場所を 2 号館にも拡げ、特殊健康診断の対象も拡大していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は本学園の最高意思決定機関であり、寄附行為に基づき適切に運営している。

寄附行為第 5 条に定められる理事の定数は、9 人以上 13 人以内である。理事のうち 1 人を理事長とし、理事長は法人を代表し、業務を総理する。理事長の選任は、理事総数の過半数の議決による。

寄附行為第 6 条に定める理事の選任区分は、「熊本保健科学大学学長」（1 号理事）、「評議員のうちから評議員会において選任（この法人の教員で評議員に選任された者 1 人以上を含むこと。）した者 4 人以上 6 人以内」（2 号理事）、「学識経験者のうちから理事会において選任した者 4 人以上 6 人以内」（3 号理事）である。令和 5(2023)年 5 月現在では 1 号理事 1 人、2 号理事 6 人、3 号理事 6 人の計 13 人である【資料 5-2-1】。理事には、熊本県内の医療機関、経済界、本学の設立母体などから学外者を複数選任している。

定例の理事会は年 4 回開催され、予算、決算、補正予算、事業計画、事業報告、中長期計画、寄附行為変更、法人関係規則変更、学則変更、寄附行為に定められた理事及び評議員の選任、その他の重要事項について審議している。理事会は、寄附行為第 15 条第 10 項により理事総数の過半数の理事が出席しなければならないことと規定されており、令和 5(2023)年度の計 4 回の出席率は 98%（書面表決出席者を含む）である【資料 5-2-2】。

年 4 回の理事会に加え、環境の変化に迅速に対応し、理事長が機動的・戦略的意思決定を行うことができるように、毎月本学園監事にも参加してもらう常勤理事会を開催している。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7(2025)年 4 月の改正私学法の施行に向けて、理事・評議員等の体制を固めるとともに、寄付行為の変更手続きを慰労なく進めていく。また、内部統制システムについても内部統制 WG での検討を踏まえて構築する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学園における法人及び大学の各管理運営機関の連携は適切になされている。

法人の管理運営機関として理事会及びその諮問機関である評議員会がある。毎月、学内理事及び監事で構成される常勤理事会を開催し、大学と法人の情報共有と意思決定の円滑化を図るとともに、理事会・評議員会の開催に備えている。また、表 5-3-a に示すように、大学の管理運営機関として最終的な意思決定を担う大学運営協議会に理事及び評議員が構成員となることで、法人と大学の円滑な意思疎通と連携を可能にしている。

表 5-3-a 法人と大学の管理運営機関の構成員

	理事会	評議員会	常勤理事会	大学運営協議会
理事長	議長	—	議長	(陪席)
学長	理事	評議員	理事	議長
副学長	理事	評議員	理事	副学長
特命副学長	理事	評議員	理事	特命副学長
学部長	理事	評議員	理事	学部長
事務局長	理事	評議員	理事	事務局長
事務局次長	(陪席)	評議員	(陪席)	事務局

理事会で審議される事業計画は、中長期計画に基づき各部門が策定し、教授会、研究科委員会、学術研究会議、大学運営協議会及び常勤理事会での審議を経て上申される。これにより、理事会で審議・承認される事業計画に教職員からの意見や提案が反映される。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事及び評議員が大学運営協議会の構成員となることで、法人と大学の相互チェックを図っている。

監事及び評議員の選任並びに評議員会の運営については寄附行為に基づき、適切に機能

している。

(a) 監事

監事については、寄附行為第7条に「この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定しており、これに基づき2人の監事を選任している【資料5-2-1】。また、寄附行為第14条に基づき、法人業務、財産状況及び理事の業務執行状況について監査を実施している【資料5-3-1】。

監事は理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。監事は年1回の監査法人と理事長との意見交換会や、毎月開催される常勤理事会にも同席し、運営について知ることができる体制となっている。理事会及び評議員会への監事の出席率は高く、令和5(2023)年度の出席率は100%である【資料5-2-2】。

なお、令和5(2023)年度から常勤監事を1人置いている。

(b) 評議員会

寄附行為第23条に定める評議員の選任区分は、「法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者4人以上6人以内」(1号評議員)、「法人が設置する学校を卒業した者で、年齢が25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者3人以上5人以内」(2号評議員)、「学識経験者(職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。)のうちから、理事会において選任した者12人以上16人以内」(3号評議員)である。令和6(2024)年5月1日現在では1号評議員は6人、2号評議員5人、3号評議員16人の計27人であり、理事の2倍を超える数で構成されている【資料5-2-1】。なお、3号評議員(学識経験者)については、医療系の職能団体、熊本県内の医療機関、経済界、本学の設立母体、地域団体など多くの学外者を含んでおり多様な構成としている。

寄附行為第21条の「予算、事業計画などの重要事項については、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない」との規定に則り、定例の評議員会を年2回開催している。また、決算及び事業報告については、理事会を経て、評議員会に諮っている。

評議員の評議員会への令和5(2023)年度の計2回の出席率は93%(書面表決出席者を含む)である【資料5-2-2】。

(3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は円滑であり、相互チェックは適切に機能している。改正私学法の趣旨に基づき、評議員による牽制機能がこれまでよりも働くように私立大学経営に必要な知識・経験を有する人材を安定的に確保していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

支出統制の面では、(上限)ガイドライン・前年見込・復活折衝等の点を改善して、新しい予算策定手順を確立した。収入の面では新規付随事業の運営が順調に継続している。

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では、令和元(2019)年度より中長期計画を制定している。財務運営についても財務関係比率の経営数値目標（経常収支差額 5%以上、人件費率 50%以下など）が設定されている。長期計画は、各 4 年間の中期計画(第一期・第二期・第三期)から構成されるが、目標を概ね達成した第一期に続き、第二期も適切な財務運営を継続する。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

これまでの財務運営の推移は、表 5-4-a のとおりであり、安定した財務基盤と収支バランスをもって運営している。

表 5-4-a 収支状況の推移

年 度	経常収支差額	資金収支差額	備 考
平成 30 年度	1.1	2.4	
令和元年度	1.2	2.5	
令和 2 年度	1.5	△2.3	
令和 3 年度	2.4	△0.9	
令和 4 年度	1.6	△0.9	
令和 5 年度	0.0	3.7	

(単位：億円)

年度予算については、事業計画をもとに各部門から提出される予算案を経理課が窓口となり、全体の予算案を作成する。予算案は理事長が承認する。その後、寄附行為に基づき、評議員会での意見を聞いたうえで、理事会において審議・決定する【資料 F-6】【資料 5-4-1】。予算の変更が生じた場合は補正予算案を作成し、予算案と同様の手続きを経て決定している。なお、令和 6(2024)年度予算は、学校施設の充実のための費用を織り込んだうえで「経常収支差額ゼロ（収支均衡）」を目標とする予算を策定した。

教育研究を充実させるための外部資金調達に向けて、学術研究会議等が科学研究費、奨励寄附金、受託研究費、共同研究費などの獲得支援体制を整備している。令和 5(2023)年度における外部資金の獲得総額は 8,690 万円である。

また、平成 31(2019)年 3 月より寄付金獲得も目指し「熊保大夢基金」を創設し、令和 5(2023)年度は 2,486 万円を受け取った。

本学の収入源の一つである有価証券等による資産運用については「学校法人银杏学園資産運用規程」に基づいた運用を展開している【資料 5-4-2】。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

収入に関しては、大部分を占める学生納付金収入に加えて補助金収入を安定的に確保するため、担当職員に対して補助金獲得のための勉強会を開催する。また、学生納付金等見直しWGを立ち上げて、検討を開始する。さらに、寄付金獲得増のためにエフレジを導入したので、同窓会等とも連携を図り、周知していく。

支出に関しては、予算編成・執行管理検討WGで議論を進めているように、四半期ごとの執行状況を踏まえた支出抑制の早期対応を実現していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

外部資金に関しては、最優先事項として厳正な会計処理を継続している。他にも、学校法人会計基準に依拠した学校法人銀杏学園経理規程に基づき適正な処理を継続しており、予算と著しくかい離がある決算額の科目については、補正予算を編成している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、監査法人による会計監査（外部監査）、監事による業務監査（監事監査）、内部監査の三様監査を実施している。

監査法人による会計監査は、令和 5(2023)年度は 14 回実施された。私学振興助成法に基づく会計監査のほか、大学全般についての運営、管理が適正に行われているかについて、財務面を通して監査が行われている【資料 5-5-1】。

監事による業務監査は、会計監査のスケジュールに合わせて令和 5(2023)年度は 13 回実施され、その都度、監査法人とも意見交換を行っている。また、監事は理事会、評議員会及び常勤理事会に出席し、学校法人の業務執行が適切に行われているかを監査している。

さらに、監査体制を強化するため、令和元(2019)年度に内部監査室を設置した。内部監査室による監査は、業務執行ラインから独立して公正で客観的な監査を行っている。会計面や業務面のみならず、運営面の合理性や効率性も含めた観点からの監査をその特色としている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

「外部資金の獲得」の推進に関しては、「会計処理の適正な実施」が前提となることは言うまでもない。将来にわたり会計の最優先事項として厳正な会計処理を継続していく。

また、令和 3(2021)年度に本格化した付随事業・収益事業に関しても、税務上は顧問税理士との間で、会計上は監査法人・監事・内部監査室との間で十分に情報交換しつつ、適

正な税務処理・会計処理を継続していく。

令和 5(2023)年度に、本学初となる専任の内部監査室長が着任したことを契機に、三様監査の更なる充実を図る。

【基準 5 の自己評価】

法人による管理運営は寄附行為に則って適正に行っている。寄附行為に基づき理事会及び評議員会が構成され、重要事項に関する審議や事業に対する適切な監査が行われることで、最高決定機関としての機能を発揮している。また、大学の運営に関しては、大学運営協議会を定期的に開催し、管理部門と教学部門との連携を図ることで、適切に運営している。大学における教学の基盤となる環境保全や人権、安全への配慮は適切に行っている。財政については開学以来良好な財政基盤を整えており、施設・設備の維持・改善に努めながら、統制された会計システムの下で健全な財務状況を維持している。また、予実管理の必要性の観点から、次年度からの強化策として、四半期ごとの報告会を実施する仕組みづくりを本年度中に行い、更なる良好な財政基盤の維持・向上に努めている。会計処理は学校法人会計基準等に即して適切に実施している。

以上のことから、基準 5 を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）における内部質保証の取組みは、大学の事業全般に係る「計画書」「報告書」に基づく内部質保証、学修成果の評価方針（以下「アセスメントプラン」という。）に基づく教育の内部質保証、自己点検・評価報告書に基づく内部質保証の三つの側面から毎年度実施している。

(a) 「計画書」「報告書」に基づく内部質保証

「計画書」「報告書」に基づく内部質保証は、大学の事業全般について各部門が中長期計画と連動した形で作成する単年度の「計画書」及び「報告書」をもとに、大学運営協議会が責任主体となって実施している。

(b) アセスメントプランに基づく内部質保証

本学では、平成 30(2018)年 6 月に現行のアセスメントプランの原型である「熊本保健科学大学・学部の学修成果の評価方針」を策定し、その後、令和 2(2020)年 1 月の「教学マネジメント指針」を踏まえた改定を行っている【資料 6-1-1】。

アセスメントプランに示すアセスメントは、図 6-1-a に示す体制のもとで行う。アセスメントの具体的な内容として、実施の時期やその対象、実施の主体者、用いる IR データ等を明示しており、毎年度確実に実施できる体制となっている。また、アセスメントの実施主体は、大学運営協議会、教育改革推進会議、IR 推進委員会、FD 委員会、就職委員会等多岐に及ぶ。内部質保証の責任主体である大学運営協議会は、それらの情報を集約し改善に繋げている。なお、令和 4(2022)年 4 月以降、教育に関する事項が大学運営協議会から教育改革推進会議に委譲されたことに伴い、各種アセスメント結果はすべて教育改革推進会議に報告している。

(c) 自己点検・評価報告書に基づく内部質保証

自己点検・評価報告書に基づく内部質保証は、自己点検・評価委員会が各部門の実績と課題を集約した自己点検・評価報告書をもとに、大学運営協議会が責任主体となって実施している。その際、現状の正確な把握・認識を通して、本学の特色や課題の抽出及び改善に繋げる自己点検・評価の方針を、「熊本保健科学大学学則」第 2 条及び「熊本保健科学大学自己点検・評価に関する規程」（以下「自己点検・評価に関する規程」という。）に規定している【資料 6-1-2】。

自己点検・評価報告書に基づく内部質保証において、評価の確認・確定、改善策の確認を行うのは、表 6-1-a に示す自己点検・評価責任者である。自己点検・評価責任者は、点

検・評価の責任者であるとともに、目標の設定や改善策を実施する方向で活動する権能を有する担当者として位置づけられている。自己点検・評価委員及び自己点検・評価責任者は、他の学内委員会と同じく任期は2年であり（再任可能）、委員が不在の年度はなく、委員会業務を恒常的な活動として位置づけている。

これらに加え、「自己点検・評価に関する規程」第9条に基づき、三つのポリシーを踏まえた教育の適切性や大学運営全般に関し、客観的かつ公平な自己点検・評価を実現するために、学外有識者及び学生代表を構成員に含む大学評価会議を設置している【資料6-1-3】。

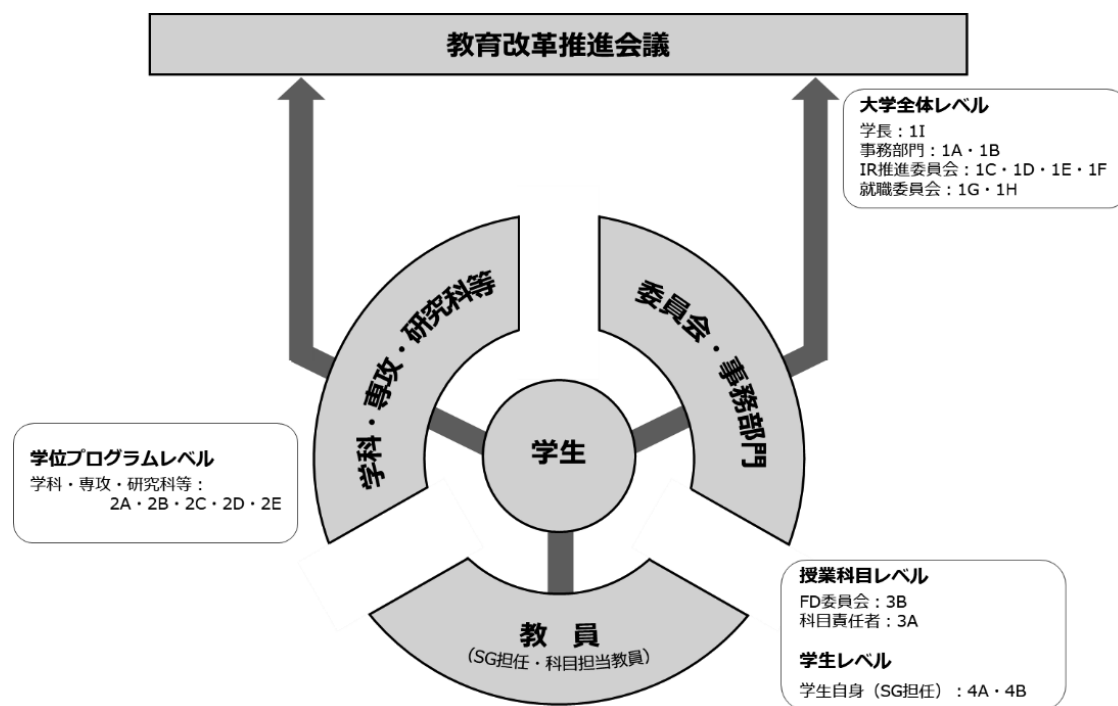


図 6-1-a アセスメント実施体制

表 6-1-a 自己点検・評価責任者

事項	責任者
大学に関する事項	理事長、学長、副学長、学部長、学術研究部長
法人に関する事項	理事長、事務局長
学部・学科等に関する事項	学部長、学科長、共通教育センター長
研究科に関する事項	研究科長
別科に関する事項	別科長
大学事務局に関する事項	事務局長
附属図書館に関する事項	附属図書館長

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

単年度の「計画書」については、各部門が中長期計画と連動させて作成するように記載方法の統一を図っているが、その取組みに漏れがないかどうかをチェックする体制の構築

が必要である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の定期的な実施と結果の共有、あるいは社会への公表を以下のように行っている。

(a) 「計画書」「報告書」に基づく内部質保証

本学では、中長期計画を踏まえ、各部門が単年度の「計画書」を作成し、上部組織会議体（教授会、研究科委員会、学術研究会議、大学運営協議会）での承認を経て、年度末の理事会に提出する。各部門は、この「計画書」に基づき業務を遂行する。当該年度終了後、各部門は「計画書」に対応した「報告書」を作成し、上部組織会議体（教授会、研究科委員会、学術研究会議、大学運営協議会）に提出している。「報告書」は、大学運営協議会での承認を経て、理事会に提出する。

次年度の「計画書」を作成する際には、当該年度の「計画書」の実施状況や年度末までの実施見込みを踏まえて作成する。また、「報告書」の作成に際しては、事業の達成状況を示すとともに、達成状況を踏まえた改善・向上方策の記述を求め、事業全般の質保証に繋げている。

なお、大学運営協議会で承認された「計画書」及び「報告書」は、学内用 Web 掲示板等を通じて学内で共有している。

(b) アセスメントプランに基づく内部質保証

アセスメントプランに示された教育の内部質保証のための各種調査の結果は、委員会等の実施主体による分析・検討を経て上部会議体（令和 4(2022)年 3 月までは大学運営協議会、4 月以降は教育改革推進会議）に集約し改善に繋げている。また、基準 2-6（学生の意見・要望への対応）や基準 3-3（学修成果の点検・評価）に記載した学修行動調査等の結果は学内用 Web 掲示板等を通じて学内で共有している。

(c) 自己点検・評価報告書に基づく内部質保証

自己点検・評価報告書に基づく内部質保証は、「自己点検・評価に関する規程」第 3 条第 2 項に基づき原則として毎年度実施し、「自己点検・評価に関する規程」第 4 条に掲げる項目について、前年度の状況を点検・評価する。その際、前年度の「報告書」などエビデンスとなる資料とともに各部門の実績を自己点検・評価委員会が集約する。自己点検・評価報告書は全学にメール配信された後、大学運営協議会に提出され、検討を経て、最終的な

自己点検・評価報告書として承認する。その際、「自己点検・評価に関する規程」第8条に基づき、改善が必要と認められた事項については、担当部門に改善策の具体的な検討を付託し、次年度の自己点検・評価報告書作成までに改善策の実施状況を確認し、自己点検・評価報告書に反映する。大学運営協議会で承認された自己点検・評価報告書は、理事会に報告された後、大学公式ホームページを通じて社会に公表している。

(d) 大学評価会議に基づく質保証

大学評価会議は、「自己点検・評価に関する規程」第9条に基づく会議体で、三つのポリシーを踏まえた教育の適切性や大学運営全般に関し、客観的かつ公平な自己点検・評価を実現するために設置している。大学評価会議の構成員については、「大学評価会議規程」第2条に定めるように学内の代表者に加え、学外有識者3～5人及び学生代表が含まれており、それぞれの立場から寄せられた大学運営についての意見や提案を改善・向上に繋げている。令和5(2023)年度も12月に対面式で開催し、学外有識者4人、学生代表(学友会)4人、学内代表者7人が参加して意見交換を行った【資料6-2-1】。その内容は大学運営協議会を通して共有している。

(e) 外部評価結果に基づく質保証

直接的な内部質保証の枠組みではないが、以下に示す外部評価を受審し、その結果を踏まえ、教育研究の質保証に繋げている。

- 公益財団法人 日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価
- リハビリテーション教育評価機構によるリハビリテーション学校評価
- WFOT (World Federation of Occupational Therapists) による作業療法士教育の基準 (Minimum Standards for the Education of Occupational Therapists)
- 国立大学法人動物実験施設協議会・公私立大学実験動物施設協議会による動物実験に関する相互検証

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学のIR機能は、IR推進委員会とIR・情報システム室が担っている。

IR推進委員会とIR・情報システム室は、アセスメントプランに沿って、基準2-6（学生の意見・要望への対応）や基準3-3（学修成果の点検・評価）に示した「GPS・Academic」や「学修行動調査」「卒業・修了時アンケート」等の調査を実施している。これにより、教学マネジメントに資するデータ収集・分析を行っている。

本学では、これらに加え、各種調査及びデータの収集・分析をアセスメントプランに沿ってそれぞれの委員会や部署が実施し、教育改革推進会議等に報告している。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

IRによるデータ収集・分析は、その時期や方法などIR推進委員会とIR・情報システム室により標準化されているが、大学全体の新たな課題を分析するためのIRデータの活用ルールを早急に確立して、どのような課題に対しても迅速に対応できるようにしていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、アセスメントプランに基づき学修成果を把握・評価し、三つのポリシーに基づく教育が適正に実施されているかを点検・確認することで、三つのポリシーを起点とする教育の内部質保証を行っている。

大学運営全般の改善・向上のための内部質保証は、アセスメントプランに記載された各種調査結果に加え、中長期計画を踏まえた「計画書」「報告書」と、それらをエビデンスとする自己点検・評価報告書に基づき行っている。

また、令和 4(2022)年 4 月にリハビリテーション学科理学療法学専攻の入学定員を 40 人から 60 人に増員したが、収容定員増の設置計画履行状況等調査からも、計画通りに確実に履行していることを示している。

上述のように、本学では、内部質保証の取組みを多面的かつ継続的に実施し、大学運営の改善・向上のために機能させている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

アセスメントプランに基づいた三つのポリシーを起点とした内部質保証の仕組みを明確に定めて、毎年度実行している。今後、改善に向けた取組みを目に見える形にしてその進捗を管理していく。また、法令順守をはじめとするコンプライアンスに関する全教職員を対象とする教育プログラムを体系的に整備し、その中で学校法人銀杏学園行動方針（クレド）についても定着させていく。

〔基準 6 の自己評価〕

本学では、事業全般に関し中長期計画に準拠して作成された単年度の「計画書」及び「報告書」に基づいて内部質保証を実施している。三つのポリシーに基づく教育の適正な実施については、学長が主導する教育改革推進会議が担当し、アセスメントプランに沿って可視化された学修成果に基づいて、内部質保証の実施体制を整備している。また、客観的なデータに基づく質保証を支える IR 組織として IR 推進委員会と IR・情報システム室を整備している。一方、教育研究活動を含む大学・法人の事業全般については、学校教育法第 109 条に定める自己点検・評価を通して、自らの使命・目的に沿った事業が行われているかを自ら点検・評価するとともに、学外有識者及び学生代表を構成員に含む大学評価会議を開催し、客観的な評価を通して多様な視点からの質保証に努めている。

このように、本学においては、「計画書」「報告書」に基づく内部質保証、アセスメントプランに基づく内部質保証、自己点検・評価の仕組みを通じた内部質保証の三本柱により自

主的・自律的な質保証活動を毎年度実施し、社会への公表を適切に行っている。以上のことから、基準 6 を満たしている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 産学官連携による取組みの推進

A-1. 産官学連携のための組織体制

A-1-① 産学官連携のための組織体制の整備

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 産学官連携のための組織体制の整備

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）では、産官学連携を主に進める部署の一つとして健康・スポーツ教育研究センターを令和 4(2022)年 4 月に設置している。

本学では、令和 5(2023)年 4 月を始期とする 4 年間の第二期中期計画を策定しており、その中で、第二期中期ビジョンとして「地域・企業との関りを深め、自立した生涯学習能力を備えた質の高い医療技術者を養成し、地域の保健(健康長寿)を先導する大学となる。」と定めている。このことを受けて、令和 5(2023)年度の重点的な取組みとして、「健康寿命延伸など地域の課題に対して、産官学連携による先導した取組みの推進」を掲げており、具体的には学内に設置していなかった「対外窓口の設置」や「健康・スポーツ教育研究センターをはじめとした推進体制の充実」としている。

そこで、令和 5(2022)年 4 月から産官学連携ワーキンググループを発足し、経営企画室を産官学連携の対外窓口と位置づけ、体制づくりを行っている。また、連携事業や共同研究の依頼があった際、マッチング等の対応協議を行う「アドバイザリーボード会議」（学術研究部長、特命副学長、事務局長等）を設けるなど、連携内容に応じたフローチャート図を作成し、システム化を図っている【資料 A-1-1】。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

外部から窓口が分かり易いように、大学公式ホームページに新しく産官学連携ページを新設し、対外窓口の連絡先を掲載することで、連携打診、協議、回答の流れを円滑にする。また、健康・スポーツ教育研究センターをはじめとした学内の産学官連携推進体制の充実を図っていく。

A-2. 連携協定の主な活動状況

A-2-① 連携協定の締結と協定に基づく活動の充実

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 連携協定の締結と協定に基づく活動の充実

(a) 行政との連携に基づく活動

(a-1) 水上村と令和 3(2021)年 12 月に連携協定を締結。標高 1,000m の水上スカイビレッジ(クロスカントリーコース等)で合宿する陸上部の高校生を医科学サポートすることを目的としたアスリート支援事業からスタートし、令和 5(2023)年度は以下に示す 3 つの取組みを実施している。

1 つ目が「アスリート支援」として、協定を結んでいる(株)明治と連携して「合宿飯」の開発を行った【資料 A-2-1】。(株)明治の栄養士の方々と一緒にメニュー開発を行い、村の宿泊施設の料理人等にメニューの指導及び説明会を行い、参加者から高い評価を得た。

2 つ目が「介護支援」で、作業療法士の教員が中心となり「寄朗屋(よろうや)」を立ち上げた。これは令和 5(2023)年 12 月に設立した団体で、孤立化しやすいシニア男性が集まりお茶を飲んだり、DIY などのものづくりや趣味を通じて、地域や人と人との繋がりを持ち、明るく楽しく日常を過ごせることを目的として活動するものである。現在は 10 名のシニア男性を中心に実施しているが、壮年層さらには子どもや女性も気軽に立ち寄れる場として地域に根付くことを目標としている。

3 つ目が「子育て支援」で、水上村立の 2 か所の保育園(岩野保育園、湯山保育園)に通う幼児への感覚運動あそび教室、保護者からの子育て相談、育児に関する講演、保育士への保育指導などの取組みを令和 5(2023)年度は 7 回実施した。

(a-2) 阿蘇市、阿蘇中央高校と令和 5(2023)年 2 月に 3 者連携協定を締結。地域住民の健康寿命の延伸を目的とした阿蘇プロジェクトを立ち上げ、阿蘇市の呼びかけに応じた 62 ~ 80 歳の男女計 40 人に対して体力測定事業を令和 5(2023)年 6 月に実施した【資料 A-2-2】。測定要員として、本学からはリハビリテーション学科 3 専攻の 2 年次生 42 人、高校からは 2 年生 54 人が参加。学生、生徒の混成チームを編成し、高校内の 2 つの体育館で運動機能、栄養、心理状態、社会参加の度合いなど約 30 項目にわたって測定した。結果と生活習慣改善の助言をセットにした通知を参加者へ送付し、11 月にも同一対象者を集めて測定会を開き、各項目での 5 か月間の変化の検証を行った。翌令和 6(2024)年 1 月には阿蘇市役所において、阿蘇市長をはじめ関係者参加による進捗報告会を開催し、取組みへの高い評価を得ることができた。

(a-3) 天草市と令和 5(2023)年 5 月に連携協定を締結。市民のスポーツ競技力向上に係る科学的分析と指導が目的である【資料 A-2-3】。11 月に U12 選手を対象としたフィットネスチェックを実施し、12 月に結果のフィードバックとトレーニング指導を選手及び保護者へ実施した。また、3 月には陸上競技記録会におけるバイオメカニクス研究班活動を実施し、対象者とそのコーチへデータ配信まで行った。加えて、U16 選手を対象とした障害予防に関するトレーニング指導を行った。

(a-4) 「熊本市北区」や「水俣市・水俣高校・国保水俣市立総合医療センター」との連携協定を令和 6(2024)年 3 月に締結。いずれも保健、医療分野の人材育成、教育・実習の充実、住民の健康増進、地域の活性化などを主な目的としている。現在は具体的な活動について協議中である。

(b) 民間企業・団体との連携に基づく活動

(b-1) 熊本バスケットボール株式会社（熊本ヴォルターズ）と令和 5(2023)年 7 月に連携協定を締結。研究・教育の充実や地域の活性化を目的としている。本学のアリーナにおいて選手のフィットネスチェック、フィジカルチェック等継続的な取組みを展開している【資料 A-2-4】。

(b-2) KM バイオロジクス株式会社（以下、「KMB」という）と令和 5(2023)年 12 月に連携協定を締結。学術情報の交流及び人的交流を通して学術と科学技術の高度化を図ることを主な目的としている。本学の品質保証・精度管理学共同研究講座の特命教授により KMB 従業員に対して品質文化醸成に向けた講演等を定期的に実施し、医薬品に必要な品質への考え方や各種取組みなどについて支援を行っている。先方からも非常勤講師として毎年、本学の医学検査学科の講義を担当していただくなど、人的交流や業務連携を推進しており、今後もこの交流・連携を続けるとともに、熊本市北区と連携した KMB 従業員の健康管理等、更なる取組みを検討中である。

(b-3) 福岡脳神経外科と令和 5(2023)年 5 月に連携協定を締結。優秀な医療従事者を育成し日本の医療のレベルアップに寄与することを目的としている【資料 A-2-5】。脳卒中看護分野の研修生 6 名の教育（座学及び臨床実習）を、福岡脳神経外科病院で全面的に引き受けていただくことで認知症看護分野との同時開講が可能となり、認定看護師教育課程の本来の姿を取り戻すことができた。特に、脳卒中認定看護師 B 課程の教育機関は、全国でも唯一、本学のみであり、全国から応募があることからニーズも高く、社会的な貢献度も大きいと考えている。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

第二期中期計画のとおり、複数の連携協定を結んでおり、それぞれ担当者を置いて連携に取り組んでいる。しかしながら、協定のマネジメントやモニタリングについての仕組みがまだ弱いため、協定が形骸化せず着実に展開していくように定期的なモニタリング等とおして見える化し、PDCA サイクルを回していく。

A-3. その他地域連携の推進

A-3-① 大学資源を生かした地域連携活動の充実

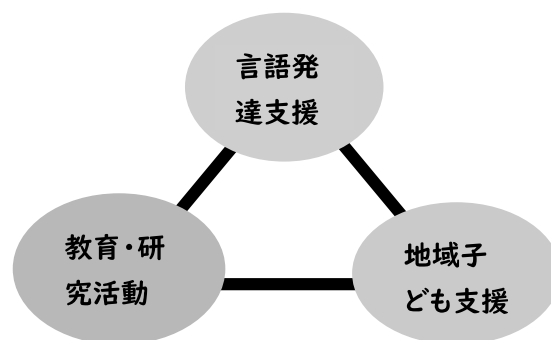
(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 大学資源を生かした地域連携活動の充実

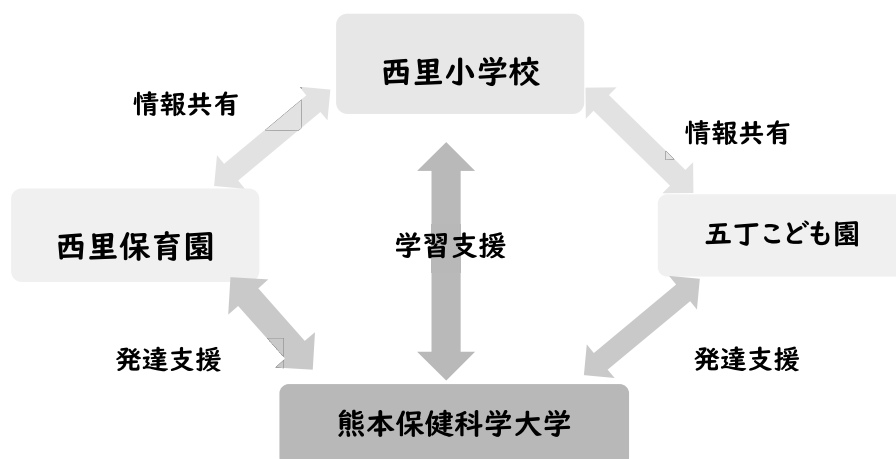
図 A-3-a ことばの相談室の活動



(a) 言語発達臨床教育研究室

言語発達臨床教育研究室は本学内に平成30(2018)年に開設した。役割として地域で不足している小児言語聴覚療法の提供や情報の発信、そして学外の小児言語聴覚療法に関連する施設への支援や助言としている。役割の一環として「ことばの相談室」と称して、①言語発達支援、②教育・研究活動、③地域の子ども支援を3つの柱にしている。令和5(2023)年8月には地域交流会として、近隣の小学校教諭(20名)に来学頂き、「ことばの相談室」や学校現場の現状について意見交換を行った。地域支援を通して、子育て・発達・学習に関する支援のニーズは高まっており、地域の方々(家庭・保育園・学校)と一緒に専門職(言語聴覚士・作業療法士)の視点から子どもたちの修学移行支援等をサポートしていく。

図 A-3-b 地域子ども支援(西里地区): 就学移行支援



(b) 地域連携委員会

令和5(2023)年度は、新型コロナウイルスの感染症5類移行に伴い、休止していたイベントを表A-3-1に示すとおり再開し、教職員や学生ボランティアを動員し健康測定・体力測定等を行った。これらの活動は地域貢献と同時に学生の教育にも資するものである。【資料A-3-1】。

表 A-3-1 地域連携委員会による地域貢献活動

イベント名	主催者
西里校区グラウンドゴルフ大会(4・11月)	西里校区グラウンドゴルフ協会
花と食の祭典(5月)	株式会社フードパル熊本
ふれあいフェスタ in ほくぶ(10月)	ふれあいフェスタ in ほくぶ実行委員会 (北部まちづくりセンター)
フードパルフェスタ(11月)	株式会社フードパル熊本
井芹川流域大清掃(11月)	西里校区まちづくり委員会
西里校区健康ウォーキング大会(3月)	西里校区健康づくり委員会

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

地域連携・地域支援をこれまでどおり実行していく。しかしながら言語発達臨床教育研究室部分の発達や学習においての支援は言語聴覚士だけでは限界があるため他学科混成の体制の充実を検討する。例えば、作業療法士と協働することで多角的な視点で充実した支援を行えるため、生活機能療法学専攻の小児領域担当教員にも参加してもらい、ことば（コミュニケーション）だけではなく、発達全般の支援を行えるよう模索していく。

【基準 A の自己評価】

保健医療系大学として、保健医療分野での地域貢献は本学の大事な使命である。この使命の実現に向けて、本学では令和 4(2022)4 月に健康・スポーツ教育研究センターを新設した。本センターでは積極的に産官学連携による地域の健康増進やスポーツに関する課題解決に取組み、新たなイノベーションの創出に取り組んでいる。現在、主に連携協定は本センターが中心となって、連携先毎にセンターの担当者を配置して連携を進めている。今後はさらに、新たに對外窓口やサポート部署を経営企画室と位置づけ、行政・企業等とのマッチングや契約等の円滑な推進を図っていく。

令和 5(2023)年 5 月～令和 6(2024)年 4 月の期間では、行政や民間企業・団体・病院など 8 つの連携協定を新たに締結した。それぞれ連携の着実な推進を図っていくため、過去の協定も含めた一覧表を作成し、年間の計画書、報告書提出などを通して評価・レビューできる管理・モニタリングの仕組みづくりを進めている。また、連携協定とは別に、地元地域との貢献事業も実施しており、今後は集約・整理してさらなる充実を図っていく。

V. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に大学の目的及び使命を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 4 条に教育研究上の基本組織を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 13 条に修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 23 条に編入学を定めている。	3-1
第 89 条	—		3-1
第 90 条	○	学則第 19 条に入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 6 条に職員組織を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 9 条に教授会を置くことを定めている。教授会規程第 8 条に学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項を定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 45 条、大学院学則第 39 条に学位の授与について定めている。	3-1
第 105 条	○	学則第 4 条の 5 にキャリア教育研修センターを置くことを定めている。キャリア教育研修センター認定看護師教育課程規則第 21 条に履修証明書の授与について定めている。	3-1
第 108 条	—		2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に自己点検・自己評価について定めている。大学公式ホームページの「大学評価」で認証評価の評価報告書を公表している。	6-2
第 113 条	○	学則第 3 条に情報の公開について定めている。大学公式ホームページの「情報公開」で公表している。	3-2
第 114 条	○	学園組織運営規程第 12 条、第 14 条、第 15 条に規定している。	4-1 4-3
第 122 条	○	編入学に関する規程第 2 条に出願資格を定めている。	2-1
第 132 条	○	編入学に関する規程第 2 条に出願資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に以下を定めている。 一 第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条 二 第 4 条、第 4 条の 2、第 4 条の 3、第 4 条の 4、第 4 条の 5、第 5 条 三 第 28 条、第 29 条 四 第 32 条、第 44 条 五 第 4 条、第 6 条 六 第 22 条、第 36 条、第 39 条、第 41 条、第 44 条 七 第 46 条から第 49 条 八 第 57 条、第 58 条 九 該当なし	3-1 3-2
第 24 条	—		3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 58 条に懲戒について定めている。学生の懲戒処分に関する規程を定めている。	4-1
第 28 条	○	学園文書取扱規程第 25 条に重要文書の保管、第 26 条に文書の保存年限を定めている。	3-2
第 143 条	○	学則第 9 条に規定している。各種委員会に規定を定めている。	4-1

熊本保健科学大学

第 146 条	○	学則第 35 条に入学前の既修得単位の認定について定めている。	3-1
第 147 条	—		3-1
第 148 条	—		3-1
第 149 条	—		3-1
第 150 条	○	学則第 19 条に入学資格を定めている。	2-1
第 151 条	—		2-1
第 152 条	—		2-1
第 153 条	—		2-1
第 154 条	—		2-1
第 161 条	○	学則第 27 条に編入学等の取扱いについて定めている。	2-1
第 162 条	○	転入学に関する規程第 3 条に出願資格を定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 15 条に学年の始期及び終期を定め、第 18 条に入学の時期について定めている。通常の卒業期に卒業できない学生の取扱いに関する内規を定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生に関する規程第 6 条に単位習得証明書の交付について定めている。	3-1
第 164 条	○	キャリア教育研修センター認定看護師教育課程規則を定めている。	3-1
第 165 条の 2	○	学生便覧で掲載するとともに、HP に公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価に関する規程、自己点検・評価委員会規程に定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	学則第 3 条に情報公開について定めている。HP、銀杏学園通信「ぎんきょう」に公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 44 条に卒業認定及び学位授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 27 条に編入学等の取扱いについて定めている。編入学に関する規程第 6 条に定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 27 条に編入学等の取扱いについて定めている。編入学に関する規程第 2 条第 3 号に出願資格を定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	平成 26 年度に認証評価を受審し「認定」されている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条、第 4 条に大学の目的及び使命を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	アドミッションポリシー、大学入学者選抜規程、入学試験委員会規程に沿って適切に実施されている。	2-1
第 2 条の 3	○	各種委員会の委員として、職員も参画している。	2-2
第 3 条	○	学則第 4 条に教育研究上の基本組織を定めている。また、大学設置基準で求められている人数を大きく上回っている。	1-2

熊本保健科学大学

第 4 条	○	学則第 4 条に教育研究上の基本組織を定めている。	1-2
第 5 条	—		1-2
第 6 条	○	学則第 4 条の 3～第 4 条の 5 に定める教育研究施設を置き、その内容、目的においては各種規程に定めている。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	データ編に示すとおり、大学設置基準に定められている教員数を大幅に上回っており、バランスも取れている。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要科目である専門科目の必修科目については、原則として専任の教授又は准教授を配置している。また、演習・実習を伴う授業については責任担当教員を補助する教員を配置して授業を実施している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	実務家教員は学科会議の構成員として、教育課程の編成に参加している。	3-2
第 11 条	○	特命教員に関する規程を定めている。	3-2 4-2
第 12 条	○	学園就業規則第 5 条に兼職の禁止を定めている。	3-2 4-2
第 13 条	○	データ編に示すとおり、定められた数以上の教員数を配置している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長選考規程第 2 条に学長候補者の資格について定めている。	4-1
第 14 条	○	教員選考及び昇任に関する規程第 3 条に教授の選考基準を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	教員選考及び昇任に関する規程第 4 条に准教授の選考基準を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	教員選考及び昇任に関する規程第 5 条に講師の選考基準を定めている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	教員選考及び昇任に関する規程第 6 条に助教の選考基準を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	—		3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条 2 項に収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	教育課程編成・実施の方針を「カリキュラムポリシー」として定め、適切に編成している。	3-2
第 19 条の 2	—		3-2
第 20 条	○	学則第 29 条に教育課程の編成について定めている。	3-2
第 21 条	○	学則第 30 条に単位の計算方法を定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 28 条に一年間の授業期間を定めている。	3-2
第 23 条	○	授業暦に週数を記載している。	3-2
第 24 条	○	学修規程第 3 条の 2、第 4 条に定めている。	2-5
第 25 条	○	学則第 29 条の 2 に授業の方法を定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 44 条別表第 3 に卒業要件を示し、シラバスに成績評価基準等を記載している。	3-1
第 25 条の 3	○	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程に基づき実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	○	学則第 31 条、第 32 条に単位の授与について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学修規程第 3 条 6 項に履修登録の上限を定めている。	3-2

熊本保健科学大学

第 27 条の 3	—		3-1
第 28 条	○	学則第 33 条に他の大学等における授業科目の履修等を定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 34 条に大学以外の教育施設等における学修について定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 35 条に入学前の既修得の単位認定について定めている。	3-1
第 30 条の 2	—		3-2
第 31 条	○	学則第 53 条に科目等履修生について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 44 条に卒業の要件を定めている。	3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	○	学生便覧 230 ページに学内図を示すように、教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	学生便覧 230 ページに学内図を示すように、グラウンド、アリーナを有している。	2-5
第 36 条	○	学生便覧 231～233 ページの学内図に示すとおり、校舎等施設は基準どおり備えている。	2-5
第 37 条	○	表 2-5-a に示すとおり、大学設置基準に定められた面積を大きく上回っており、十分に基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	表 2-5-a に示すとおり、大学設置基準に定められた面積を大きく上回っており、十分に基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	データ編共通基礎様式 1、学生便覧 130 ページ見取り図に示しているとおり、十分に基準を満たしている。	2-5
第 39 条	—		2-5
第 39 条の 2	—		2-5
第 40 条	○	固定資産台帳に記載してあるとおり、十分な機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—		2-5
第 40 条の 3	○	決算書の教育研究費に示すとおり、教育研究にふさわしい環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	学則第 1 条の目的及び使命に合わせて、大学、学部及び学科の名称を定めている。	1-1
第 41 条	○	学園組織運営規程第 11 条、第 12 条に事務組織について定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	事務分掌規程第 3 条に学務課を置くことを定めている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	就職委員会規程を定め、学生便覧 85 ページの就職キャリアガイダンス計画に沿って実施している。	2-3
第 42 条の 3	○	学園就業規則第 4 条に研修について定め、計画的に SD 研修を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—		3-2
第 43 条	—		3-2
第 44 条	—		3-1
第 45 条	—		3-1
第 46 条	—		3-2 4-2
第 47 条	—		2-5
第 48 条	—		2-5

熊本保健科学大学

第 49 条	—		2-5
第 49 条の 2	—		3-2
第 49 条の 3	—		4-2
第 49 条の 4	—		4-2
第 57 条	—		1-2
第 58 条	—		2-5
第 60 条	—		2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 44 条、第 45 条に学位の授与の要件を定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 45 条に専攻分野の名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	—		3-1
第 13 条	○	学則第 45 条に学位の授与について定めている。学位規程を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務について、理事会において理事及び監事に周知している。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止について、理事会において理事及び監事に周知している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 35 条に定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係について、理事会において理事及び監事に周知している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条に定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条、第 7 条に定めている。第 7 項については、就任の際に宣誓書に記載して、確認している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 19 条に定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 21 条に定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条に定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 26 条に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任について、理事会において理事及び監事に周知している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任について、理事会において理事及び監事に周知している。	5-2 5-3

熊本保健科学大学

第 44 条の 5	○	役員の損害賠償責任については、寄附行為に定めるとともに、理事会及び評議員会の議を経て損害賠償責任保険を契約している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 32 条に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 34 条に定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 35 条に定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 37 条に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 39 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 36 条に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 2 条に目的及び使命を定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 5 条に教育研究上の基本組織を定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 16 条に入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 16 条に入学資格を定めている。	2-1
第 156 条	—		2-1
第 157 条	—		2-1
第 158 条	—		2-1
第 159 条	—		2-1
第 160 条	—		2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	平成 26 年度に認証評価を受審し「認定」されている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 2 条に目的及び使命を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	アドミッションポリシー、大学院入学者選抜規程、大学院入学試験委員会規程に沿って、適切に実施されている。	2-1
第 1 条の 4	○	各種委員会の委員として、職員も参画している。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 5 条に教育研究上の基本組織を定めている。	1-2
第 2 条の 2	—		1-2
第 3 条	○	大学院学則第 6 条、第 10 条に定めている。	1-2
第 4 条	—		1-2

熊本保健科学大学

第 5 条	○	大学院学則第 5 条に教育研究上の基本組織を定めている。また、教員数については、大学設置基準で求められている人数を大きく上回っている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 5 条に教育研究上の基本組織を定めている。	1-2
第 7 条	○	大学院学則第 22 条教育課程の別表第 2 に示しているように、学部との適切な連携を図るものとなっている。	1-2
第 7 条の 2	—		1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—		1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	データ編に示すとおり、大学設置基準に定められている教員数を大幅に上回っており、バランスも取れている。	3-2 4-2
第 9 条	○	大学院教員審査委員会規程で審査した者を大学院教員として任命している。	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院学則第 5 条に入学定員及び収容定員を定めている。	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 22 条に教育課程の編成について定めている。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 22 条教育課程の別表第 2 に示している。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 29 条に他の大学院における授業科目の履修について定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 28 条に教育方法の特例について定めている。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院学則第 38 条に修了要件を示し、学位規程に学位論文の審査方法を定めている。また、シラバスに成績評価基準を記載している。	3-1
第 14 条の 3	○	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程に基づき実施している。	3-2 3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則第 10 条、第 13 条、第 22 条別表第 2、第 25 条、第 27 条、第 29 条、第 30 条、第 47 条、授業暦、シラバス、履修者名簿に示している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 38 条に修士課程の修了要件を定めている。	3-1
第 17 条	—		3-1
第 19 条	○	大学院学生便覧 105～108 ページの学内図に示すとおり。	2-5
第 20 条	○	固定資産台帳に記載してあるとおり、十分な機械、器具等を備えている。	2-5
第 21 条	○	データ編共通基礎様式 1 に示しているとおり、十分に基準を満たしている。	2-5
第 22 条	○	大学院学生便覧 105～108 ページの学内図に示すとおり。	2-5
第 22 条の 2	—		2-5
第 22 条の 3	○	決算書の教育研究費に示すとおり、教育研究にふさわしい環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	大学院学則第 2 条の目的及び使命に合わせて、研究科等の名称を定めている。	1-1
第 23 条	—		1-1 1-2
第 24 条	—		2-5
第 25 条	—		3-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	—		3-2 4-2

熊本保健科学大学

第 28 条	—		2-2 3-1 3-2
第 29 条	—		2-5
第 30 条	—		2-2 3-2
第 30 条の 2	—		3-2
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		2-5
第 34 条の 2	—		3-2
第 34 条の 3	—		4-2
第 42 条	○	学園組織運営規程第 11 条に事務組織を定めている。	4-1 4-3
第 42 条の 2	—		2-3
第 42 条の 3	○	入学金、学納金及び長期履修制度について明記するとともに、大学院奨学金制度規程やスカラシップ制度を定め、経済的負担軽減のための措置を講じ、大学公式ホームページ等で公開している。	2-4
第 43 条	○	学園就業規則第 4 条に研修について定め、計画的に SD 研修を実施している。	4-3
第 45 条	—		1-2
第 46 条	—		2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 38 条、第 39 条に学位授与の要件を定めている。	3-1
第 4 条	—		3-1
第 5 条	○	学位規程第 8 条に審査委員会について定めている。	3-1
第 12 条	—		3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

Ⅵ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人銀杏学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	熊本保健科学大学大学案内(2025)	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	熊本保健科学大学学則、熊本保健科学大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要項	
	令和 6(2024)年度入学試験要項 ・総合型選抜（リーダーシップ選抜） ・学校推薦型選抜（指定校） ・学校推薦型選抜（公募） ・一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜(前期日程・後期日程) 令和 6(2024)年度大学院保健科学研究科学生募集要項 令和 6(2024)年度助産別科(1 年課程)学生募集要項 令和 6(2024)年度認定看護師教育課程脳卒中看護分野募集要項 令和 6(2024)年度特定行為研修課程募集要項 熊本保健科学大学令和 7(2025)年度入試ガイド	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 令和 6 年度入学者(2024) 大学院学生便覧 令和 6 年度(2024)	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 6 年度熊本保健科学大学計画書、令和 6 年度の主な取組み、令和 6 年度部門別計画書、令和 6 年度委員会別計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5 年度熊本保健科学大学報告書、令和 5 年度部門別報告書、令和 5 年度委員会別報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ 大学案内(2025)p.80、p.71 校内図 学生便覧(2024)pp.214-217	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	諸規程一覧、規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人銀杏学園 理事・監事・顧問・評議員名簿 令和 5 年度 理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	令和元～令和 5 年度財務計算に関する書類 監査報告書（令和元～令和 5 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	令和 6 年度学生便覧 pp.44-47、大学院学生便覧 pp.11-12、Web シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー一覧	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	創立 50 周年記念式典（リーフレット）（四綱領）	
【資料 1-1-2】	銀杏学園歌	
【資料 1-1-3】	学校法人銀杏学園 中長期計画書	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	大学運営協議会、理事会議事録（本学ミッション、四綱領の決定）	
【資料 1-2-2】	大学公式ホームページ：大学紹介 大学案内(2025)pp.3-4、学園通信ぎんきょう 49 号裏表紙	
【資料 1-2-3】	キービジュアル、タグライン	
【資料 1-2-4】	第 4 回理事会（R4.3.16）議事録：第 7 号議案 銀杏学園組織の改編案の件	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	保健科学部・大学院保健科学研究科の入学受入の方針(アドミッションポリシー)	
【資料 2-1-2】	熊本保健科学大学令和 7 年度入試ガイド pp.2-3	
【資料 2-1-3】	退学率の推移データ	
【資料 2-1-4】	熊本保健科学大学入学選抜規程(学部) 大学院入学選抜規程(大学院)	
【資料 2-1-5】	熊本保健科学大学大学院奨学金制度規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学校法人銀杏学園行動指針（クレド）	
【資料 2-2-2】	スモールグループ活動の手引き	
【資料 2-2-3】	熊本保健科学大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針、熊本保健科学大学における障がい学生の支援に関する対応指針、学生・保護者等へ配付するリーフレット	
【資料 2-2-4】	合理的配慮提供の流れ（障害学生・学外実習）	
【資料 2-2-5】	オフィスアワー一覧※非常勤講師への質問については学生便覧に記載あり	
【資料 2-2-6】	令和 5(2023)年度教育改革推進会議（6/27 議事録）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	インターンシップの実施状況	
【資料 2-3-2】	特化型スタサの紹介資料、アカデミックスキル支援センターからの掲示物（小論文指導）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	クラブ活動振興宣言、熊保大ボランティア・スピリット	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	附属図書館利用案内	
【資料 2-5-2】	私の部屋でランチを、サイエンスカフェの案内（学外者への公開が可であるもの）	
【資料 2-5-3】	各講義の受講人数を示す資料	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学長直行便、目安箱	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大学公式ホームページ、大学案内、学生便覧、大学院学生便覧	
【資料 3-1-2】	学生便覧 pp.195-197	
【資料 3-1-3】	大学院学生便覧 pp.65-80	
【資料 3-1-4】	学生便覧 p.54	
【資料 3-1-5】	熊本保健科学大学学位規程	
【資料 3-1-6】	熊本保健科学大学学生表彰規程	
【資料 3-1-7】	大学院学生便覧 p.19	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学公式ホームページ、大学案内、学生便覧、大学院学生便覧	
【資料 3-2-2】	カリキュラムマップ	
【資料 3-2-3】	学生便覧（熊本大生到達目標、カリキュラムマップ、科目ナンバリング）	
【資料 3-2-4】	シラバス、シラバスセルフチェックシート	
【資料 3-2-5】	共通教育センター規程及び計画書・報告書、アカデミックスキル支援センター規程及び計画書・報告書、アカデミックスキル支援センター運営委員会規程及び計画書・報告書	
【資料 3-2-6】	基礎セミナー学修サポートブック	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメントプラン	
【資料 3-3-2】	修学ポートフォリオ、修学ポートフォリオ作成マニュアル（学生用）、レーダーチャート、Active Academy 操作説明書、学生便覧（修学ポートフォリオ関係）	
【資料 3-3-3】	GPS-Academic 結果	
【資料 3-3-4】	学修行動調査結果	
【資料 3-3-5】	卒業・修了時アンケート結果	
【資料 3-3-6】	卒業 1 年目アンケート結果	
【資料 3-3-7】	就職先へのアンケート結果	
【資料 3-3-8】	授業改善アンケート結果	
【資料 3-3-9】	学修行動調査結果に対する回答	
【資料 3-3-10】	授業改善計画	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	熊本保健科学大学学長選考規程	
【資料 4-1-2】	熊本保健科学大学教育改革推進会議規程	
【資料 4-1-3】	熊本保健科学大学大学運営協議会規程	
【資料 4-1-4】	令和 3(2021)年度教育改革推進会議（12/22）議事録	
【資料 4-1-5】	熊本保健科学大学教授会規程 熊本保健科学大学大学院研究科委員会規程 熊本保健科学大学学術研究会議運営規程 学長裁定（教授会・研究科委員会・学術研究会議関連）	
【資料 4-1-6】	熊本保健科学大学学生の懲戒処分に関する規程	

熊本保健科学大学

【資料 4-1-7】	大学運営協議会管轄下の委員会と業務（2024） 教授会管轄下の委員会と業務（2024） 大学院研究科委員会管轄下の委員会と業務（2024） 学術研究会議管轄下の委員会と業務（2024）	
【資料 4-1-8】	学校法人銀杏学園組織別教職員配置図（20240501）	
【資料 4-1-9】	委員会の構成と事務局	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	規則に定められた教員数と現教員数との対比一覧	
【資料 4-2-2】	熊本保健科学大学教員人事委員会規程	
【資料 4-2-3】	熊本保健科学大学教員採用の選考に関する規程	
【資料 4-2-4】	熊本保健科学大学教員の昇任及び任期更新の選考に関する規程	
【資料 4-2-5】	学校法人銀杏学園教員人事評定制規程	
【資料 4-2-6】	熊本保健科学大学特任教員に関する規程 熊本保健科学大学特命教員に関する規程 熊本保健科学大学客員教員規程 熊本保健科学大学名誉教授授与規程 学校法人銀杏学園非常勤講師に関する規程 学校法人銀杏学園臨時職員等に関する規程 熊本保健科学大学臨床教授等の称号の付与に関する規程	
【資料 4-2-7】	採用の基準	
【資料 4-2-8】	昇任及び任期更新の選考基準	
【資料 4-2-9】	学科内の分野の設置並びに教員数の標準（目安）	
【資料 4-2-10】	熊本保健科学大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	研修会参加実績一覧	
【資料 4-3-2】	SD 研修一覧	
【資料 4-3-3】	熊本保健科学大学における SD の実施方針	
【資料 4-3-4】	新入職員の研修方針	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	熊本保健科学大学学術研究会議運営規程	
【資料 4-4-2】	「研究に関するアンケート 2023」結果	
【資料 4-4-3】	熊本保健科学大学における公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程	
【資料 4-4-4】	熊本保健科学大学における研究活動に係る不正行為に関するガイドライン	
【資料 4-4-5】	学校法人銀杏学園行動指針（クレド） 熊本保健科学大学における公正な研究活動行為に関する行動規範 熊本保健科学大学における研究活動に係る不正行為防止に関する基本方針 熊本保健科学大学公的研究費不正使用防止計画 熊本保健科学大学公的研究費に係る内部監査内規 熊本保健科学大学公的研究費の運用に関わる不正等に対する取引停止取扱規程 公的研究費に係る換金性の高い物品の管理と確認及び特殊な役務の検収に関する申合せ	
【資料 4-4-6】	熊本保健科学大学ライフサイエンス倫理規程	
【資料 4-4-7】	研究活動の手引き 2024 年度版 p. 17	
【資料 4-4-8】	学内掲示板(学術研究) 学内用 Web 掲示板(研究助成案内)	
【資料 4-4-9】	熊本保健科学大学学内研究費助成規程	
【資料 4-4-10】	2024P&P 募集要項（新任者）	

熊本保健科学大学

【資料 4-4-11】	研究活動の手引き p. 12	
【資料 4-4-12】	2024P&P 募集要項	
【資料 4-4-13】	令和 6(2024)年度 P&P 採択一覧	
【資料 4-4-14】	令和 5(2023)年度学術研究会議（11/21）議事録	
【資料 4-4-15】	令和 5(2023)年度学内研究助成研究報告会抄録 令和 4(2022)年度学内研究助成報告集	
【資料 4-4-16】	熊本保健科学大学研究員受入規程 熊本保健科学大学外部資金等により雇用する研究員等に関する規則	
【資料 4-4-17】	令和 6(2024)年度科研費採択者一覧	
【資料 4-4-18】	研究機器等リスト周知メール、リスト(省略版)	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人銀杏学園就業規則 学校法人銀杏学園組織運営規程	
【資料 5-1-2】	大学公式ホームページ：情報公開、学園通信ぎんきょう 48 号	
【資料 5-1-3】	学校法人銀杏学園常勤理事会規程	
【資料 5-1-4】	感染予防及び危険防止マニュアル	
【資料 5-1-5】	熊本保健科学大学ハラスメント防止ガイドライン 熊本保健科学大学ハラスメントの防止に関する規程 熊本保健科学大学ハラスメント防止委員会規程	
【資料 5-1-6】	ハラスメントの防止に関するリーフレット 【学生編・教職員編・実習施設編】	
【資料 5-1-7】	性の多様性（LGBT/SOGI）に関する対応ガイドライン 熊本保健科学大学学生の通称名等の使用取扱規程	
【資料 5-1-8】	熊本保健科学大学情報セキュリティポリシー 熊本保健科学大学個人情報保護方針(プライバシーポリシー) 熊本保健科学大学情報保護規程 熊本保健科学大学情報保護委員会規程	
【資料 5-1-9】	令和 5(2023)年度情報紛失漏洩報告訓練実施案内	
【資料 5-1-10】	標的型攻撃メール訓練実施結果報告	
【資料 5-1-11】	令和 5(2023)年度熊本保健科学大学情報セキュリティ監査実施要領	
【資料 5-1-12】	熊本保健科学大学衛生委員会規程	
【資料 5-1-13】	熊本保健科学大学非常変災時に対する運用マニュアル	
【資料 5-1-14】	熊本保健科学大学危機管理ガイドライン	
【資料 5-1-15】	令和 5(2023)年度防災訓練実施要領、訓練実施報告書	
【資料 5-1-16】	防災マニュアル 2021 年度版	
【資料 5-1-17】	熊本保健科学大学遺伝子組換え生物等使用安全管理規程 熊本保健科学大学遺伝子組換え生物等使用安全委員会規則 熊本保健科学大学バイオセーフティ管理規程 熊本保健科学大学動物実験規則 熊本保健科学大学動物実験細則 熊本保健科学大学飼養保管施設運営部会内規	
【資料 5-1-18】	学生便覧 p.109	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	名簿	
【資料 5-2-2】	開催と出席状況	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		

熊本保健科学大学

【資料 5-3-1】	監事による監査報告書(令和 5 年度)	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 6 年度学校法人銀杏学園(熊本保健科学大学)予算編成方針	
【資料 5-4-2】	学校法人銀杏学園資産運用規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	監査法人による監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	アセスメントプラン	
【資料 6-1-2】	熊本保健科学大学自己点検・評価に関する規程	
【資料 6-1-3】	大学評価会議規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	大学評価会議の案内文書	
6-3. 内部質保証の機能性		

基準 A. 産学官連携による取組みの推進

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 産学官連携のための組織体制		
【資料 A-1-1】	問合せに関するフローチャート	
A-2. 連携協定の主な活動状況		
【資料 A-2-1】	水上村アスリート支援概要	
【資料 A-2-2】	阿蘇プロジェクト概要	
【資料 A-2-3】	天草市との取組み概要	
【資料 A-2-4】	熊本ヴォルターズとの取組み概要	
【資料 A-2-5】	福岡脳神経外科との取組み概要	
A-3. その他地域連携の推進		
【資料 A-3-1】	地域連携委員会の取組み概要	

熊本保健科学大学 自己点検・評価報告書
令和 6(2024)年度版

令和 6 年 8 月発行

【編集】熊本保健科学大学 自己点検・評価委員会

委員長：竹屋元裕

委 員：檜原真二 古閑陽一 渡辺雄一 土井 篤
水本 豪 向井良人 亀山広喜 山口裕子
松原慶吾 河瀬晴夫 勝木康子

【発行】熊本保健科学大学

〒861-5598 熊本県熊本市北区和泉町 325 番地

TEL : 096-275-2111 (代)